

農業法人白書

＜2013 年農業法人実態調査結果＞

～日本農業法人協会会員のスガタとカタチ～



2014 年 5 月

公益社団法人 日本農業法人協会

はじめに

当協会は、平成 8 年 8 月に全国の農業法人経営者の有志が集まって任意団体として設立した「全国農業法人協会」を母体に、同 11 年 6 月に社団法人を設立、同 24 年 3 月に公益社団法人に移行して現在に至っています。

当協会は、主な活動に「農業政策への提案・提言」、「調査研究」、「情報発信・提供」を掲げ、会員自らが農業経営の発展を目指してネットワークを築いてきました。

もともと農村社会の中で農業法人は異端児的な存在でした。しかし、平成 11 年に制定された「食料・農業・農村基本法」で農業経営の法人化の推進が明記されたことで、政策的な位置づけがなされ、農業の「担い手」として広く認知されるようになりました。農業法人は、単なる生産者という枠から飛び出して、企業的な経営を目指す中で、農畜産物の品質や生産性の向上とともに自ら販路拡大に努め、加工や直売などの多角化によって付加価値の向上にも早くから取り組んできました。また、経営資源である農地の保全管理、従業員雇用の拡大など、地域の活性化とは切っても切れない関係を築き、地域とともに経営発展を目指しています。

このように、農業法人は、活発な事業活動を展開していますが、その実態は政府の統計でもあまり明らかにはなっていません。

「農業法人はどのような経営を実践しているのか？」その実態を把握するため、当協会では 2000 年度より加盟する会員を対象に経営の実態を調査し、結果を公表して参りました。今回は、調査結果に加えて税務をはじめとした農業法人経営に役立つ多様な情報と農業法人の経営紹介、協会活動の紹介も掲載しています。

この「農業法人白書」によって、農業法人の実態が明らかになり、経営発展に資する取り組みが少しでも拡大することを祈念しています。

2014 年 5 月

公益社団法人日本農業法人協会

目次

1	2013年農業法人実態調査結果	2
	・ 調査結果の概要	2
	・ 回答法人プロフィール	3
	・ 売上の構成	7
	・ 売上規模と従事者一人あたりの売上高	10
	・ 販売先の構成	10
	・ 金融機関との取引	12
	・ 過去1年の経営の状況と今後の見通し	12
	・ 経営強化の取組み	13
	・ 東日本大震災に関する影響	14
	・ 6次産業化と労働移動について	15
	・ 人材育成と従業員の労働環境・福利厚生	17
	・ 経営強化の取組み	18
	・ 海外事業展開	19
	・ 制度・政策	21
	・ 当協会活動	23
2	お役立ち情報・レポート	24
	(1) 農業情勢	25
	(2) 食と農	30
	(3) 税務	39
	(4) 法務	45
	(5) 雇用改善	49
	(6) 農業経営	56
	(7) レポート：就業環境の整備に向けて	69
3	会員紹介	76
	(1) 秋田でも野菜でやっていけるモデル	77
	(2) 規模の大小問わない一枚岩の農業農村	78
	(3) 政策・政治頼みにならない農業経営を	80
	(4) 農業法人活動と事務局体制の活性化を	82
4	日本農業法人協会の概要と活動状況	84

1. 2013年農業法人実態調査結果

日本農業法人協会は、会員である農業法人及び法人化志向農業者を対象に、経営発展の動向を把握するため、経営の概要や様々な取り組み、政策への意向等に関する調査を実施した。調査方法は、1,780会員を対象に2013年6月～2014年2月の間、会員基礎調査及び農業法人実態調査として郵送留置き法で実施した。この結果、回答は867会員、回答率は48.7%であった。

2013年の調査内容は、経営者や業種、業態、雇用など経営に関する基本項目に加え、経営課題、農産物輸出や資材輸入などの海外事業展開、6次産業化、人材育成、制度・政策に関する項目とした。

<調査結果の概要>

(カッコ内はNo.)

- 設立からの経過年数は平均18.5年(2)
- 会社形態は特例有限会社を含め株式会社が78.5%。業種は稲作が33.9%。売上規模は1億円以上が37.5%。(農業法人一般では24%※)(3)
- 経営者年齢は約6割が50～60代。平均年齢は57.4歳。(5)
- 役員数は平均3.4名。従事者数(役員、正社員、常勤パートの合計)は平均16.5名。10名以上が5割。(農業法人一般では33%※)(6)
- 女性が参加している農業法人は、5名以上が36.5%。売上・経営の多角化段階が高まると女性従事者規模が高まる。(7)
- 経営規模は稲作で平均47.1ha(田のみ)。50ha以上は34.5%。(農業法人一般では7%※)(8)
- 2013年の平均売上高は、2億6,377万円で前年比8.1%減少。(9)
- 参考資料：過去5年間の売上高の比較では、有効回答は少ないものの、2009年度の売上高を100とすると2013年は16ポイント増加。(10)
- 消費者直売の割合が高い業種は、果樹42.2%、稲作23.7%。(17)
- 各種認証・認定については、前年に比べ「検討中」が3.1ポイント増加。(21)
- 経営課題は、生産に関する取組みがほとんどを占め、内訳では生産性の向上66.0%が最多。(22)
- 6次産業化への今後の取組みでは、「経営の多角化意向」が71.0%。(26)
- 部門間の労働移動を行っている法人は4割以上。(28)
- コメの生産調整に参加している法人は、稲作で96.0%。(37)
- 認定農業者制度の認定基準を見直す際に取り入れてほしいことは、「技術力・経営意欲などの評価」が64.6%、「計画達成の評価」が46.6%。(38)

※当協会会員と農業法人一般を比較するため、「農業経営構造の変化」(農林水産省経営局)より引用。データはいずれも2010年のもの。

1

アンケート調査の概要

調査対象 : 公益社団法人日本農業法人協会会員
 実施方法 : 郵送留め置き法
 調査期間 : 会員基礎調査: 2013年6月～2014年2月
 農業法人実態調査: 2013年11月～2014年2月
 調査票配布数 : 1,780
 有効回答数 : 867
 有効回答率 : 48.7%

※ 図表中の割合の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。
 ※ 図中表のNまたはnは、有効回答数を示します。
 ※ 「統計表P～」は、農業法人白書統計表(2013年版)の該当ページ数を示します。

過去調査の概要	2000年	2004年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
調査期間	2000年11月～12月	2004年8月～9月	2008年6月～12月	2009年7月～2010年1月	2010年7月～2011年2月	2011年9月～2012年2月	2012年9月～2012年12月
調査票配布数	1,338	1,663	1,743	1,744	1,742	1,702	1,722
有効回答数	364	620	876	877	901	875	878
有効回答率	27.2%	37.3%	50.3%	50.3%	51.7%	51.4%	51.0%

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2013」

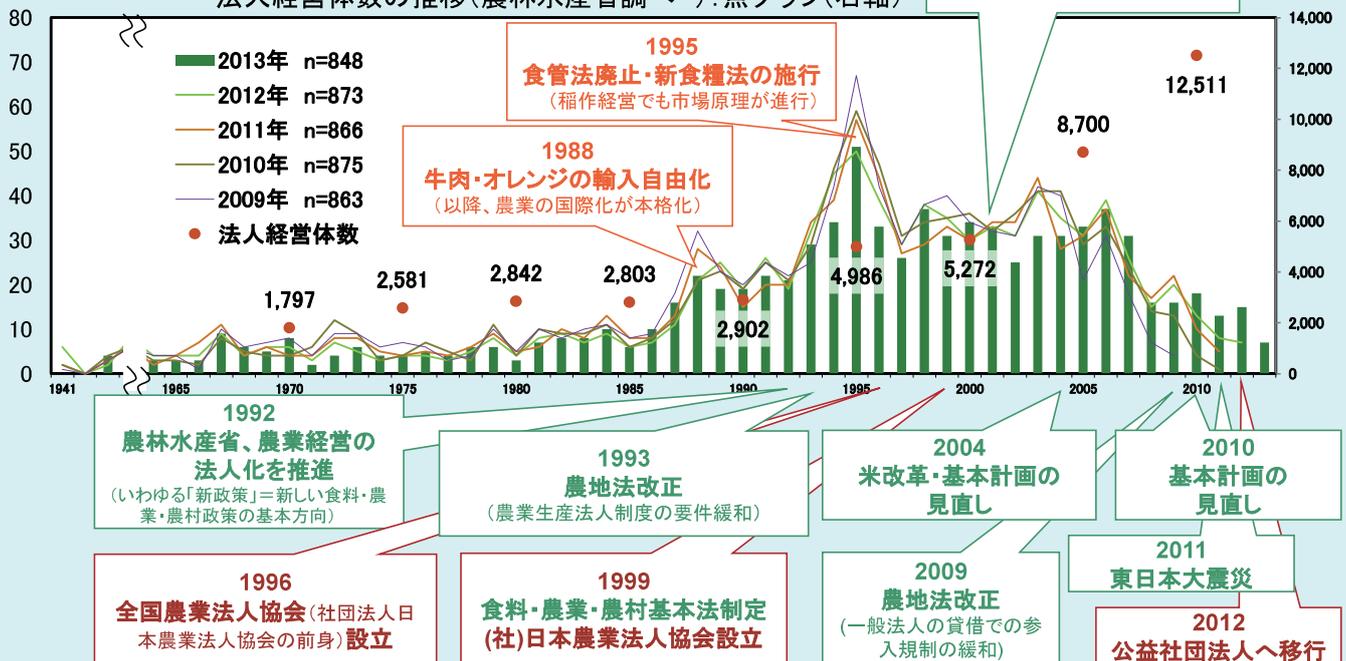
2

回答法人プロフィール

§ 回答法人の設立年度

● 設立からの経過年数は平均18.5年(2013年)

Data 回答法人の設立年度: 棒グラフ・線グラフ(左軸)
 法人経営体数の推移(農林水産省調べ※): 点グラフ(右軸)



(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2013」

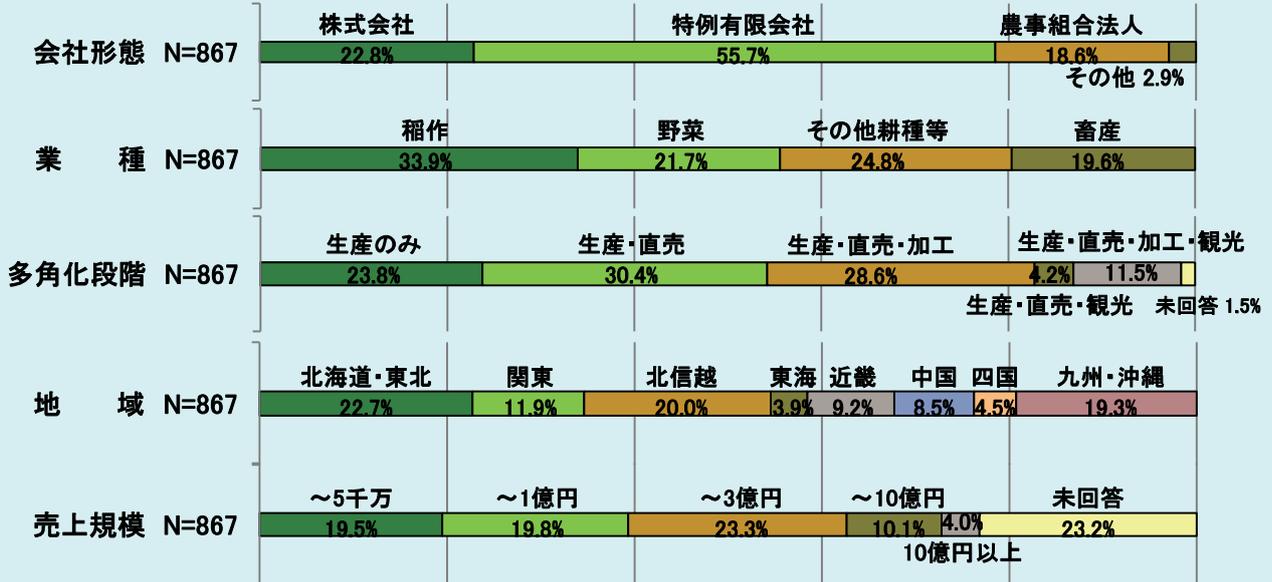
※法人経営体数は、農林水産省統計部「農林業センサス」、「面積統計」によるもの。農家以外の農業事業者のうち販売目的のもので、1990年までは会社のみ、1995年からは農事組合法人、農協、特例民法法人等を含む。

3

回答法人プロフィール

§ 会社形態、業種、多角化段階、地域の構成

- 会社形態は特例有限会社を含め株式会社が78.5%。業種は稲作が33.9%。
- 経営の多角化段階は消費者直売、加工等の6次化進出割合が7割を超える。
- 売上規模は1億円以上が37.5%。



※業種は、農業生産第1位を集計。その他耕種等には、花き・果樹・きのこを含む。 統計表P4-5
 (公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2013」

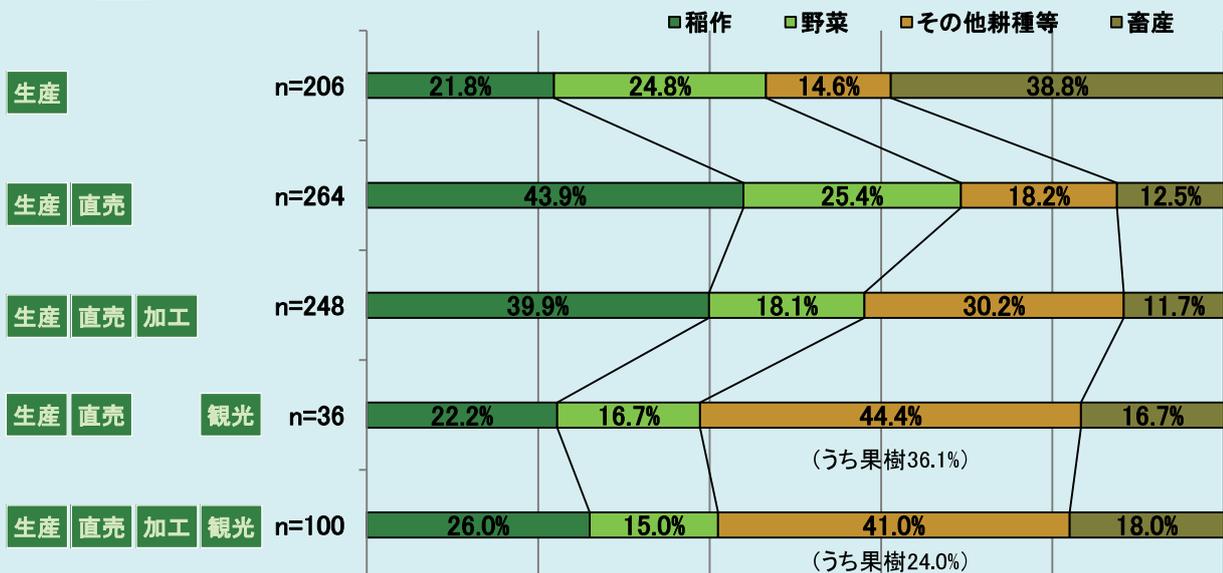
4

回答法人プロフィール

§ 多角化段階と業種の構成

- 「生産・直売」及び「生産・直売・加工」は、稲作(43.9%、39.9%)が最も多い。
- 「生産・直売・観光」及び「生産・直売・加工・観光」は、「その他耕種等」が最も多い。

Data 多角化段階と業種構成の割合



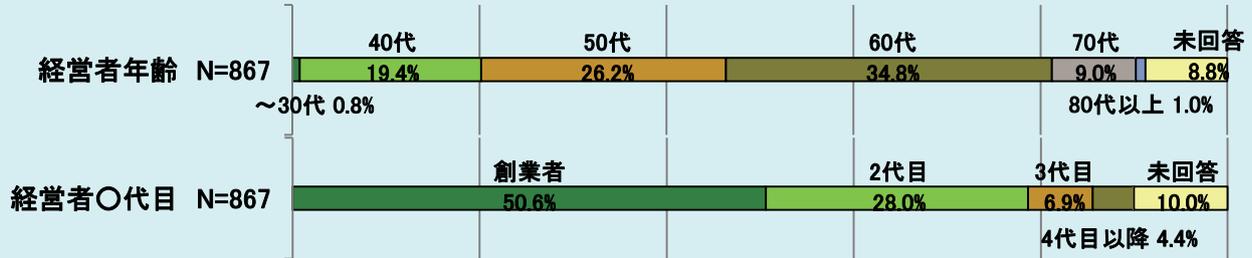
(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2013」 ※業種は、農業生産第1位を集計。その他耕種等には、花き・果樹・きのこを含む。 統計表P21

5

回答法人プロフィール

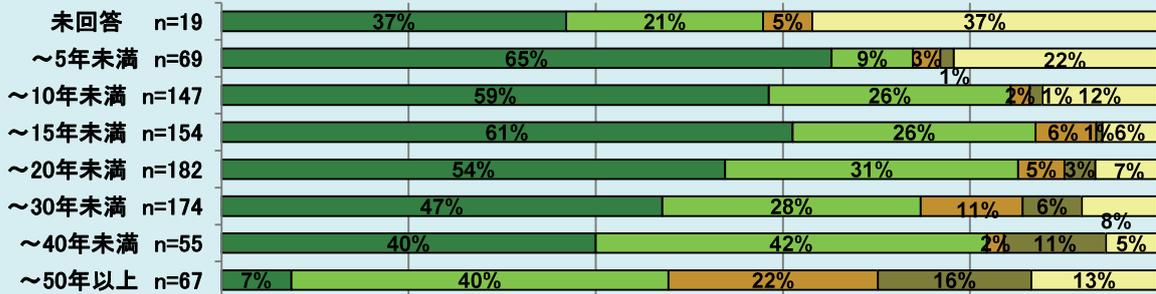
§ 経営者は何歳？何代目？

- 経営者年齢は約6割が50～60代。平均年齢は57.4歳。
- 経営世代は創業者が50.6%。経営者の平均代数は1.6代。
- 設立年数は15年以上を境に2代目以降へのバトンタッチが増加。



統計表P4-5

Data 設立年数と経営世代の内訳



(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2013」

6

回答法人プロフィール

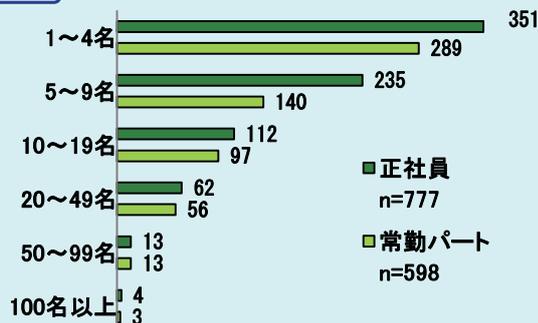
§ 役員数と従業員数

- 役員数は平均3.4名。約9割が5名以内。
- 従事者数(役員、正社員、常勤パートの合計)は平均16.5名。10名以上が5割以上。
- 障害者雇用は52社(平均3.4名)。外国人実習生受入れは102社(平均4.9名)。

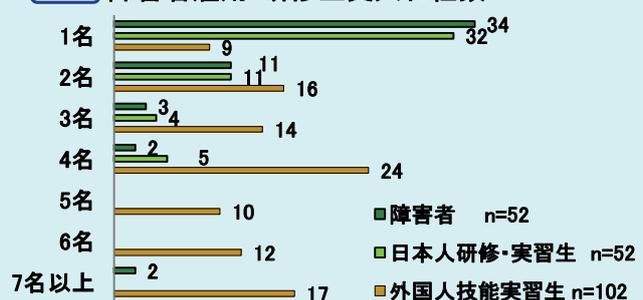


統計表P6-13

Data 正社員と常勤パートの雇用社数



Data 障害者雇用・研修生受入れ社数



※日本人研修・実習生は研修期間1年間以上が対象。

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2013」

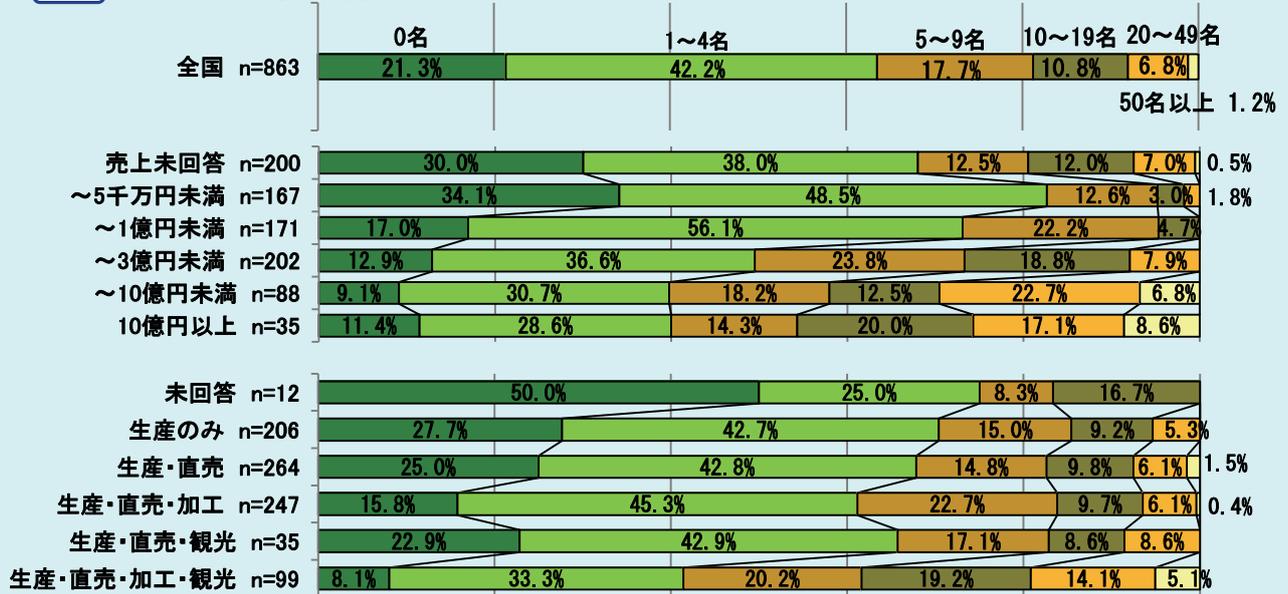
7

回答法人プロフィール

§ 女性参加の状況

- 女性が参加している農業法人は、5名以上が36.5%。
- 売上・経営の多角化段階が高まると女性従事者規模が高まる。

Data 女性従事者規模の割合



統計表P12-13

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2013」

8

回答法人プロフィール

§ 業種別の経営規模の平均

Data 業種別の経営規模の平均

業種 (農業生産第1位)	主な経営規模 (平均規模：有効回答)	農林水産省の統計による 経営規模の平均
稲作	田 47.1ha:287社 (50ha以上は34.5%)	田 1.4ha(2,046,267ha/1,432,522経営体)※1
露地野菜	畑 22.8ha:68社 (50ha以上は10.3%)	畑 1.3ha(1,371,521ha/1,078,739経営体)※1
施設野菜	生産施設 18,325㎡:75社 (3万㎡以上は13.3%)	--
果樹	樹園地 10.5ha:65社 (20ha以上は10.7%)	樹園地 0.64ha(213,797ha/334,922経営体)※1
施設花き	生産施設 12,876㎡:31社 (2万㎡以上は25.8%)	--
きのこ	生産施設 6,916㎡:11社	--
酪農	経産牛 434頭:34社 (500頭以上は14.7%)	経産牛 46.9頭(942.6千頭/20.1千戸)※2
肉牛	肥育牛 1,212頭:30社	肉用牛 41.8頭(2,723千頭/65.2千戸)※2
養豚	母豚 777頭:52社 (1,000頭以上は26.9%)	母豚 183頭(900千頭/4.9千戸)※2
採卵鶏	採卵鶏 26万5千羽:31社 (50万羽以上は12.9%)	採卵鶏 62,482羽(174,949千羽/2.8千戸)※2

※1 出典：2010年農林業センサス ※2 畜産統計

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2013」

統計表P24-33

9

売上の構成 § 売上規模別の構成

● 2013年の平均売上高は、2億6,377万円の前年比8.1%減少。

年間売上高	2013年 N=664	2012年 N=752	2011年 N=713	2010年 N=684	2008年 N=785	2004年 N=606	2000年 N=353
～1,000万円未満	n=21 3.2%	n=20 2.7%	n=29 4.1%	n=36 5.3%	n=24 3.1%	n=17 2.8%	n=25 7.0%
1,000～3,000万円未満	n=62 9.3%	n=83 10.9%	n=86 12.1%	n=78 11.4%	n=78 9.9%	n=58 9.6%	n=28 7.9%
3,000～5,000万円未満	n=84 12.7%	n=99 13.2%	n=81 11.4%	n=85 12.4%	n=102 13.0%	n=85 14.0%	n=47 13.3%
5,000～7,000万円未満	n=78 11.7%	n=83 11.0%	n=87 12.2%	n=85 12.4%	n=78 9.9%	n=68 11.2%	n=50 14.2%
7,000万円～1億円未満	n=94 14.2%	n=88 11.7%	n=95 13.3%	n=93 13.6%	n=83 10.6%	n=76 12.5%	n=37 10.5%
1～3億円未満	n=202 30.4%	n=221 29.4%	n=210 29.5%	n=184 26.9%	n=249 31.7%	n=176 29.0%	n=98 27.8%
3～5億円未満	n=50 7.5%	n=65 8.6%	n=50 7.0%	n=54 7.9%	n=70 8.9%	n=58 9.6%	n=32 9.1%
5～10億円未満	n=38 5.7%	n=44 5.9%	n=35 4.9%	n=29 4.2%	n=53 6.8%	n=41 6.8%	n=24 6.8%
10億円以上	n=35 5.3%	n=49 6.5%	n=40 5.6%	n=40 5.8%	n=48 6.1%	n=27 4.5%	n=12 3.4%
平均売上高	2億6,377万円	2億8,714万円	2億6,007万円	2億4,289万円	2億7,054万円	2億3,281万円	2億6,373万円

※2013年有効回答(N=665)に対する一致率は、2012年64.9%、2011年60.3%、2010年52.9%、2008年48.1%、2004年37.1%。
(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2013」 統計表P17

10

売上の構成 § 参考資料: 過去5年間の売上高の比較①

※ 2009年～2013年に連続して回答のあった会員について、2013年の業種区分で集計。

● 過去5年間の売上高の比較では、有効回答は少ないものの、2009年の売上高を100とすると2013年は16ポイント増加。

	有効回答	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
全 体	180	100%	95%	101%	111%	116%
稲 作	59	100%	105%	97%	114%	124%
雑 穀 い も 豆	7	100%	105%	103%	109%	113%
工 芸 作 物	6	100%	86%	102%	97%	106%
野 菜	29	100%	105%	110%	117%	114%
露 地 野 菜	11	100%	105%	109%	114%	112%
施 設 野 菜	18	100%	105%	112%	122%	117%
果 樹	17	100%	66%	77%	82%	91%
露 地 花 き	3	100%	95%	72%	521%	105%
施 設 花 き	8	100%	95%	95%	107%	116%
き の こ	2	100%	107%	105%	95%	107%
畜 産	47	100%	94%	102%	109%	122%
酪 農	9	100%	96%	107%	112%	219%
肉 牛	11	100%	104%	107%	113%	122%
養 豚	15	100%	87%	94%	98%	90%
採 卵 鶏	10	100%	97%	111%	119%	126%
プ ロ イ ラ ー	2	100%	83%	82%	97%	95%

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2013」

11

売上の構成

§ 参考資料：過去5年間の売上高の比較②

- ※ 2009年～2013年に連続して回答のあった会員について、2013年の業種区分で集計。
- 2013年の伸びが大きいのは、従事者数「5～9名」148%、資本金「1,000万円未満」137%。
- 過去5年間では、売上規模「7,000万円未満」で伸び悩みが顕著。

	有効回答	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
売上規模	180					
1,000万円未満	1	100%	103%	84%	56%	59%
3,000万円未満	14	100%	80%	105%	111%	51%
5,000万円未満	13	100%	83%	76%	80%	84%
7,000万円未満	20	100%	102%	106%	106%	79%
1億円未満	26	100%	104%	93%	105%	113%
3億円未満	58	100%	82%	85%	108%	102%
5億円未満	21	100%	101%	103%	111%	119%
10億円未満	14	100%	98%	109%	115%	113%
10億円以上	13	100%	97%	105%	111%	129%
多角化段階	180					
生産のみ	39	100%	97%	105%	117%	122%
生産・直売	62	100%	97%	102%	114%	121%
生産・直売・加工	52	100%	91%	95%	99%	105%
生産・直売・観光	5	100%	85%	92%	93%	93%
生産・直売・加工・観光	22	100%	99%	104%	117%	120%

	有効回答	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
従事者数規模	180					
1～4名	9	100%	101%	121%	126%	125%
5～9名	59	100%	92%	95%	101%	148%
10～19名	56	100%	88%	89%	109%	99%
20～49名	42	100%	100%	106%	112%	114%
50～99名	12	100%	94%	98%	100%	104%
100名以上	2	100%	97%	115%	139%	146%
資本金規模	180					
資本未回答	1	100%	100%	92%	100%	108%
500万円未満	54	100%	98%	105%	108%	114%
1000万円未満	43	100%	95%	100%	127%	137%
5000万円未満	65	100%	96%	101%	108%	114%
7000万円未満	5	100%	111%	86%	120%	124%
1億円未満	11	100%	91%	101%	105%	102%
1億円以上	1	100%	88%	103%	106%	115%

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2013」

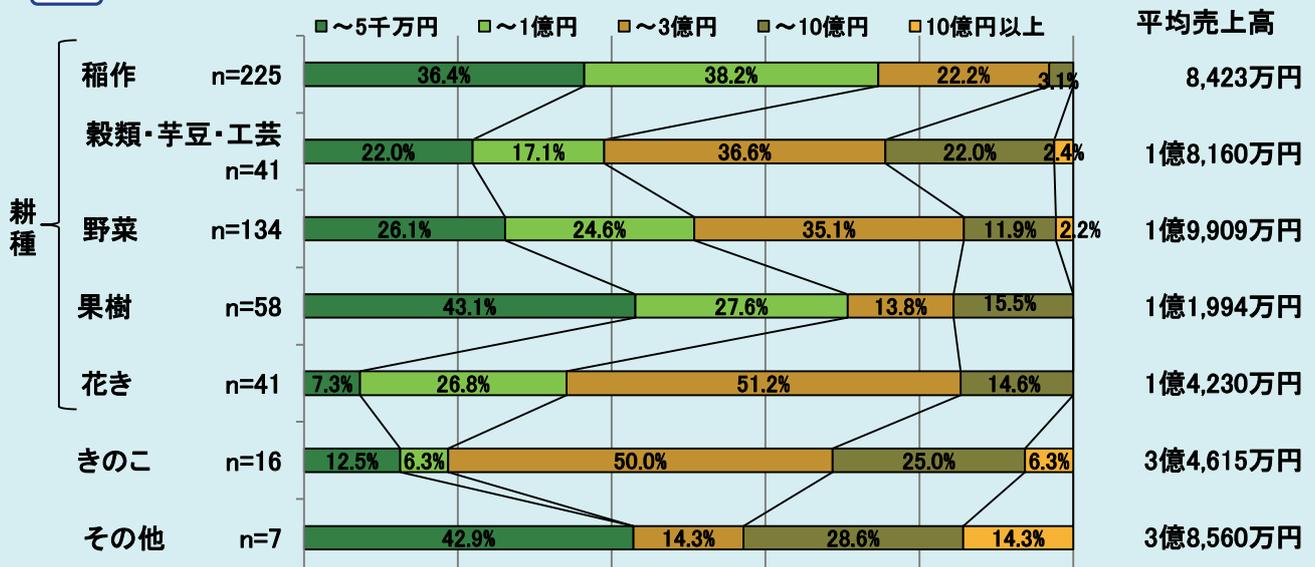
12

売上の構成

§ 業種別の売上規模(耕種等)

- 耕種農業の売上規模は、5割以上が1億円未満。
- きのは、7割以上が1億円以上。
- 平均売上高は、稲作が前年同様最も低く8,423万円。

Data 業種別の売上規模構成、平均売上高



(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2013」

※業種は農業生産第1位を集計。その他は、直売所経営、事業組合等を含む。

統計表P17・19

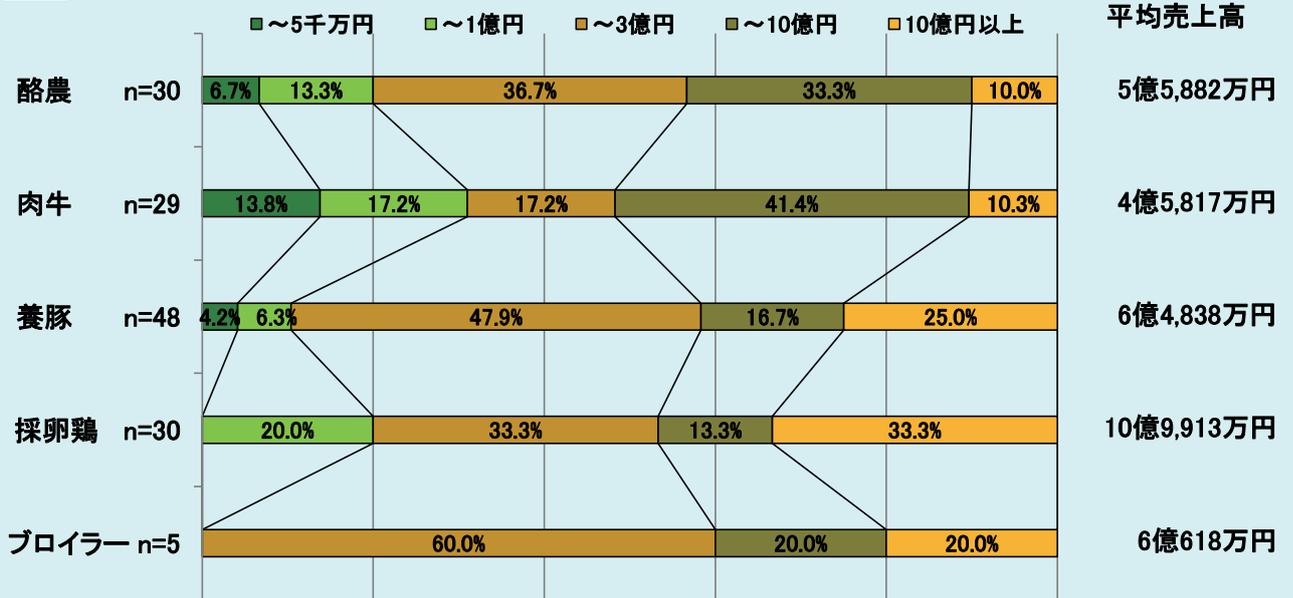
13

売上の構成

§ 業種別の売上規模(畜産)

- 売上規模3億円以上は、酪農43.3%、肉牛51.3%、養豚41.7%、採卵鶏46.6%、ブロイラー40.0%。
- 平均売上高は、採卵鶏が10億円超。

Data 業種別の売上規模構成、平均売上高



(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2013」 ※業種は農業生産第1位を集計。

統計表P17・19

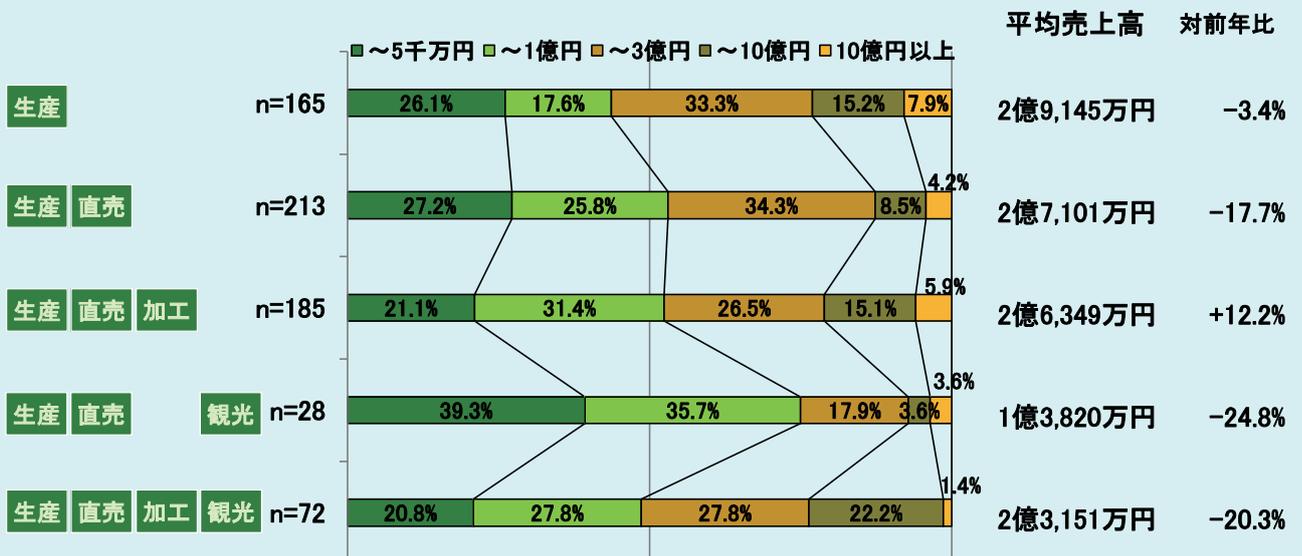
14

売上の構成

§ 多角化段階別の売上規模

- 平均売上高は、「生産のみ」が2億9,145万円、「生産・直売」が2億7,101万円の順。
- 対前年比では、平均売上高で「生産・直売・加工」が1割超の伸び。

Data 多角化段階別の売上規模構成、平均売上高



(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2013」

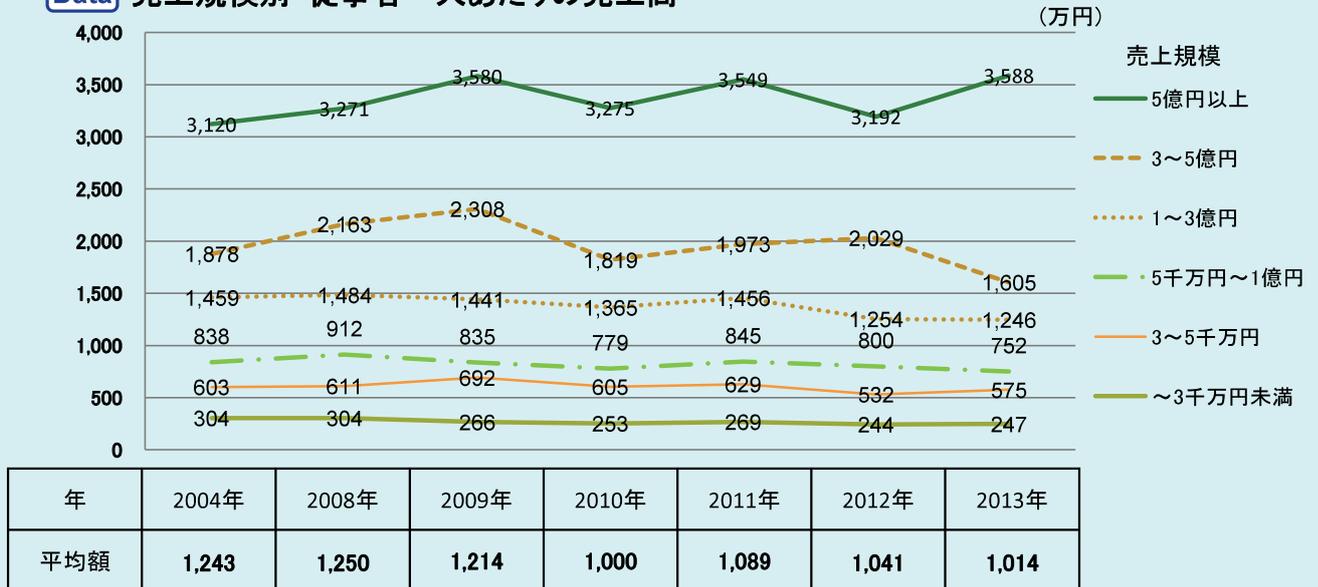
統計表P17・19

15

売上規模と従事者一人あたりの売上高

- 売上規模の大きい経営体ほど、従事者一人あたりの売上高が増加。
- 前年比は、ほぼ横ばい。

Data 売上規模別・従事者一人あたりの売上高



※従事者一人あたりの売上高＝売上高÷従事者数。

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2013」

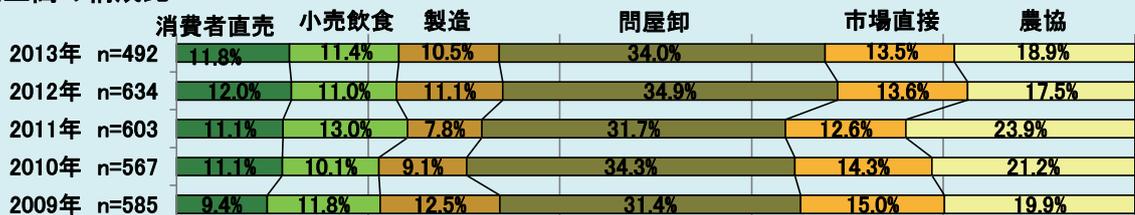
16

販売先の構成

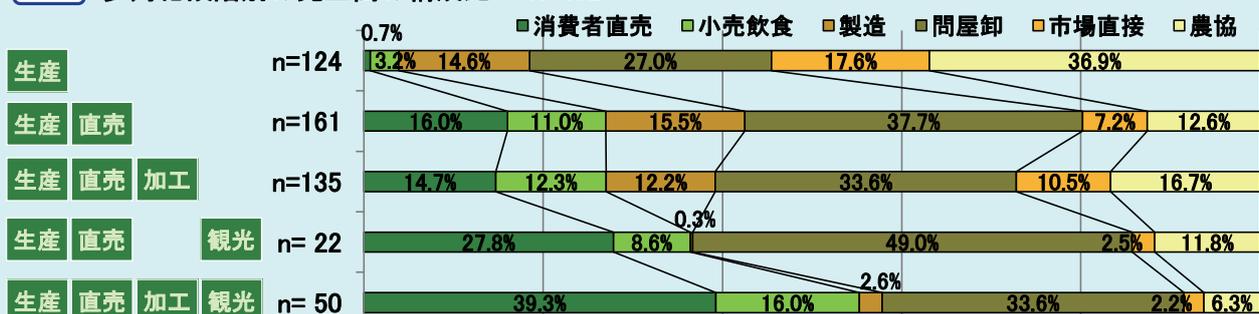
§ 売上高の構成と多角化段階別の状況

- 販売先割合は、前年に比べ農協が1.4ポイント増加。
- 経営の多角化が進むほど、消費者への直売割合が高まる。

Data 売上高の構成比



Data 多角化段階別の売上高の構成比 N=492



※「売上高の構成比」と「多角化段階別の売上高の構成比」の母数は一致しません。

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2013」

統計表P16-17

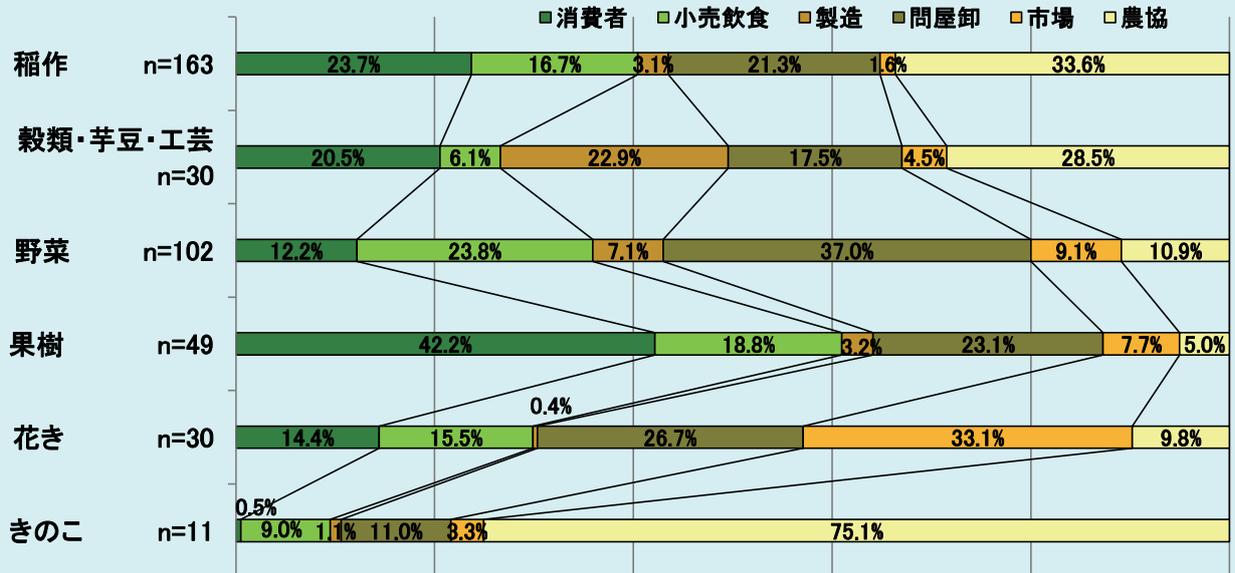
17

販売先の構成

§ 業種別でみた売上高の構成(耕種等)

- 消費者直売の割合が高い業種は、果樹42.2%、稲作23.7%。
- 農協、市場を通さずに販売を展開をしているのは、果樹87.3%、野菜80.0%。

Data 業種別でみた売上高の構成(耕種等)



(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2013」

統計表P17

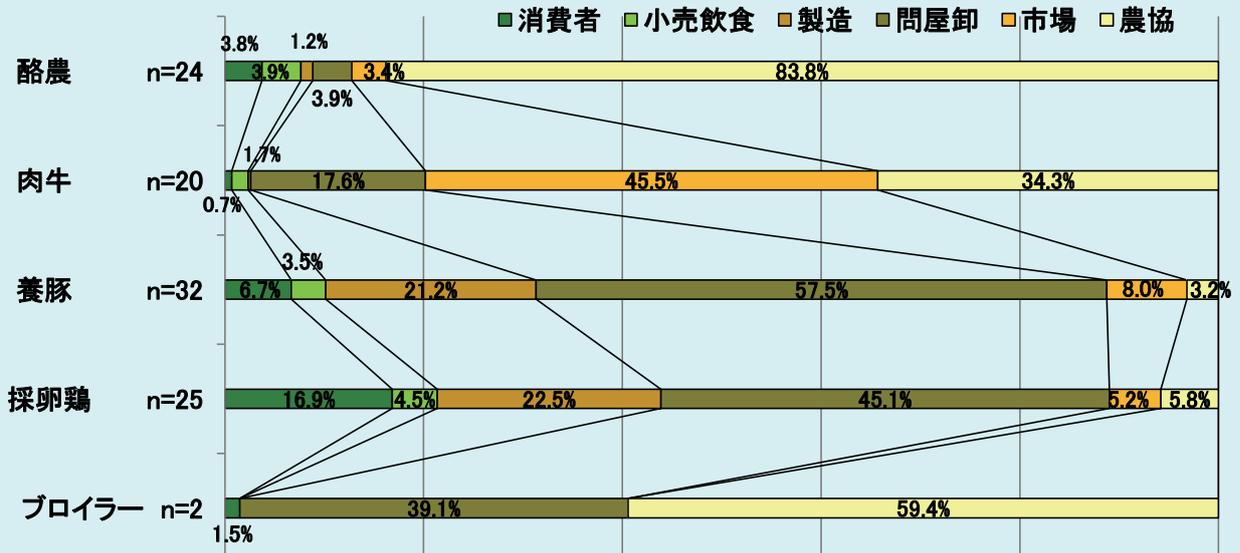
18

販売先の構成

§ 業種別でみた売上高の構成(畜産)

- 問屋卸の割合が高いのは、養豚57.5%、採卵鶏45.1%の順。
- 農協出荷の割合が高いのは、酪農83.8%、肉牛34.3%の順。

Data 業種別でみた売上高の構成(畜産)



(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2013」

統計表P17

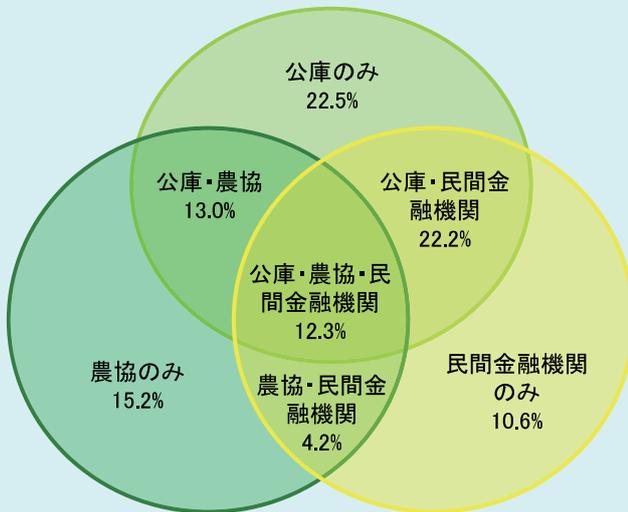
19

金融機関との取引

§ 借入金のある金融機関

- 公庫から借入れのある法人は70.0%で最も多く、次いで民間金融機関、農協と続く。
- 売上10億円以上の法人においては、民間金融機関からの借入れが42.0%と際立つ。

Data 借入れのある金融機関について n=454



Data 借入金の構成比

全体・業種 売上規模	有効 回答	民間金 融機関	農協※	公庫※	構成員	私募債	その他
全体	476	32.4%	16.6%	42.3%	6.5%	0.4%	1.8%
稲作	173	17.7%	38.1%	36.3%	4.6%	0.0%	3.4%
野菜	93	33.6%	9.2%	42.1%	10.7%	0.6%	3.8%
その他耕種等	106	31.0%	16.7%	42.5%	8.2%	0.0%	1.6%
畜産	104	31.5%	6.9%	54.7%	5.8%	0.1%	1.0%
～5千万円未満	107	23.2%	21.1%	33.5%	15.7%		6.4%
～1億円未満	133	13.0%	36.7%	34.5%	12.5%	0.2%	3.2%
～3億円未満	135	29.1%	11.4%	50.2%	7.2%	0.1%	2.0%
～10億円未満	58	35.6%	12.2%	49.7%	2.0%	0.2%	0.4%
10億円以上	22	42.0%	12.9%	39.1%	4.4%	0.0%	1.6%
売上未回答	21	7.0%	15.4%	75.8%	0.5%	0.2%	1.2%

※農協には信農連、農林中央金庫を含む。公庫とは(株)日本政策金融公庫。

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2013」

統計表P34-37

20

過去1年の経営の状況と今後の見通し

- 「良くなった」と感じている法人の割合が「収支実績」で増加。
- いずれの項目でも「悪くなった」と感じている法人の割合は減少傾向。

		良くなった	変わらない	悪くなった
収支実績	2013年 n=758	34.6%	44.2%	21.2%
	2012年 n=836	33.1%	40.8%	26.1%
	2011年 n=740	28.0%	40.0%	32.0%
	2010年 n=821	29.1%	37.9%	33.0%
資金繰り	2013年 n=753	23.1%	58.7%	18.2%
	2012年 n=824	23.8%	53.6%	22.6%
	2011年 n=739	21.5%	54.5%	24.0%
	2010年 n=815	21.7%	53.5%	24.8%
時間的ゆとり	2013年 n=749	10.7%	64.9%	24.3%
	2012年 n=819	12.9%	61.5%	25.5%
	2011年 n=740	10.3%	62.4%	27.3%
	2010年 n=815	13.6%	58.9%	27.5%
経営見通し	2013年 n=739	35.3%	44.7%	20.0%
	2012年 n=821	35.2%	42.1%	22.7%
	2011年 n=737	34.7%	42.6%	22.7%
	2010年 n=811	36.9%	38.0%	25.2%

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2013」

統計表P40-41

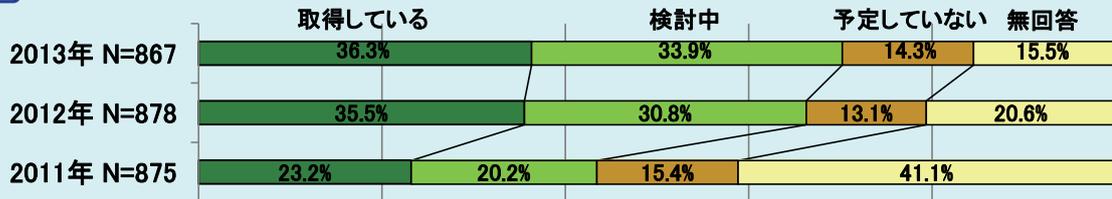
21

経営強化の取組み

§ 認証・認定等の状況

- 各種認証・認定については、前年に比べ「検討中」が3.1ポイント増加。
- 取得済み認証等は、JGAP30社、有機JAS46社、県認証102社など。

Data 認証取得の状況



Data 認証への取組み

認証名	GLOBAL GAP	JGAP	ISO_9000S	ISO_14000S	ISO_22000S	HACCP
取得済	7	30	6	1	4	7
検討中	32	103	7	7	3	35
認証名	有機JAS	公表JAS※	MPS ※	エコアクション21	エコファーマー	県認証 ※
取得済	46	7	6	2	195	102
検討中	54	14	1	7	80	41

※公表JASは生産情報公表JAS。MPSは花き産業総合認証。県認証は県GAP・特別栽培農産物など。

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2013」

統計表P42-45

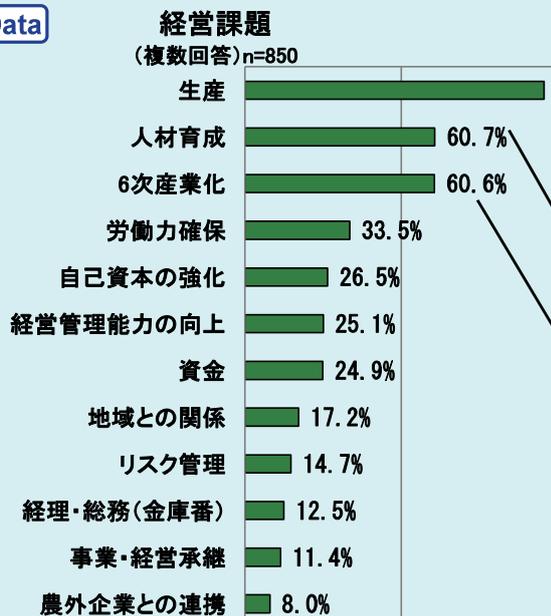
22

経営強化の取組み

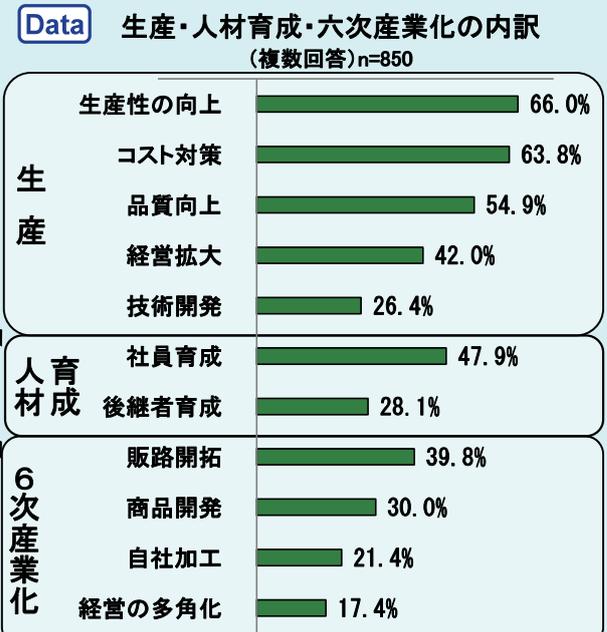
§ 経営課題について

- 経営課題は、「生産」に関する取組みがほとんどを占め、内訳では「生産性の向上」66.0%が最多。
- 生産以外では、「社員育成」47.9%、「販路開拓」39.8%が上位。

Data



Data



(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2013」

統計表P46-49

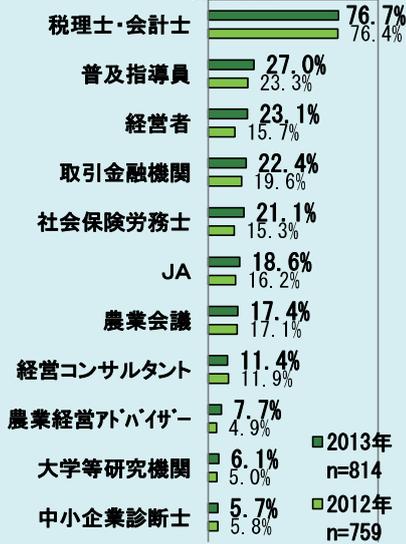
23

経営強化の取組み

§ 経営課題の相談先

- 経営課題の相談先は、税理士・会計士が76.7%で最も多く、次いで普及指導員が27.0%。
- 多角化段階が最も進んでいる「生産・直売・加工・観光」は、2位が社会保険労務士。
- 売上規模別の2位には、「1億円未満」が普及指導員、「10億円以上」が取引金融機関。

Data 経営課題の相談先
(複数回答)



Data 経営課題の相談先上位3位

区分	有効回答	1位	2位	3位	
多角化段階	生産	195	税理士・会計士	取引金融機関	
	生産・直売	254		普及指導員	JA
	生産・直売・加工	233			社会保険労務士
	生産・直売・観光	36		経営者 農業会議	
	生産・直売・加工・観光	87		社会保険労務士	経営者
売上規模	～5千万円未満	157	税理士・会計士	普及指導員	
	～1億円未満	166		社会保険労務士	JA
	～3億円未満	190			経営者
	～10億円未満	82		普及指導員	社会保険労務士
	10億円以上	32		取引金融機関	経営コンサルタント

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2013」

統計表P50-51

24

東日本大震災に関する影響

§ 地震・津波による経営への影響

- 地震・津波による経営への影響は、震災後の2年間とそれ以降との比較でほぼ半減。
- 東北では、人材確保への影響が増加。

経営への影響	震災直後～平成25年3月(過去)							平成25年4月～現時点(現在)						
	有効回答	生産	販売	仕入	人材確保	投資計画	資金調達	有効回答	生産	販売	仕入	人材確保	投資計画	資金調達
北海道・東北	56	39	40	22	8	4	10	34	16	16	3	12	2	5
関東	17	6	13	3	3	3	3	12	1	11		2	1	2
北信越	7	2	2	2	2	2	3	4		1	1	2	1	1
東海	2	1	2					2		2				
近畿	5	1	2	2			2	2		1		2		
中国	2		1	1										
四国	4	2	2	2				3	1	1	2			
九州・沖縄	14	2	11	3		2	3	10	2	8	2		2	3
計	107	53	73	35	13	11	21	67	20	40	8	18	6	11

※網掛けは過去から現在で増加を示す。

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2013」

統計表P52-53

東日本大震災に関する影響

§ 原発事故による経営への影響

- 原発事故による経営への影響は、震災後の2年間とそれ以降との比較で回答が32%減少。
- 東北では、人材確保への影響が増加。

経営への影響	震災直後～平成25年3月(過去)							平成25年4月～現時点(現在)						
	有効回答	生産	販売	仕入	人材確保	投資計画	資金調達	有効回答	生産	販売	仕入	人材確保	投資計画	資金調達
北海道・東北	73	27	68	12	7	6	8	56	16	47	3	8	5	5
関東	63	19	57	12	3	6	6	34	7	26	3	4	3	5
北信越	19	4	14	2	2		1	14		8	2	4	1	
東海	7		6		2	1		7		6		1	2	
近畿	5		4	2			2	2		1	1	1		
中国	6	1	5					1	1					
四国	2	1		2				3	1	2	2			
九州・沖縄	17	3	14	4			1	13	2	9	3			1
計	192	55	168	34	14	13	18	130	27	99	14	18	11	11

※網掛けは過去から現在で増加を示す。

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2013」

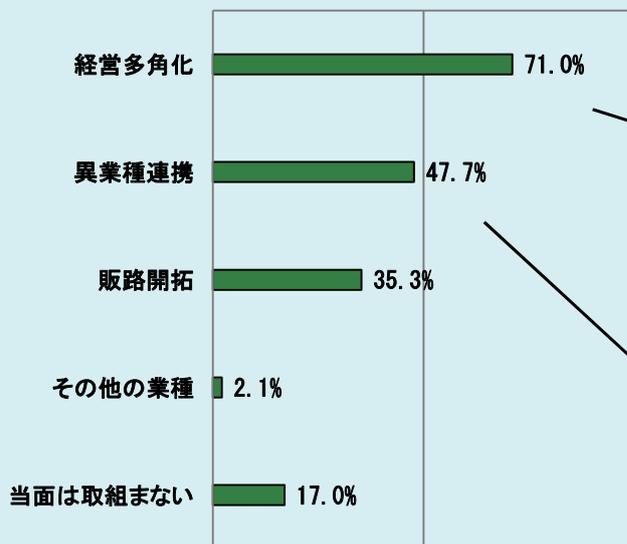
統計表P54-55

6次産業化と労働移動について

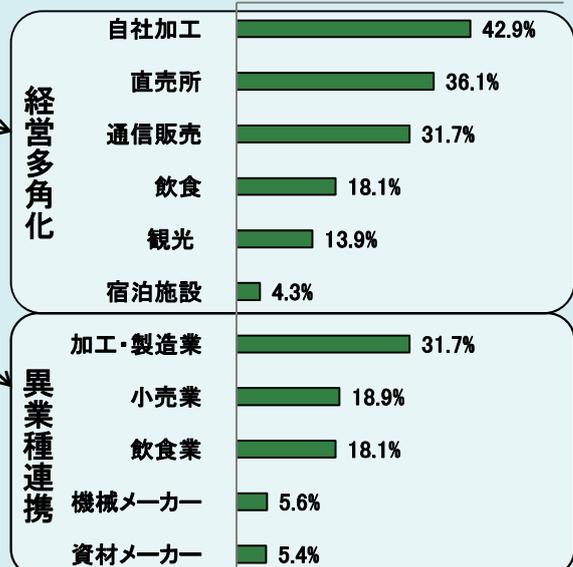
§ 6次産業化の今後の取組み意向

- 6次産業化への今後の取組みでは、「経営の多角化意向」が71.0%。
- 内訳では、経営多角化で「自社加工」、異業種連携で「加工・製造業」が最も多い。

Data 6次産業化の今後の取組み意向
(複数回答)n=700



Data 経営多角化・異業種連携の内訳
(複数回答)



(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2013」

統計表P56-57

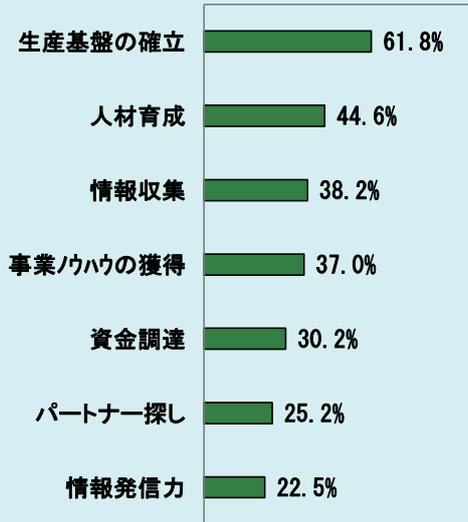
27

6次産業化と労働移動について

§ 6次産業化に取り組む場合の課題について

- 6次産業化に取り組む場合の課題は、「生産基盤の確立」が61.8%。
- 経営多角化段階の内訳では、「生産・直売・加工」からの回答が34.6%。

Data 6次産業化に取り組む場合の課題 (複数回答)n=560



(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2013」

Data 経営多角化段階でみた内訳 (複数回答)n=560

項目	全体	生産のみ	生産・直売	生産・直売・加工	生産・直売・観光	生産・直売・加工・観光
全体(有効回答)	100.0%	14.6%	31.1%	34.6%	5.4%	13.6%
生産基盤の確立	61.8%	8.6%	19.3%	21.4%	3.8%	8.4%
生産拡大*	26.3%	2.9%	8.4%	9.5%	1.6%	3.9%
技術向上*	37.1%	5.7%	10.0%	13.6%	2.1%	5.5%
労働力確保*	34.1%	4.8%	10.7%	12.5%	1.4%	4.5%
人材育成	44.6%	6.8%	14.3%	14.8%	2.7%	5.9%
情報収集	38.2%	5.7%	13.0%	13.9%	2.0%	3.4%
事業ノウハウの獲得	37.0%	5.7%	11.8%	12.9%	1.6%	4.5%
資金調達	30.2%	3.9%	8.6%	10.2%	1.8%	5.5%
パートナー探し	25.2%	4.1%	7.9%	8.8%	1.8%	2.7%
情報発信力	22.5%	2.9%	7.1%	8.0%	1.4%	3.0%

※「生産基盤の確立」の内数。

統計表P58-59

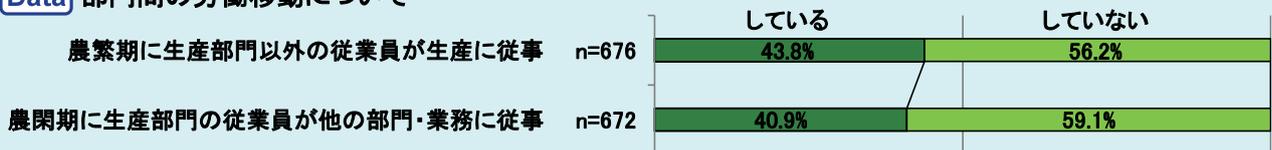
28

6次産業化と労働移動について

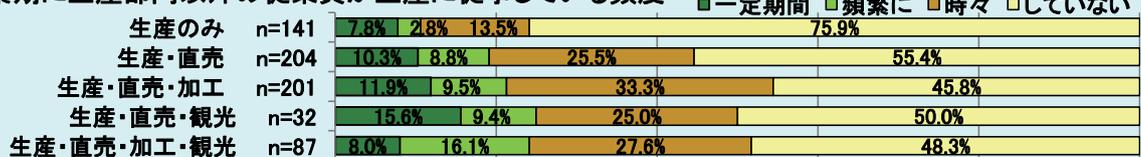
§ 部門間の労働移動について

- 部門間の労働移動を行っている法人は4割以上。
- 経営多角化段階が高まると農繁期・農閑期いずれも労働移動の頻度が高まる。

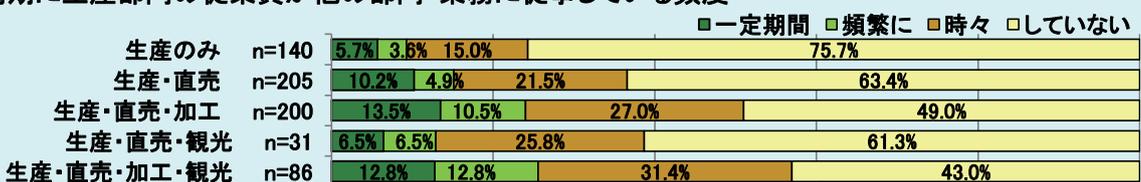
Data 部門間の労働移動について



Data 農繁期に生産部門以外の従業員が生産に従事している頻度



Data 農閑期に生産部門の従業員が他の部門・業務に従事している頻度



(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2013」

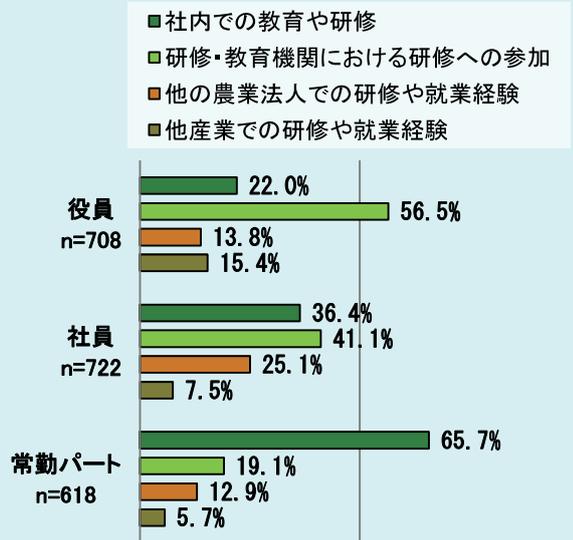
統計表P60-61

人材育成と従業員の労働環境・福利厚生

§ 人材育成で最も有効と思う方法

- 経営者の考える人材育成で最も有効と思う方法は、役員が「研修・教育機関における研修への参加」56.5%、社員が同じく41.1%、常勤パートが「社内での教育や研修」65.7%。

Data 人材育成で最も有効と思う方法 (複数回答)



Data 業種別にみた内訳 (複数回答)n=560

項目	有効回答(社数)	社内での教育や研修	研修・教育機関における研修への参加	他の農業法人での研修や就業経験	他産業での研修や就業経験
役員	235	22.6%	62.1%	11.5%	13.6%
	164	23.8%	47.6%	14.0%	20.7%
	174	20.1%	55.2%	17.2%	13.8%
社員	135	21.5%	59.3%	13.3%	14.1%
	234	27.8%	50.9%	26.5%	8.5%
	170	37.1%	32.9%	24.7%	8.8%
常勤パート	177	40.7%	38.4%	23.2%	9.0%
	141	44.7%	38.3%	25.5%	2.1%
	194	60.8%	26.8%	10.8%	6.7%
常勤パート	155	67.7%	12.3%	16.1%	5.2%
	157	63.7%	19.1%	14.6%	7.0%
	112	74.1%	15.2%	9.8%	2.7%

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2013」

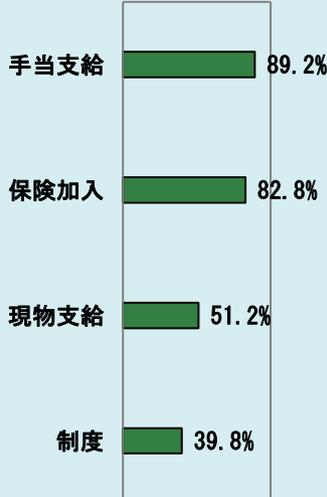
統計表P62-63

人材育成と従業員の労働環境・福利厚生

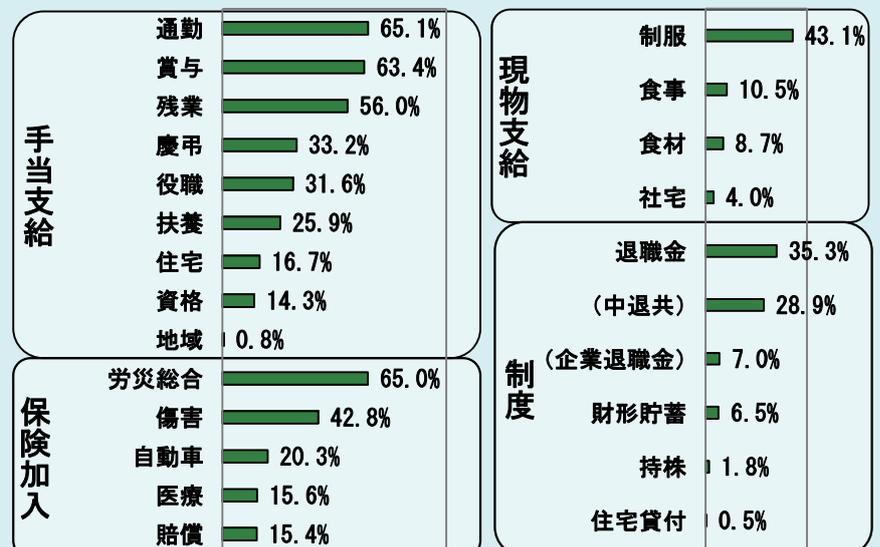
§ 正社員を対象とした福利厚生等

- 正社員を対象に手当支給や保険加入をしている法人は8割以上。

Data 正社員を対象とした福利厚生等 (複数回答 n=768)



Data 福利厚生等の内訳 (複数回答 n=768)



※「労災総合」は政府労災を除く。

※「中退共」・「企業」は退職金の内数。中退共: 中小企業退職金共済

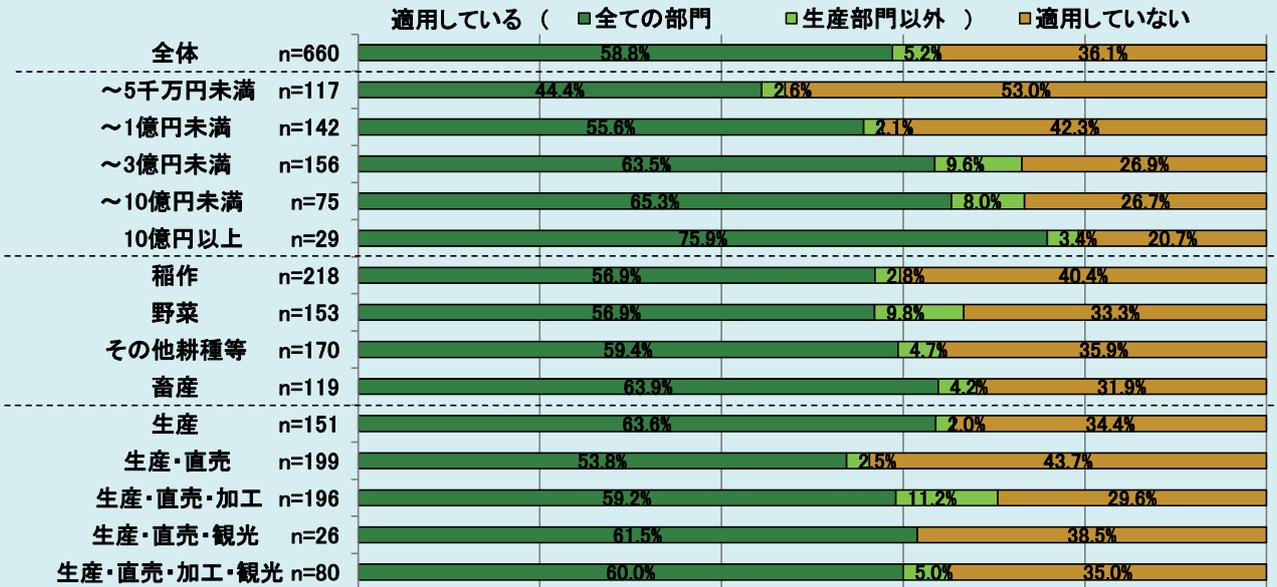
(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2013」

統計表P64-67

人材育成と従業員の労働環境・福利厚生 § 残業割増の適用について

- 残業割増の適用状況は、「適用している」が64.0%、「適用していない」が36.1%。
- 売上規模が高まるにつれ、「適用している」割合が高まる。

Data 残業割増の適用状況



(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2013」

統計表P68-69

経営強化の取組み § 耕畜連携の取組み意向

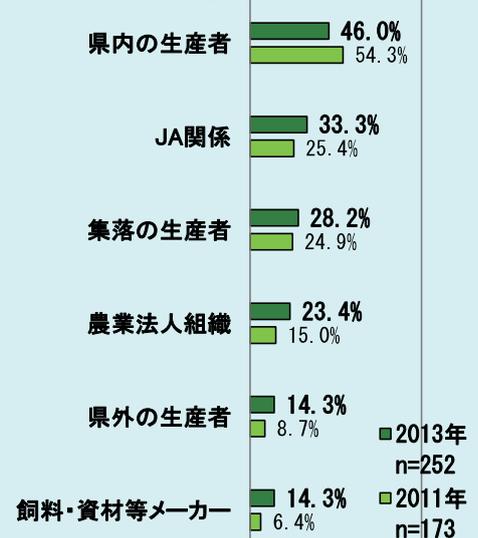
- 飼料用米における新規取引意向の数量は、耕種(出荷)に対し、畜産(仕入)は約15倍。
- 堆肥における新規取引意向の数量は、耕種(仕入)に対し、畜産(出荷)は約31倍。
- 取引の接点となった関係者は、県内の生産者が46.0%、次いでJAが33.3%。

Data 耕畜連携の取組み(耕種・畜産)

耕種	新規取引意向				実績			
	出荷		仕入		出荷		仕入	
	社数	合計t	社数	合計t	社数	合計t	社数	合計t
飼料用米	19	1,678	-	-	41	25,228	4	960
WCS用稲	7	675	-	-	19	2,738	1	10
堆肥	5	870	10	1,342	9	1,455	37	6,889
ワラ	7	345	2	3,200	13	1,062	8	3,433
もみ殻	7	165	1	30	13	1,449	5	57

畜産	新規取引意向				実績			
	出荷		仕入		出荷		仕入	
	社数	合計t	社数	合計t	社数	合計t	社数	合計t
飼料用米	2	140	22	25,367	4	433	26	11,521
WCS用稲	-	-	5	1,132	1	2	10	3,623
堆肥	13	41,930	1	15	29	68,818	-	-
ワラ	2	600	3	1,350	3	136	14	1,521
もみ殻	-	-	6	1,475	-	-	12	70

Data 取引の接点となった関係者 (複数回答)

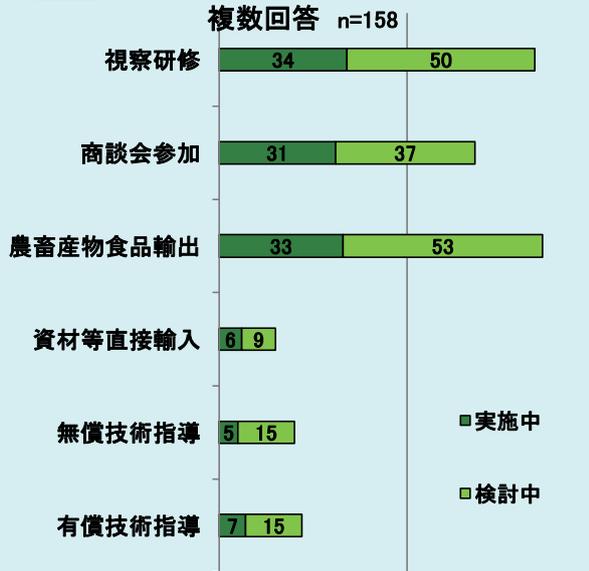


(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2013」

統計表P68-69

- 農畜産物食品輸出を実施または検討しているのは86社。
- 業種別では「その他耕種等」の回答が多い傾向。

Data 海外事業展開等の取組み(社数)



Data 業種別の内訳(社数)

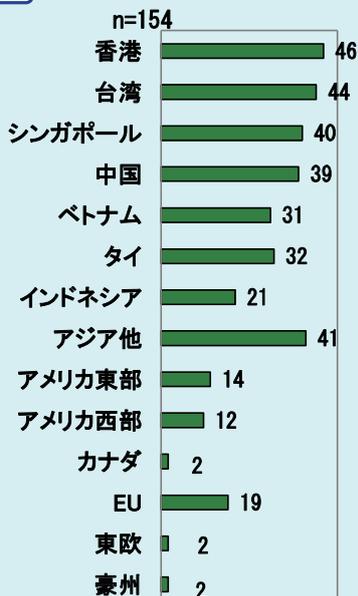
区分		稲作 n=36	野菜 n=39	その他 耕種等 n=57	畜産 n=26	計 N=158
視察研修	実施中	9	10	12	3	34
	検討中	10	17	18	5	50
商談会	実施中	9	4	14	4	31
	検討中	9	7	17	4	37
農畜産物 食品輸出	実施中	9	3	12	9	33
	検討中	12	13	20	8	53
資材等直 接輸入	実施中	2	2	1	1	6
	検討中	0	4	5	0	9
無償技術 指導	実施中	1	1	1	2	5
	検討中	3	6	4	2	15
有償技術 指導	実施中	4	1	2	0	7
	検討中	5	5	5	0	15

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2013」

統計表P70-71

- 海外事業を実施・検討している地域は、香港46社、台湾44社、シンガポール40社。
- 輸出を行っているのは、香港17社、台湾13社、シンガポール8社。

Data 対象地域(社数)



Data 地域と取組み状況の内訳(複数回答、社数)

地域	視察研修		商談会		輸出		資材輸入		無償技術指導		有償技術指導	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
香港	11	10	14	16	17	25	2	3	0	2	1	3
台湾	8	12	11	20	13	25	1	4	0	2	2	4
シンガポール	9	14	9	14	8	22	0	3	1	3	1	4
中国	6	16	4	16	5	20	0	5	0	3	2	7
ベトナム	5	13	3	9	0	15	4	2	2	4	2	6
タイ	5	11	6	13	2	18	2	2	1	3	1	3
インドネシア	3	8	3	11	0	15	0	2	0	4	0	4
アジア他	15	17	10	14	4	20	2	3	3	7	2	7
アメリカ東部	2	4	2	4	5	7	0	1	0	1	0	0
アメリカ西部	2	4	2	2	5	6	0	1	0	1	0	0
カナダ	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
EU	3	8	5	5	4	5	3	2	1	2	1	3
東欧	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
豪州	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

統計表P72-73
(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2013」

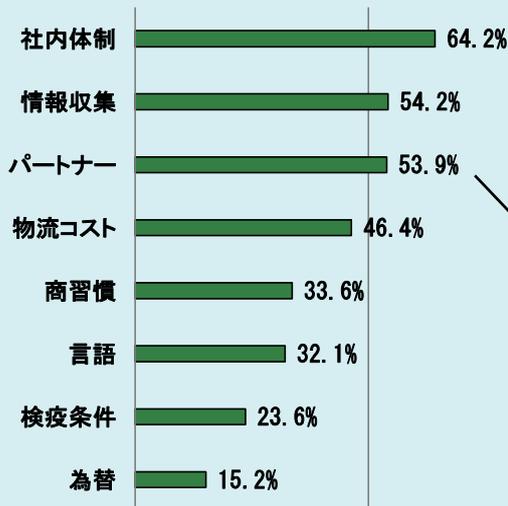
※アジア他は、アジア全域・マカオ・韓国・ミャンマー・インド・マレーシアなど。

海外事業展開

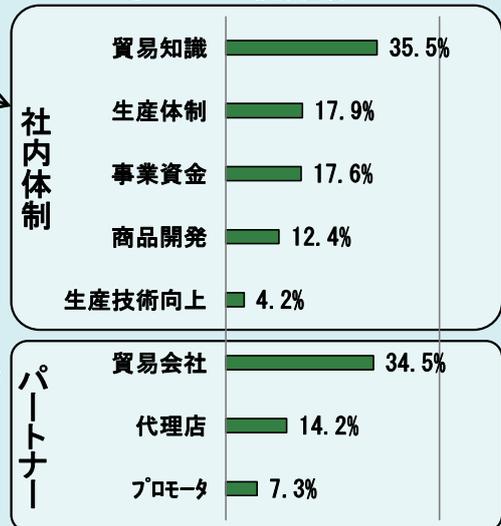
§ 海外事業展開に取り組む場合の課題

- 海外事業展開に取り組む場合の課題は、「社内体制」、「情報収集」、「パートナー」が5割超。
- 社内体制の内訳では「貿易知識」が35.5%。パートナーの内訳では「貿易会社」が34.5%。

Data 海外事業展開に取り組む場合の課題
(最大5つまで複数回答) n=330(社数)



Data 社内体制・パートナーの内訳
(最大5つまで複数回答) n=330



(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2013」

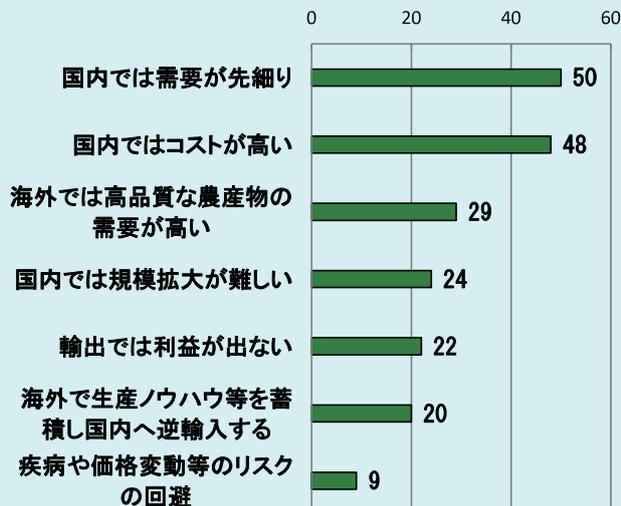
統計表P74-75

海外事業展開

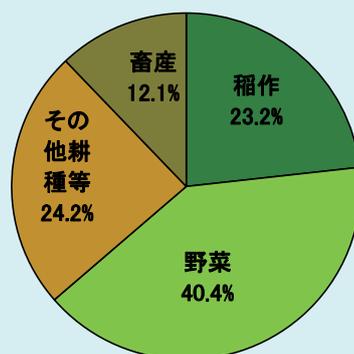
§ 海外での生産を希望する場合の理由

- 海外での生産を希望する場合の理由は、「国内では需要が先細り」が最多。
- 業種別でみると、野菜・その他耕種等の回答が6割以上。

Data 海外で生産を希望する場合の理由
(複数回答、社数)



Data 回答の業種構成
n=99

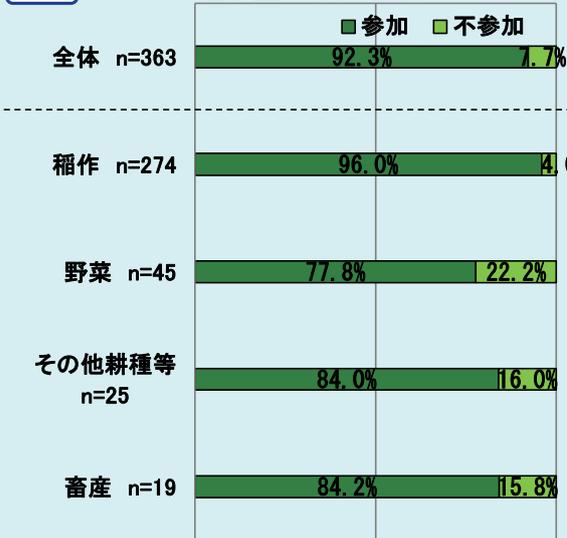


(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2013」

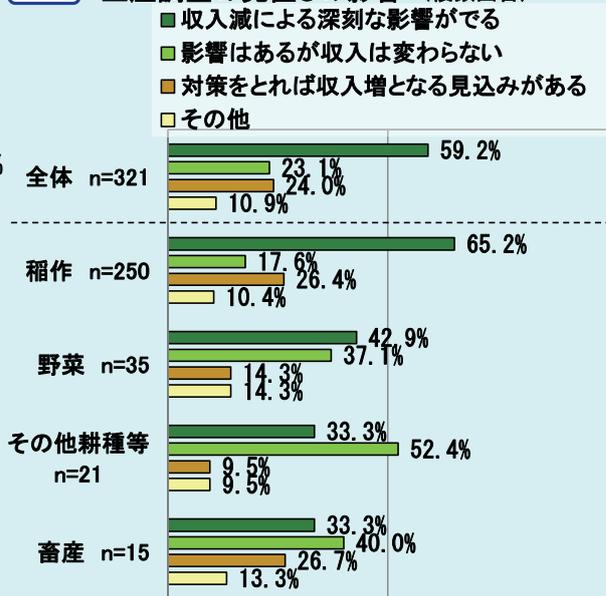
統計表P76-77

- コメの生産調整に参加している法人は、全体で92.3%、稲作で96.0%。
- 見直しの影響については、「収入減による深刻な影響がでる」が稲作で65.2%。

Data コメの生産調整の参加状況



Data 生産調整の見直しの影響 (複数回答)



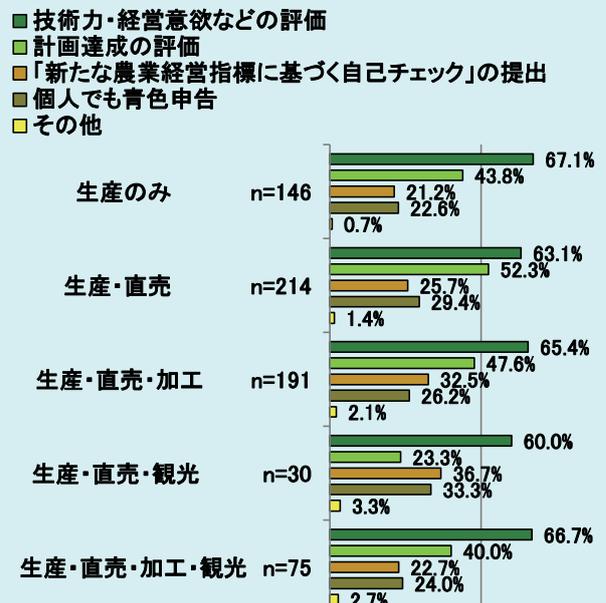
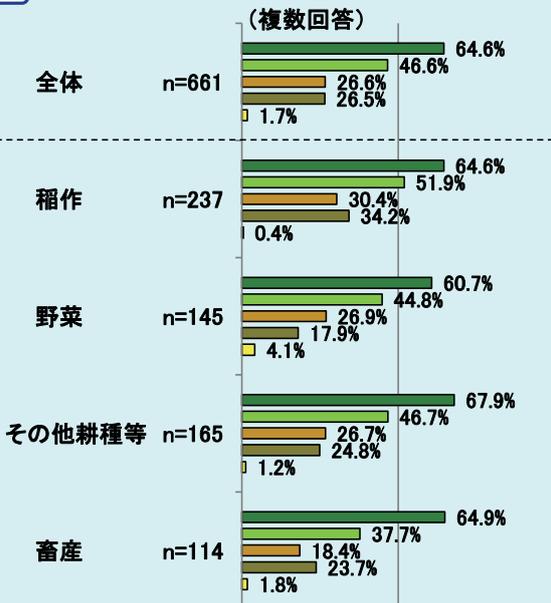
※業種別は農業生産第1位で表記。
稲作を行っている法人に限定して集計した。

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2013」

統計表P78-79

- 認定農業者制度の認定基準を見直す際に取り入れてほしいことは、「技術力・経営意欲などの評価」が64.6%、「計画達成の評価」が46.6%。

Data 認定農業者制度の認定基準見直しについて

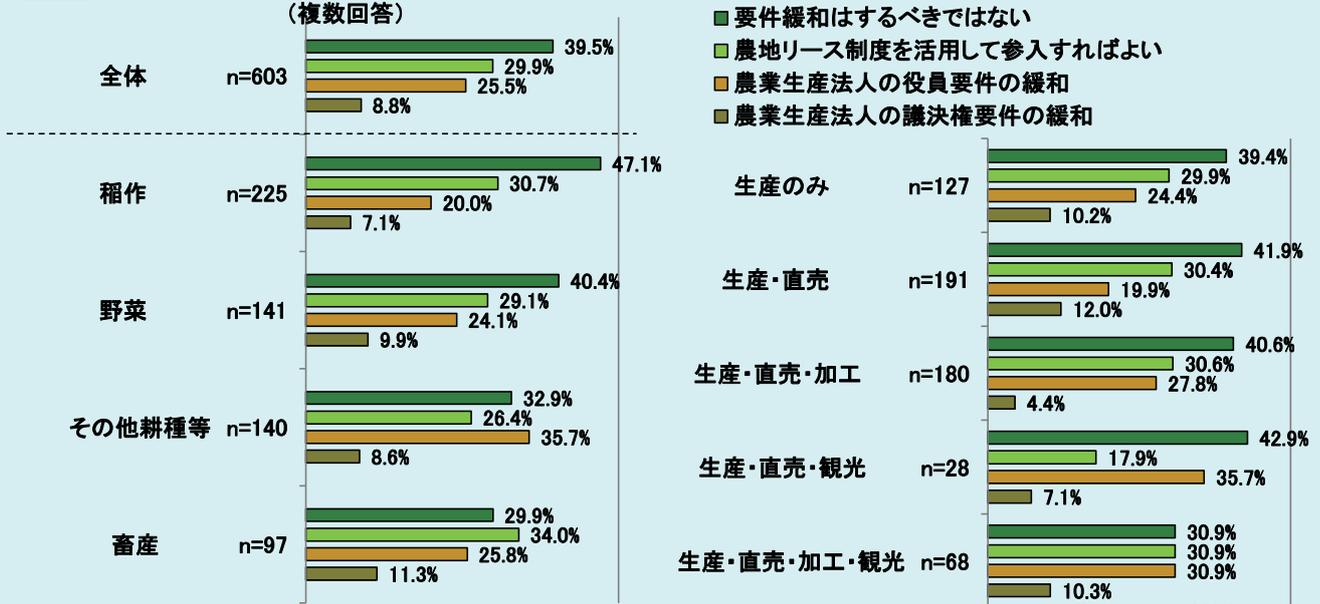


(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2013」

統計表P80-81

- 土地利用型農業への企業参入については、「要件緩和はすべきでない」が39.5%。
- 「農地リース制度を活用して参入すればよい」が29.9%。

Data 土地利用型農業への企業参入について (複数回答)



(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2013」

統計表P80-81

- 政策提言すべき制度・政策は、「経営所得安定対策」が39.8%で最多。
- 業種別の最多回答は、稲作が「多面的機能支払」58.1%、野菜が「人・農地プラン」30.4%、その他耕種等が「6次産業化」37.7%、畜産が「経営所得安定対策」42.4%。

Data 政策提言すべきと思う制度・政策について(複数回答)

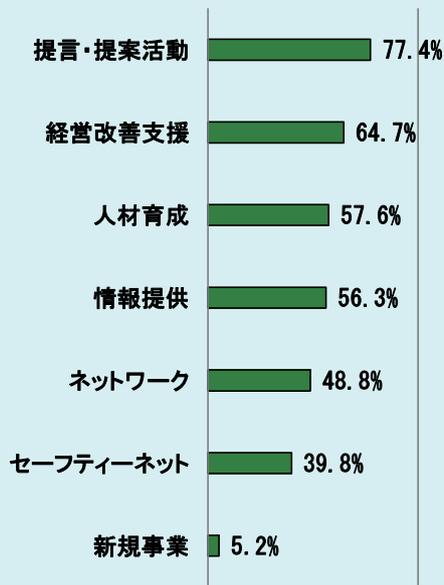
項目・業種	全体 N=508 (100.0%)	業種			
		稲作 n=179 (35.2%)	野菜 n=115 (22.6%)	その他耕種等 n=122 (24.0%)	畜産 n=92 (18.1%)
経営所得安定対策	39.8%	54.7%	26.1%	28.7%	42.4%
多面的機能支払	38.2%	58.1%	23.5%	31.1%	27.2%
人・農地プラン	30.1%	34.1%	30.4%	33.6%	17.4%
人材確保・育成	30.1%	24.6%	29.6%	36.1%	33.7%
品目別(野菜、果樹、畜産等)対策	27.8%	16.2%	28.7%	35.2%	39.1%
6次産業化	24.8%	22.9%	20.9%	37.7%	16.3%
農地中間管理機構	23.0%	28.5%	21.7%	20.5%	17.4%
食育推進	19.5%	16.8%	24.3%	15.6%	23.9%
税制改正	18.7%	20.7%	13.0%	19.7%	20.7%
農協・農業委員会	15.0%	17.3%	14.8%	14.8%	10.9%
規制緩和推進	14.8%	12.3%	9.6%	17.2%	22.8%
輸出促進対策	14.2%	14.5%	8.7%	18.9%	14.1%

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2013」

統計表P82-83

- 当協会に期待する活動・サービスは、提言・提案活動77.4%、経営改善支援64.7%。

Data 当協会に期待する活動・サービス等について(複数回答)
(複数回答)n=686



(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2013」

項目・業種	全体 N=686 (100%)	稲作 n=221 (32.2%)	野菜 n=160 (23.3%)	その他 耕種等 n=174 (25.4%)	畜産 n=131 (19.1%)
提言・提案活動	77.4%	81.0%	77.5%	71.8%	78.6%
政策への提言・提案	55.2%	61.1%	53.1%	46.6%	59.5%
国との情報交換	53.2%	52.0%	55.0%	53.4%	52.7%
経営改善支援	64.7%	66.1%	66.9%	69.5%	53.4%
販路開拓支援	49.7%	53.4%	52.5%	49.4%	40.5%
取引先信用調査	24.9%	11.8%	15.6%	17.8%	13.0%
輸出促進	14.4%	24.0%	28.8%	28.7%	16.8%
人材育成	57.6%	52.9%	63.1%	62.1%	52.7%
インターンシップ	28.9%	14.0%	22.5%	15.5%	13.0%
新任研修	22.0%	26.2%	35.6%	29.3%	24.4%
外国人実習生	18.1%	7.2%	25.6%	22.4%	21.4%
新・農業人フェア	16.2%	23.1%	19.4%	23.0%	22.1%
情報提供	56.3%	59.3%	50.0%	57.5%	57.3%
アグリビジネス経営塾	43.6%	43.4%	41.3%	44.8%	45.0%
農業法人名鑑	15.9%	19.0%	11.9%	18.4%	12.2%
農業法人白書	13.7%	12.2%	13.8%	15.5%	13.7%
ネットワーク	48.8%	46.2%	54.4%	48.9%	46.6%
全国セミナー・ブロック交流会	43.9%	41.6%	49.4%	44.3%	40.5%
ファーマーズ&キッズフェスタ	9.8%	8.6%	8.1%	10.9%	12.2%
セーフティーネット	39.8%	43.0%	40.6%	39.1%	34.4%
傷害保険制度	31.6%	37.1%	30.0%	27.0%	30.5%
天候デリバティブ	12.0%	9.5%	18.8%	13.8%	5.3%

統計表P84-87

2. お役立ち情報

ページ

(1) 農業情勢

25

- ・小さくなったおにぎりから米政策を考える
- ・じわり影響が出始めたFTA下の韓国農業
- ・直売所が変わった ～プロ農家が出荷し、後継者もいる直売所の拡大～
- ・経営者たちの年頭の決意

(2) 食と農

30

- ・国産野菜の需給と消費拡大を目指して ～医・食・農・工 連携の時代～
- ・指定野菜需給見通しと健康機能 ～トマト～
- ・消費者／実需者ニーズを叶える野菜の生産と流通 ～野菜評価基準 デリカスコア～
- ・野菜の機能見える化で消費拡大 ～デリカスコアによる中身評価～
- ・日本人の食文化と健康における野菜の意義について
～野菜評価基準デリカスコアによる中身評価 ②～
- ・グローバル競争力強化を目指した「攻めの農林水産業」実現が急務

(3) 税務

39

- ・農業における「2013年問題」と準備金制度の見直し
- ・平成26年度税制改正要望とその背景
- ・農業生産法人制度と農地中間管理機構・多面的機能支払
- ・消費税の改正対応

(4) 法務

45

- ・賃貸借契約について2
- ・賃貸借契約について3
- ・ファイナンス・リース契約について
- ・公正証書について

(5) 雇用改善

49

- ・固定残業手当
- ・労働時間の基礎
- ・休日と休暇
- ・女性と育児

(6) 農業経営

56

- ・農地の面的集積による作業効率の向上効果
- ・米価は高いか
- ・GAP導入による経営改善効果
- ・熟練者の知識・技能をいかに受け渡すか
- ・管理会計のススメ
- ・製造業の管理会計 ～原価管理のための原価分類について～
- ・新たなビジネスチャンス：農産品の「海外生産・海外販売」

(7) レポート

69

- 就業環境の整備に向けて

〔農業情勢〕

小さくなったおにぎりから

米政策を考える

農業ジャーナリスト
青山 浩子

取材のため早朝に家を出る日は、駅や空港で売っている手作りのおにぎりほどありがたいものはない。ところが2012年秋頃から、おにぎりのサイズが明らかに小さくなった。「高い米価を反映しているのだな」と理解しながらも、二つ食べても満腹にならず、物足りなさが残った。消費者が嫌う値上げは堂々とできないのでせめてサイズを小ぶりにする。外食業者の苦肉の策なのだろう。

農水省の食糧部会に委員の一人として参加している。2013年3月28日に開催された同部会では、外食業者や米卸関連の委員から「高い米価が消費者の米離れを引き起こす」という指摘が相次いだ。

(株)グリーンハウス社長の田沼千秋委員は、「米の4割弱が外食・中食で使われているが、全農の高値集荷、銘柄米の競争激化で米価が上がった。また、戸別所得補償制度によって飼料用米、米粉用米など用途別生産が定着したことで米の流通が硬直化し、結果的に米価高をもたらしたのではないかと指摘、産地における低価格米の増産、SBS米の運用改善、戸別所得補償制度や備蓄米放出などを提案した。木徳神糧

(株)会長の木村良委員は「産地がこぞって銘柄米を作るが、外食が求める低価格米が不足するというミスマッチが顕著。米価高が外食の需要減少をもたらしただけでなく、家庭需要も動きが鈍くなった。赤字覚悟で特売を始めた小売店もいる」と報告した。

同部会で配布された資料「米に関するマンスリーレポート」(25年3月8日公表)にも2人の発言を裏付ける数字が出ていた。米の消費動向を見ると24年1月以来、中・外食における消費は減少が続いている。一方、24/25年の米の民

間在庫量はここ5年間でもっとも多く、卸が多くの在庫を抱えた21/22年を上回る勢いだ。このままの状態が続くと、25年の出来秋になっても在庫が適正規模を越えたままで、新米の価格に影響を与えるのではないかと懸念している。

そんな懸念をすでに見越しているかのようにマーケットはすでに敏感に動いている。4月に入ると、スーパーでの米の特売が目につくようになった。あまり安売りをしない自宅近くのスーパーが富山県産コシヒカリを1,900円(5kg)で売っていた。大手コンビニエンスストアでは、おにぎりを1個100円で販売し始めた。在庫の積み上がりを懸念した卸、小売店が米の放出戦略に出始めた証拠だ。

つい最近、空港でおにぎりを買ったがサイズはもと通りになっていた。ファンとしてはありがたいことだ。しかし、ある米卸経営者の「過去の経験から言うと、ひとたび米価が上がると消費者の米離れが進む。その消費はなかなか戻らない」という言葉も心に引っかかる。

主食である米、そして米農家を守るために国民は大きな負担をしている。25年度より名称を新たにした“経営所得安定対策の概要(25年度概算決定)”を眺めても、生産調整を守った農家が10アールあたり15,000円を受け取る「米の直接支払い」に1,613億円、米価下落時の変動支払に84億円、水田を活用して麦や大豆、米粉用米や飼料作物を作った場合に支払う「水田活用の直接支払い交付金」として2,517億円。米や麦などが標準価格を下回った際に支払われる「水田・畑作経営所得安定対策(収入減少影響緩和対策)」として724億円。合計で約5,000億円が米関連で使われる。これだけ使っていても実需にマッチした生産体制が作れず、結果的に消費者の米離れが進むとなれば、政策そのものに問題があるといわれても仕方ない。

先日、稲作主体の法人経営者3人と雑談をした。ひょんなことから「減反をやめたらどうなるか」という未来予測をした。「みんなこぞって米作りを始め、米価が暴落するのでは？」という私の問いに「そんなことはない」と3人は口をそろえた。「30~50アールの人はいまでも赤字経営。減反がなくなれば米価はもっと下がると思い、いよいよやめる」「ぎりぎりだががんばって

お役立ち情報

いる高齢農家の息子、娘は自分の田の位置も知らない。作れと言われても作るわけがない」・・・といった意見が出て、「現在800万トンの生産量が大幅に増えることはない」という結論に達した。

減反廃止→生産量増加→米価暴落という凶式が当てはまらないとなれば、減反はやめてもいいかもしれない。減反廃止によって削減できる予算は、担い手に負担が重くのしかかっている水利施設の維持費用に当ててもよいし、米の輸出支援に使ってもいい。そうすれば米の輸出にエンジンがかかる。

40年以上続いた減反がなくなれば、米業界に大きな波乱を巻き起こすだろう。しかし未来永劫続ける制度でもない。TPP参加交渉の中身はベールに包まれ、農産物の扱いがどう決着するかはまったくわからないが、無傷で終わることは考えられず、それにともなって農政は変わらざるを得ない。減反廃止はそろそろ現実的な問題として考えるタイミングが来たように思う。

ちなみに減反について話をした3農家のうち、2人はおにぎりを買って食べる習慣がなく、小ぶりになったことも、戻ったことも知らなかった。おせっかいながら米農家も時にはリサーチをかねて自作以外のお米を食べるべきだと思う。

アグリビジネス経営塾第577号（平成25年8月1日発行）

〔農業情勢〕

じわり影響が出始めた

FTA下の韓国農業

農業ジャーナリスト
青山 浩子

韓国が米国とFTAを締結し、発効したのは2012年3月。1年余りが過ぎ、じわりと影響が出始めた。

120兆ウォンを超えるFTA対策費の中から13年5月、肉牛農家に対し「被害補填直接支払い」が支給された。関税削減によって農産物輸入が増えたり、国産価格が下がったりした場合、差額の一部を政府が補填するというもの。

04年に発効したチリとのFTA以来、初の適用となった。ただし韓牛1頭あたりの補填金は約1万4千ウォン（約1,240円）とわずかで農家が満足する金額ではなかった。

背景はこうだ。10～11年に蔓延した口蹄疫によって、韓国内の豚や牛が大量に殺処分され、食肉の需給が逼迫した。当然ながら輸入が大幅に増えた。いままで国産を食べていた人も「案外、輸入肉も悪くない」と評価するようになった。

口蹄疫が収束すると、国内の畜産農家は一斉に飼育頭数を増やしたが、一度輸入肉に満足してしまった消費者はなかなかもとに戻りにくい。特に牛肉は不景気によって販売不振を招いている。

このように牛肉の価格低迷の要因は、FTAだけが原因ではなく、国内外の事情、消費者の嗜好変化など複雑に絡まっている。このため政府は、FTAによる関税削減が牛肉価格下落に対し、どれほど寄与したかを“輸入寄与度”を計算し、寄与した分だけ被害補填金を払った。寄与度の部分は今年始めになって明らかにされた考え方で、農家には寝耳に水だった。

一方、豚肉には被害補填金が支給されていない。だがある養豚関係者によると「関税撤廃されるとこんなに輸入が増えてしまうという心理的な影響は多くの養豚農家が感じている」という。

口蹄疫の影響を最も受けたのは豚で、飼育頭数の1/3が殺処分された。国内に豚肉が圧倒的に不足し、政府は無関税（関税は25%）による輸入を許可した。これによって例年20万ト前後だった輸入量が11年には37万トまで増えた（12年は27万ト）。口蹄疫収束後、養豚農家は一斉に飼育を再開したが、こんどは過剰飼育によって国内市場に豚肉があふれ、価格を下げた。ワクチン接種した国産豚肉を嫌う消費者も一部におり、13年になっても価格低迷から抜け出していないという。

先日、トドゥラム養豚農協の組合員である若手後継者10数名が日本にやってきた。トドゥラム養豚農協とは、個別経営を営む13人の養豚家が1991年に設立した養豚専門農協。現在、農場は各地に約700。独自の飼料工場やと畜

お役立ち情報

場も持っている。各農場が出荷した豚は同組合が持つ加工施設で精肉となり、ソウル市内のデパート、量販店などで販売される。国産豚肉の20%のシェアを持ち、売上は約1,000億円にのぼる大組織だ。

参加者の一人で30代の後継者に、「120兆ウォンともいわれるFTA対策費に期待しているか？」と聞くと、「ものすごい金額といわれているが、既存の補助事業が名前だけ変えてFTA対策費として計上されたものも少なくない。つまり予算のつけかえ。あまり期待はできない」と冷やかな反応。「それよりも自分たちにとっては販売をどうするかが課題だ」ときっぱり言った。

韓国では、養豚農家が加工施設を持って直売したり、レストランを併設するなど多角的な経営に乗り出すケースはまだ珍しい。そこで、多角経営をしている日本の養豚家を訪ねることにした。トドウム農協としても、各農場主が独自に加工、販売をしていくことを応援するスタンスだという。

後継者たちを引率してきた同農協動物病院の鄭賢圭（チョン・ヒョンギュ）院長は「FTAの養豚への影響はまだ少ない。だが、14年に米産豚肉の関税がゼロになり、EU産豚肉の関税もやがて撤廃される。いまの豚肉の自給率は約8割だが、3、4年後には10%程度は下がるかもしれない。販売力の強化はそのためにも必要」と話してくれた。

今年から韓国では、と畜場が衛生管理を的確にしているかどうかを政府が点数化をし、国民に公表することになっている。「わが農協のと畜場は衛生管理を徹底しており、高い点数がとれるはず。消費者が点数を基準に豚肉を購入してくれば、輸入肉との差別化にもなる」という。

ちなみに、韓国にはもともと牛、豚、鶏それぞれが生産者団体を作っており、政府との交渉もそれぞれおこなってきた。だが口蹄疫をきっかけに、バラバラに政府と交渉するのではなく、「畜産で一本化したほうが政府にも意見を聞いてもらえるのでは」という意見が出て、牛、豚、鶏、鴨の団体をまとめた「社団法人韓国畜産コンサルティング協会」を作ったという（既存の各団体も存続）。

被害補填金に「輸入寄与度」という考え方が取り入れられていること、対策費に既存の予算のつけかえがおこなわれていることなどは日本の農業者としても看過できない部分だ。一方で、畜産生産者団体の一本化が畜産業界に今後どう影響を与えるかということも気になるところだ。

アグリビジネス経営塾第587号（平成25年10月31日発行）

【農業情勢】

直売所が変わった ～プロ農家が出荷し、 後継者もいる直売所の拡大～

農業ジャーナリスト

青山 浩子

いまや1万7千か所あるといわれる農産物直売所。農村ビジネスの代表格であり、消費者の支持も増え続けている。ところが台所事情を探ると「生きがい農業を営む高齢農家もつばら出荷しており、後継者不足」「直売所同士、農家同士で安売り競争を繰り広げ、市場流通の価格を引き下げている」「消費者の信頼が厚いわりに、農薬使用など安全管理が徹底していない」など課題も抱えている。

そんな不名誉なレッテルを自らはぎ取る直売所が各地に出てきた。安売りからの脱却、若手農家の育成、徹底した安全管理をおこなうことで、プロ農家が積極的に出荷するようになるなど直売所のイメージを刷新させている。

新潟県新発田市にあるとんとん市場新発田店。農家の所得向上を目的に農業資材店が2005年にオープンした。アイテムごとに「最低価格基準」を決め、これより値を下げて売ることを禁止し、安売り防止をしている。茨城県つくば市のみずほの村市場の方式を参考にしたという。価格ではなく、品質で評価してもらおうと来客には試食品をたっぷり差し出し、味見をしながら納得できる品物を買ってもらおうようになっている。実際に店内ではほとんどの客が試食品を吟味しながら、品定めをしていた。こうした取り組みによって約3億円の売り上げの8割近くはプロ農家で担っているという。

お役立ち情報

山形県鶴岡市にある（株）産直めぐりは、出荷農家は87人と多くはないが、3億円を超える売り上げる繁盛店だ。果物の産地だけあってシーズン中は店内のみならず屋外のテント内にも果物がうずたかく積まれる。客は皆、われ先にと自宅用あるいは贈答用の果物を買っていく。「消費者の果物離れ」もここではどこ吹く風。次々に箱買いをしていく姿は見えてはいますがすがすがしいほどだ。

ここ数年で若い出荷農家が増えてきたという。澤河宏一社長によると「めぐりに出荷して生計が成り立っている農家のせがれや孫が後継者になった」という。同社はこの流れを逃すまいと、20人の若手メンバーによる青年部を発足し、若手農家の増員を狙っている。地域内で増えつつある耕作放棄地をこういった若者が引き継げば、地域農業の維持・発展にもつながる。澤河社長は「直売所を通じ店や農家の売上アップのみならず、地域農業を守っていくための拠点にしたい」と意気込む。直売所に出荷するようになって所得が確保でき、後継者が生まれたというところは他にもある。静岡県三島市のある直売所は、100人程度の出荷農家の4割に後継者がいるという。

かつて、安全性の担保は直売所の弱点であったがこれも克服しつつある。無登録農薬や基準値以上の残留農薬が発覚して以来、生産現場全般で栽培履歴提出の義務化が広まるようになった。JAの部会や法人経営体などは先取りして取り組んだが、直売所は置き去りにされてきた。出荷農家の大半が高齢者で「履歴提出を義務づけられない」と運営側が導入に二の足を踏んでいたからだ。

2年に一度、「われこそ日本一の直売所」という直売所が集まり、ナンバーワンを決める直売所甲子園というイベントがある。審査員をつとめている筆者はつい最近、エントリーしたいくつかの直売所を回ったが、いずれの店も生産履歴提出を義務化し、店側が農薬の使用状況をチェックする仕組みを構築していた。履歴を提出しなければ出荷用のバーコードが発行されず、販売できないなどシステム化している直売所もあった。全国的にこうした直売所が増えているという。

飛躍的な変化の背景には、直売所の運営者側の危機感がある。不毛な安売り競争を続けていては農家も直売所も共倒れだ。年金や兼業収入に支えられた現役の農家がリタイアすれば、出荷する農家がいなくなり、店もつぶれる。そうなる前にルールを作って安売り競争を防止し、利益を確保できるような仕組みを作った。そこに農家も反応し、品質や品種の希少性、出荷時期の調整（他人が出さない時期に出荷する）といった工夫をするようになり、安全管理への意識も高め、結果的に収益を増やした。それを後継者は見逃さなかった。こうして若手の農家が現れたのだろう。

もっとも、こうした直売所は全体から見れば一部に過ぎず、高齢者によって支えられている直売所が大半だ。また、プロ農家が出荷している直売所であっても、建物は行政が建て、運営を民間でおこなう“公設民営”も多く、名実ともに自立しているとはいえない。

これは直売所の利益構造とも関係でありそうだ。一般的な小売店は30%程度の利益を乗せて売るといわれるが、直売所は15~20%の委託手数料でまかなっている。利益をあげるには、利益率の高い加工品など仕入れ品を増やす方法もあるが、加工品のほうが目立つ店は直売所とはいえない。

さまざまなチャレンジに挑み、ここまでレベルアップしてきた直売所だ。さらに一歩利益確保の道を探っていけるのではないかな。補助金からの脱却が直売所の新たな課題といえよう。

アグリビジネス経営塾第597号（平成26年1月23日発行）

【農業情勢】

経営者たちの年頭の決意

農業ジャーナリスト
青山 浩子

2014年1月4日、私は静岡県にいた。5人の農業者を含む14人の経営者が自らの経営計画を発表する「静岡経営塾賀詞交歓会」に参加した。もっぱら発表を聞いているだけの立場だったが、ピリッと引き締まった場内の雰囲気

お役立ち情報

おかげでお正月気分から抜け出すことができた。

5人は大勢の参加者の前で発表するために、年末年始を返上して経営計画を練り上げたはず。人前で公表した以上、その通りに実行しているか常にチェックされることになる。話す内容についても相当吟味をしたことだろう。農家の多くが知り合いだったこともあり、他人事とは思えず、一言ももらすまいと思いながら耳を傾けた。

静岡経営塾とは、経営コンサルタントの杉井保之氏が主宰する勉強会で月1回、静岡、長野、富山の各県の経営者が集まり、杉井氏の講義を聞いたり、仮想の経営ゲームをやったり、先進企業の視察をしたりしながら経営力向上を図っているという。賀詞交歓会は毎年開催される。

発表した農家は、経営塾に入って1年目という新人もいれば、19年目というベテラン経営者もいた。経験や立場によって課題もそれぞれ異なっていたが、熱い思いはひしひしと伝わってきた。

メロンを栽培して10数年という農家は今年、父親から経営を移譲される。それにあたり、「ヒト、モノ、カネの流れを把握する年にする」と発表。今年から税務申告を自らの手でおこなうと宣言した。

年間40万本のバラを生産する農家は、「10%程度の直販比率を30~50%に引き上げる」と目標を述べた。卸売市場の相場が低迷するなか、農園を訪ねてくる顧客に直販したり、直売所に出荷するなど直販比率を高めてきたが、直売所では採算度外視で値付けされたバラと競合してしまい、思うような利益を確保できずにいた。そこでハウスの一角を解体し、フラワー教室や婚活イベントができるスペース兼ショップに改装し、「価格ではなく信頼関係でつながる顧客を増やしたい」と抱負を語った。

みかん農家も直販客への対応について発表した。手選別にこだわり、それが直販客の増加につながってきたが、労力の負担が重くなっている点を課題に挙げた。これらを解決するためスタッフを雇いたいが、人材を育てる方法を知らない。そこで園主みずから「教育プログラムを受講し、資格をとり、指導力を高めたい」と目標を明らかにした。

最後に発表した水耕野菜を栽培する農家は、法人化して10年が経ち、「スタッフの数が多くなったためにコミュニケーション不足を感じるようになった」と課題を吐露。「社員との接触を増やし、強い組織づくりをめざす」と語った。

発表会後の懇親の場で、入塾したきっかけを聞くとさまざまだった。「経営が思うようにいかず、本気で離農しようと思う時があったが、このまま終えるのも悔しかった。先に塾で学んでいる先輩がいたこともあり、立て直せるものなら勉強してみようと思った」「ものづくりを10年以上やってきたが、気づいてみたら人付き合いが減り、協調性もなくなっていた。これでは経営はできないと思い、入塾を決めた」「他の農家がやっていないことはやらないのが農家。ましてや目立つことはしないほうがいい。でもそれでは農家は生き残れない。塾に参加して、まず自分が先にやってみようと考えようになった」など。共通しているのは5人とも、農家の枠にとらわれず、異業種に混じって経営力を磨こうと踏み出したこと。この一歩は大きい。

「塾に出るようになってまずよかったのは家族経営の甘えから抜け出せたこと」という農家がいた。朝、農園で仕事を始める時間が多少遅くなった日があっても「まあいいか」と見過ごす自分がいたそうだ。「でも塾に参加し、経営としての農業をめざしている自分がこんな態度でいいのか」と思い、気持ちを入れ替えた。将来の経営像について具体的にイメージできるようになったことも成果だと話してくれた。反面「心の中の葛藤はあります」と打ち明けた。この農家の父親は、塾への参加をまだ快諾していないそうだ。「農場で仕事してなんぼという考えですからね。もっと成果を出して父親の理解を得なければ」と苦笑いした。

背広をきちっと着こなし、人前で経営計画を発表して始める1年と、心の中でひそかに目標を決めてから始める1年では、大きな差が開くはずだ。私は発表内容を胸に刻みながら「聞いている自分は明確な目標を決めていないではないか」と反省しきりだった。

会が終わって驚いたのは5人発表者以外にも農家に参加していた点。挨拶を交わした人だけで3人はいた。農業関係者も来ていた。会場全

体が発表者と関係者を含め 70 名ほどなので、1 割以上が農家および関係者だった。経営として取り組む重要性を痛感し、行動に移す農家が増えている証拠かもしれない。他の地域でも同じように行動に移している農家がいるはずだ。足腰の強い農業に向かって、駆け出す農家の足音が聞こえてきそうだった。よい年の始まりを迎えることができた。

アグリビジネス経営塾第 569 号（平成 25 年 5 月 16 日発行）

〔食と農〕

国産野菜の需給と

消費拡大を目指して

～医・食・農・工 連携の時代～

東京デリカフーズ株式会社

執行役員 経営企画室長 有井雅幸

1. はじめに

野菜はビタミンやミネラル、食物繊維や機能性成分など、人の健康にとって不可欠な栄養素／非栄養素の重要な供給源で、私たちはビタミン A の 61%、ビタミン C の 34%、カリウムの 23%、カルシウムの 16%、食物繊維の 38% を野菜から摂取している [H21 年度国民健康・栄養調査報告]。健康日本 21（厚生労働省）で提唱されている野菜の一日摂取量目安 350g（内、緑黄色野菜 120g）も、これらの栄養素の必要量から算定された。本稿では、野菜の生産・流通など市場・消費者ニーズ動向や、野菜評価基準「デリカスコア」に基づいた野菜生産・販売の着眼点について今年度 6 回にわたり連載する。

2. 野菜の生産と市場概況

我が国の農業産出額 8 兆 1,214 億円 (H22 年度) の内、野菜は 2 兆 2,485 億円 (28%) であり、畜産 (2 兆 5,525 億円、31%) より小さいものの、米 (1 兆 5,517 億円、19%) を上回る規模で、果実 (7,497 億円、9%) を加えた青果物 (2 兆 9,982 億円) では全体の 37% に達する [農水省生産農業所得統計]。野菜の作付面積は近年、H11 年度の 50 万 ha をピークに、H22 年度には 43 万 ha まで

減少した。一方、生産量は H11 年度 1,390 万トンから H16 年度には 1,234 万トンに減少後、しばらく 1,240 万トン前後で推移していたものの、H22 年度には春先 2 月～4 月の低温・日照不足、及び夏の高温の影響によって、1,174 万トンまで減少した。野菜の作付面積を地域別にみると、北海道、関東、九州で全体の約 7 割を占めているが、H17 年度から H22 年度までの間で大きな変化はない。

国内需要の現状について、食料消費の用途別支出割合をみると、昭和 40 年に 48.4% を占めていた生鮮食品は平成元年には 35.0%、平成 20 年には 28.2%、平成 23 年には 27.5% まで減少している [総務省家計調査]。一方、調理食品は昭和 40 年に 3% だったが、平成元年には 7.4%、平成 20 年には 10.9%、平成 23 年には 11.7% に増加した。実際、家計消費における野菜購入形態も変化しており、昭和 60 年と比較して H23 年の生鮮野菜購入金額は 17% 減少したが、一方サラダ購入金額は 91% 増加した。更に外食も昭和 40 年の 7.2% から平成 23 年には 17.8% まで拡大しているが、これらは、近年の生活スタイルの変化により、食の外部化が進展し (H22 年：食の外部化率 44.7%、外食率 36.0%)、生鮮食品の購入が減少していることを示すものである [財団法人食の安全・安心財団]。食の外部化の進展の背景には、世帯構成の変化 (単身世帯、共働き世帯、高齢世帯の増加) や少子化・核家族化等に伴う世帯人員の減少があり、その変化に連動して「食の簡便化志向」が高まっていることを示すものである [厚労省国民生活基礎調査、内閣府男女共同参画白書、総務省全国消費実態調査]。野菜需要のうち、家計消費比率は H2 年の 49% から H22 年には 44% まで減少したが、一方業務・加工 (外食・中食産業向け、食品メーカー向け) 比率は 51% から 56% と増加傾向で推移し、今や全体の 6 割程度を占めるようになった [農林水産政策研究所]。

国内流通の現状については、食料品の購入先として、一般小売店からの割合が減少し、量販店を含むスーパーマーケットからの割合が増加している [総務省全国消費実態調査]。また、全国の中央卸売市場における野菜のせり・入札取引の割合が低下し、卸売業者が買い手との間で

お役立ち情報

価格・数量を決める相対取引が増加している〔農水省食料産業局食品製造卸売課資料〕。更に、量販店や外食産業等が自ら農場を運営する例も出てきており、自社農場等の野菜をPB商品として取り扱う事例も増加している〔社団法人食品需給研究センター〕。

以上のように流通構造が大きく変化してきており、こうした変化に対応した野菜生産体制の整備が早急に必要となっている。

更に、H22年夏の記録的な猛暑のような気象災害が近年多発しており、担い手の高齢化等の進行と相まって、適正な栽培管理が困難となっている地域が増加し、気象の変化にも十分な対応が出来ていない状況である。基本技術のみでは気象の変化に対応した安定生産が困難になりつつあることから、新技術の導入等による生産基盤の強化を図ることを目的に、「低温、高温、干ばつ、大雨・台風、風害・竜巻、雪害・ひょう害」等の災害対策技術の基本指針が決定された〔H24年農業技術基本指針（農水省）〕。また、気象条件に左右されにくく、計画的な生産・出荷が見込める植物工場など高度な施設園芸について、雇用の場、新たな野菜の供給基地として、技術開発・普及を進めて行くことが必要と考えられている。

今後、人口減少等を背景として慢性的な消費減少が見込まれているが、一方では大玉トマトからミデイトマトへの転換など一部の品目では、消費者の嗜好変化によって品種の転換が見られる例もある。野菜の生産、流通、加工、販売等の関係者がより一層連携して、国内外の需要喚起に務めるとともに、作柄変動や需要動向を踏まえた適切な作付けに取組み、嗜好の変化に的確に対応した品種の選択等が重要であろう。

アグリビジネス経営塾第575号（平成25年7月11日発行）

〔食と農〕

指定野菜需給見通しと

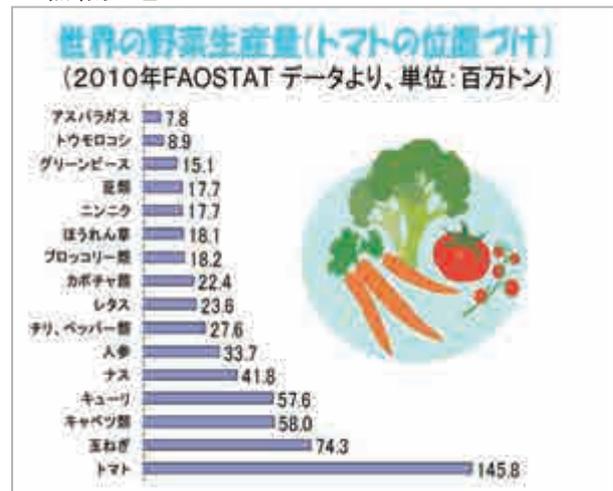
健康機能～トマト～

東京デリカフーズ株式会社
執行役員 経営企画室長 有井雅幸

1. はじめに

日本経済を再生するにあたっての阻害要因を除去し、民需主導の経済成長を実現して行くための取組みで安倍内閣の最重要課題の一つが規制改革である。「規制改革に関する答申（規制改革会議）」が本年6月14日に閣議決定されたが、その中で「農林水産物の機能性表示」が容認された。一般消費者や野菜実需者の健康ニーズに合致した健康機能性表示が認められれば、野菜の消費が大きく拡大することが期待される。今回は、生産量上位品目の中で、加工・業務用割合が高いことから伸び率（5%）が大きく、また輸入比率（53%）がずば抜けて高いことから国内生産シフトへの余地がある「トマト」に注目して、市場概況と健康機能について記載する。

2. トマトの生産・流通・消費の現況と5年後の需給見通し



トマトの作付面積（H23年度）は12千ha（前年比98%）、収穫量70万トン（102%）、出荷量は63万トン（102%）、10a当たり収量は5,860kg（104%）である。その内、ミニトマトは作付面積2千ha（101%）、収穫量11万トン（103%）、出荷量10万トン（104%）収量5,410kg/10a（102%）。加工用トマトは、作付面積471ha（81%）、収穫量3万トン（76%）、出荷量3万トン（76%）、収量6,140kg/10a（94%）〔H23年度農水省野菜生産出荷統計〕。トマトの栽培面積は減少傾向にあるが、これはトマトが他の野菜と比べて温度や水の管理など栽培が難しく手間が掛かることに加え、生産者の高齢化が進んでいるためである。ここ

お役立ち情報

数年天候の変動が大きいこともあり、いかにして「しっかりとした良い苗」を作っていくかが大きな課題である。

東京都中央卸売市場における H21 年のトマト出荷数量を見ると、出荷量の少ない冬場にかけて、熊本県産の施設栽培による出荷が多く、5～11 月にかけては多くの産地（上記以外に青森、岩手、福島、栃木、群馬など）から出荷される。生で食べるなら、8～9 月の青森県などの東北産、2～3 月の九州産のトマトは甘くて美味しい。卸売価格は、トマトが 232 円～478 円/kg（平均単価 335 円）、ミニトマトは 408 円～786 円/kg（平均単価 565 円）で推移している [H21 年度東京都中央卸売市場]。輸入トマトは生鮮も若干あるものの、その大半はピューレやケチャップ、ジュースなどのトマト加工品が占める。

H21 年の日本の主な輸入先は、中国、米国、ポルトガル、オランダ、スペイン、イタリア、トルコなど。僅かだが生鮮トマトは韓国、米国、メキシコから輸入されている。一方、H18 年まで実施されてこなかった生鮮トマトの輸出は H19 年以降、香港やマレーシア、中国、ロシアに輸出されている [財務省貿易統計]。

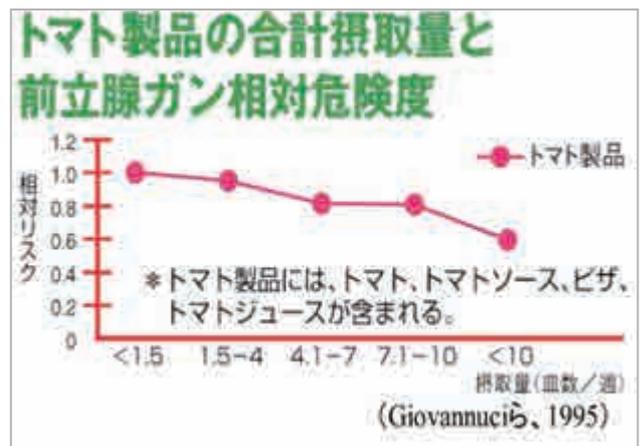
トマトは、大きさによって大玉、中玉、ミニに区別され、果皮の色によって桃色系、赤色系、黄色系に大別される。調味料としての需要が大きい欧米では、濃厚な味で加熱すると旨味が増す赤色系トマトが主流だが、生食することが多い日本では、甘みが強くトマト臭さの少ない桃色系トマトが主流。中でも S60 年代に登場した“桃太郎”は、熟してから収穫するため食味が良く、輸送性に優れるという特徴から急速に普及し、現在、その改良種が流通の大半を占めている。近年は、消費者の嗜好から、食べきりサイズの中玉トマトや、栽培方法の工夫によって糖度を高めたフルーツトマトの需要が増えている。特に最近では糖度の高さが品質評価の重要な基準となるなど、フルーツ感覚で食べる野菜になりつつある。更に健康志向の高まりから、トマト健康機能成分のリコピン含有量の高い赤色系調理用トマトの需要も伸びており、消費者の年間支出金額では野菜の中で第 1 位の人気を誇る。H29 年度需給見通し [農水省生産局農産部園芸作物課] では、夏秋トマトの需要量 52 万ト

ン～57 万トン、国内供給量 34 万トン～43 万トン。冬春トマトの需要量 67 万トン～73 万トン、国内供給量 38 万トン～49 万トン。合算では、需要量 119 万トン～129 万トン（H24 年度対比 98%～101%）、国内産供給量 72 万トン～92 万トン（96%～110%）のような見通しで、今後 5 年間では大きな需要拡大はないものの、国内での生産拡大に政策的な余地が見受けられる。

3. トマトの健康機能

～女性の美肌・美容効果に特に注目～

トマトは他の野菜と比較して、一度にたくさん食べることが出来るため、栄養を摂取しやすいことが特徴である。βカロテンやビタミン C、ビタミン E の三大抗酸化ビタミン（通称 ACE）を豊富に含み、老化や生活習慣病予防効果が期待されている。更に、カロテノイドの一種で、トマトの赤色成分“リコピン”はβカロテンの 2 倍、ビタミン E の 100 倍という強力な抗酸化力を持つとされる。現在世界中では様々な健康機能の研究・実証試験が進められているが、それらは①前立腺がんの予防、②肝臓疾患の予防、③心臓病の予防、④膵臓がん・肺がんなどの予防、⑤骨粗しょう症の予防、⑥白内障の予防、⑦皮膚の保護作用などである。特に「皮膚の保護作用」については、コラーゲンの生成を助け美肌効果も期待できるビタミン C や、皮膚などの粘膜の働きを活発にするβカロテンとともに、皮膚や髪を健康に保つビオチンも含まれることから、トマトは紫外線によるお肌や髪の毛のダメージに悩まされている女性たちの強い味方となる。リコピンは毎日 20mg 以上摂取することが推奨されているが、トマトジュースならば 200g（1 本）に相当する。生鮮トマトならば少量の油



お役立ち情報

と一緒に摂ると更にリコピンの吸収率は高まるが、生トマトよりもトマトペーストの方が4倍ほど吸収効率は高いので、油を使ったトマト料理でも十分なリコピン吸収が期待できる。トマトをたっぷり使った料理では旨味が増すが、これは旨味アミノ酸であるグルタミン酸と糖類、酸類が豊富に含まれるから。トマトの種の周辺（ゼリー部）には他の部分に比べ約4倍ものグルタミン酸が存在する。またトマトは昼間作った糖分を夜溜め込むので収穫するのは朝摘みが良い。その他、体内からナトリウム（塩分）を排出するカリウム（ミネラル）や、毛細血管を強くして高血圧を予防するルチン、セルロースやペクチンなどの食物繊維も豊富に含まれることから、トマトは健康野菜の代表格である。

アグリビジネス経営塾第580号（平成25年8月29日発行）

【食と農】

消費者／実需者ニーズを叶え

る野菜の生産と流通

～野菜評価基準 デリカスコア～

東京デリカフーズ株式会社

執行役員 経営企画室長 有井雅幸

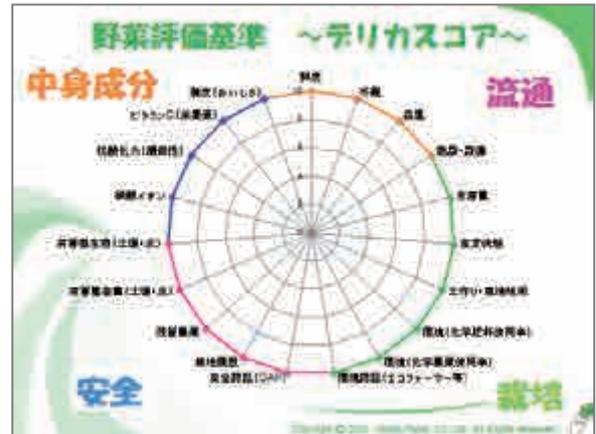
1. 野菜に対する消費者／実需者のニーズ

厚生労働省は、国民的健康づくり運動である「第2次 健康日本21」を開始。少子高齢化・要介護者の増大を背景とした医療や介護などへの膨大な社会保障費を削減するため、「適切な食生活」等を推奨することで「国民の健康寿命を延ばす」ことを目的としている。特に、野菜不足が懸念される全ての世代に対して、家庭や外食などでプラス100gの野菜（合計1日350g。内、緑黄色野菜120g）を食べることを推奨している。

野菜ビジネスで最も重要なことは「ニーズに合致した付加価値の高い野菜を、必要な人・地域・国（輸出）に対して、それに見合った価格で生産・流通すること」であるが、我が国や先進諸国における野菜ニーズは「安全で」、「美味しく」、「健康によい」ことである。消費者／実需者にとって安全で美味しいは当たり前のことなの

で、特に、“健康”によい栄養価（ビタミン、ミネラル）と機能性成分（食物繊維、ポリフェノール、カロテノイドなど）に富んだ野菜であることが大切である。なお、野菜に含まれる機能性成分は多種多様で把握することが難しいため、“抗酸化力”など機能性そのものを指標とするのが適切である。

2. 新たな価値創造を目指した野菜評価基準 ～デリカスコア～



デリカフーズ・グループ（デザイナーフーズ）では、形や色などの外観だけでなく中身に基づいた野菜評価を実現するために、十数年間にわたり野菜の中身評価を行い、指定野菜を含む各種国産野菜に関する数万検体の分析データを保有することができた。この国際的にも屈指のデータベースを駆使することで、国内外の産地で生産された野菜が、季節毎の国産野菜（全国平均値）と比較して、安全や美味しさ、栄養価、機能性に優れているかどうか、数値として見える化できるようになった。「旬の野菜」が美味しく健康にも良いことを科学的に示すことができ、また同じ旬でも、土作りや栽培方法など圃場・産地によって中身が異なることもわかってきた。

そこで、消費者／実需者ニーズに基づき、野菜の中身評価を中心に、安全・栽培・流通等に関する19項目からなる新たな野菜評価基準「デリカスコア」を構築した（図）。単なる野菜取引基準ではなく、多様化する野菜ニーズを評価するツールとして、また、サプライチェーン全体の目線合せの物差しとして、更には、より付加価値の高い野菜生産を目指す取組み指標として、契約産地への導入を進めている。

お役立ち情報

<デリカスコア（安全）> ～残留農薬、有害微生物、有害重金属、栽培履歴など～

農産物の安全性は消費者の大きな関心事であり、生産者や加工・流通業者は、食品衛生法等に基づきその確保が義務付けられている。農薬はもとより、食中毒を引き起こす0-157腸管出血性大腸菌やサルモネラ菌、黄色ブドウ球菌、ノロウイルスなどにより農産物が汚染されることを防ぐとともに、水銀やヒ素、鉛、カドミウムなどの有害重金属に侵された土壌・培地での農産物栽培を避けることは必須である。

<デリカスコア（栽培）> ～生産量・安定供給、土づくり・栽培技術、環境配慮～

野菜生産は気象の影響を大きく受けるため、年間を通して安定的な供給量と価格を確保することが最重要課題である。また優れた農業技術（土づくり、栽培技術など）の継承が難しい近年、それらの課題を解決し、食に対する消費者ニーズの多様化にも対応して行くことが重要である。更に生産性を保持しながら持続的に農業を行っていくには、環境への配慮も欠かせない。

<デリカスコア（中身成分）> ～糖度、ビタミンC、抗酸化力、硝酸イオン～

「安全で、美味しく、健康に良い」との野菜に対する消費者ニーズに基づき、美味しさとして「糖度（Brix）や酸度」、栄養素として「ビタミンCやβカロテン」、機能性として「抗酸化力（DPPH法、ORAC法、ESR法など）」、また安全の一つの指標として「硝酸イオン（硝酸態窒素）」を評価している。

<デリカスコア（流通）> ～鮮度、外観、品温／冷蔵施設・設備～

野菜の鮮度保持・菌数管理に最も効果的な条件は低温を保ち湿度を下げないことだが、品目によっては低温や高湿度により障害（生理障害）を受ける野菜もある。収穫後の鮮度を高く保持するためには、産地～流通～消費に至るすべての過程において、適切な温度／湿度管理が重要である。

少子高齢化が進む日本において、歳を重ねても元気であるためには運動や休養とともに食が最も重要であって、特に美味しく栄養価の高い機能性に富んだ旬の野菜は、疲れた現代人の心

身を癒す力に満ちている。世界に誇る日本農業の技術と誠心を結集して作られた中身の優れた野菜。デリカフーズ・グループは、高い志しを持った農業生産者と、農業に係る全ての方の応援団となることで、日本と日本人を創造し守ってきた先人達に感謝するとともに、希望に満ちた明るい未来を子供たちへ繋ぎたいと考えている。

アグリビジネス経営塾第584号（平成25年10月10日発行）

〔食と農〕

野菜の機能見える化で

消費拡大

～デリカスコアによる中身評価～

東京デリカフーズ株式会社

執行役員 経営企画室長 有井雅幸

1. 農産物機能表示容認への期待

安倍内閣は6月14日、「農産物の機能性表示を容認すること」を閣議決定した。一般消費者や野菜実需者の健康ニーズに合致した健康機能性表示が認められれば、野菜の消費が大きく拡大することが期待されている。デリカフーズ・グループでは「旬の野菜」が美味しく健康に良いことをわかりやすく表示するために、野菜評価基準「デリカスコア」を独自開発したが、このスコアに基づき十数年間にわたって野菜の中身評価を行うことで、指定野菜を含む各種国産野菜に関する数万検体のデータベースを保有することができた。この国際的にも屈指のデータベースを駆使することではじめて、国内外の産地で生産された野菜が、季節毎の国産野菜（全国平均値）と比較して、安全や美味しさ、栄養価、機能性に優れているかどうか、数値として見える化できるようになった。野菜の機能に見える化することで、更に野菜の消費拡大が加速されるものと考えられている。

2. 旬の野菜のすばらしさ～ほうれん草～

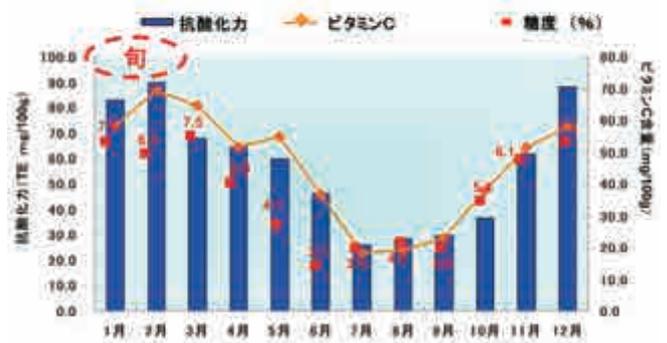
ほうれん草は緑黄色野菜の中でも高い栄養価を誇る。特にカロテンやビタミンC、葉酸、鉄分が豊富に含まれる。カロテンは体内でビタミンA

お役立ち情報

として働き、皮膚や粘膜を正常に保ち、免疫力を高める。ビタミン C はコラーゲンの合成に必要で、皮膚や骨の健康を維持する。カロテンやビタミン C とも強力な**抗酸化力**があり、老化やガンを防ぐ。葉酸はビタミン B 群の一種で「造血ビタミン」とも呼ばれ、ビタミン B12 と協力して、正常な赤血球を作り出す。また葉酸はタンパク質の新生にとって重要な役割を担っており、胎児の健康的な成長を助けるビタミンなので、妊婦の方にはお薦め。更に、貧血予防に効果的な鉄分と、鉄分の吸収率を高めるビタミン C を豊富に含むため、貧血に悩む女性にとって欠かせない野菜である。その他、細胞の正常な働きをサポートし高血圧を予防するカリウムや、丈夫な骨や歯をつくり神経機能を調整するカルシウム、骨の形成に役立つマンガン（根元の赤い部分）などのミネラル類も豊富に含む。

特に注目される成分は、カロテンと同じカロテノイドの一種である「ルテイン」で強い**抗酸化力**を持つことである。ほうれん草やブロッコリー、芽キャベツ、カボチャなどに多く含まれるが、特にほうれん草には 100g 当たり 10mg と、他の野菜と比較して 5 倍以上含有率が高い。ヒトの体内では眼や肌、乳房や子宮頸部などに存在しており、加齢や生活習慣・環境の影響によって、体内のルテインは消費されるので、食事（野菜等）から定期的に摂取する必要がある。特に眼のルテインは、網膜の中心部である黄斑部という視覚機能にとって極めて重要な役割を果たしている部分に存在することから、ルテイン不足は白内障や加齢黄斑変性症 (ADM) といった眼疾患リスクとなることが実証されている。ほうれん草の旬は冬から春先にかけて（12 月～2 月）で、この時期のほうれん草は夏場のものと比べて栄養価（ビタミン C 等）や美味しさ（糖度）、抗酸化力が優れており（図 1）、また収穫直前に霜に当たったものは繊維が柔らかくなってさらに甘味が増すなど、まさに「旬菜薬同源」である。カロテンやルテインは油と取ると吸収が良くなるので、お浸しや和え物に加え、バターソテーや炒め物、クリーム煮、グラタンなどでも食べたい。

図1 ほうれん草の旬と抗酸化力、成分



n=648 (2005年～2009年) デリカフーズグループ測定データ

3. 旬の野菜のすばらしさ～キャベツ～

キャベツにはビタミン様成分のビタミン U が含まれる。「潰瘍 (Ulcer)」の頭文字を取ってビタミン U と名付けられたように、胃酸の分泌を抑制して胃腸粘膜の新陳代謝を活発にするため、胃潰瘍や十二指腸潰瘍の予防・治療に有効である。キャベツから発見された成分なので、このビタミン U は「キャベジン」とも呼ばれる。また骨の健康維持や止血作用を持つビタミン K や、皮膚や粘膜を健康に維持するとともに免疫力を高めて風邪予防や疲労回復に効果的な**ビタミン C** が豊富に含まれる。特にビタミン C は、捨てられがちな外葉と芯の周辺に多く含まれており、大きめの葉であれば 2～3 枚で 1 日の必要量を摂ることが出来る。キャベツは別名「甘藍」とも言われるのは、甘味のもととなる果糖、ブドウ糖、ショ糖等を葉菜類の中で最も多く含む。また外側の緑色の濃い部分にはカロテンが含まれ、感染症予防効果が期待されている。アブラナ科の野菜にはイオウ化合物が多く含まれるが、キャベツには「グルコシノレート」というイオウ成分が多い。摂取後、体内での消化によって「イソチオシアネート」という大根の辛み成分に変化するが、グルコシノレート自身は辛くない。イソチオシアネートは強い**抗酸化力**を持つことで活性酸素を除去し、解毒作用を発揮してガンの発生やガン細胞の増殖を抑制する。また消化促進や食欲増進、血栓予防などの効果があり、殺菌作用も知られている。1990 年代にアメリカ国立ガン研究所が発表した「デザイナーフーズ・リスト」では、ガンを予防する可能性が高い食品として上位にランクインしたキャベツは、健康野菜としても注目を集めている。抗酸化力

お役立ち情報

や糖度は、キャベツの旬である冬に多く含まれている（図2）。



アグリビジネス経営塾第593号（平成25年12月19日発行）

〔食と農〕

日本人の食文化と健康におけ

る野菜の意義について

～野菜評価基準デリカスコアによる 中身評価 ②～

東京デリカフーズ株式会社
執行役員 経営企画室長 有井雅幸

1. 和食がユネスコ無形文化遺産に登録決定

日本が国連教育科学文化機関（ユネスコ）に提案していた「和食」が2013年12月4日、無形文化遺産に登録されることが決まった。政府が登録を目指した背景には、食の多様化による「和食離れ」や、原発事故で広がる「風評被害」など日本の食をめぐる危機感があった。「和食」を料理そのものではなく、「自然を尊ぶ」という日本人の気質に基づいた「食に関する習わし」とした理由は、①多様で新鮮な食材と素材の味わいを活用し、②バランスがよく健康的な食生活で、③盛り付けや器を利用して自然の美しさを表現し、④年中行事と密接に関わりを持つ、「日本人の伝統的な食文化」を位置付けたからに他ならない。

日本料理（正式な繕立てである本膳料理）は、室町時代に始まり江戸時代に完成された。一汁

三菜を基本として、冠婚葬祭の正式な食として現在に伝えられているが、その特徴は、米食を中心として、新鮮な魚介類や旬の野菜などを用い、大豆発酵食品などの旨味を調味料としながらも、素材本来の味を活かして淡白な味付けに仕上げられている。特に、料理の色彩や形、盛り付ける器も吟味し、美しさの中に日本固有の「おもてなしの心」が籠っているのである。

2. 食生活と健康における野菜

現代人の生活習慣病を予防するため健康づくりに役立つ食生活として「食生活指針」が策定された（平成12年3月：文部省・厚生省・農水省）。食文化や地域の産物を活かしながら、主食・主菜・副菜を基本に、ごはんなどの穀類をしっかりと食べ、食塩や脂肪は控えめにして、野菜や果物、牛乳・乳製品、豆類、魚なども組み合わせるなど、日本料理の本質そのものを推奨している。「がんを防ぐための12カ条（財団法人がん研究振興財団）」では、バランスのとれた食生活の中、野菜や果物を豊富に食べることを、また「長寿のための食生活5カ条（長寿村ニッポン紀行：近藤正二）」では野菜や果物、海藻を欠かさず、ビタミンやミネラル、食物繊維をたっぷり摂ることを、更に「肌に良い食生活（大阪市大医学部：小林裕美）」では、健康的に作られた旬の野菜（特に緑黄色野菜）を、それぞれ薦めている。このように日本人の食文化と健康に対して、「野菜」が大変重要な鍵を握っていることは科学的にも明白である。

3. 野菜の機能性（美味しさ、栄養素、健康機能）

野菜ビジネスにおいて最も重要なのは、「ニーズに合致した付加価値の高い野菜を、必要な人・地域・国（輸出）において、それに見合った価格で販売する」ことである。

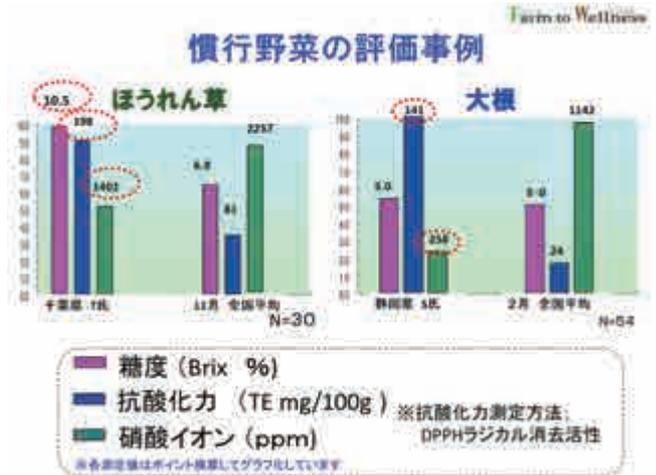
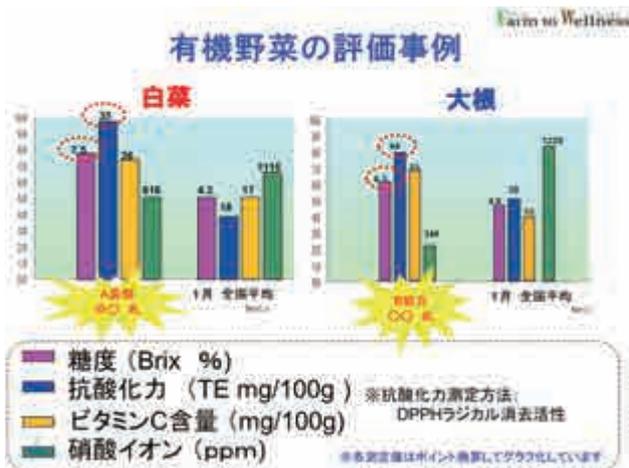
野菜に対する消費者や野菜実需者のニーズは、「安全で」、「美味しく」、「健康によい」こと。食品学的に言うと、①栄養素（一次機能）、②美味しさ（二次機能）、③体調調節作用（三次機能）、④コミュニケーション（四次機能）である。狭義には、体調調節作用のみを取り上げて「機能性」と言う場合もあるが、ここでは体調調節作用を「健康機能」と表わす。

野菜には多くの成分（中身）が含まれている

お役立ち情報

が、糖や酸などとビタミン・ミネラル等の栄養素、食物繊維やポリフェノール・カロテノイド等の健康機能成分（非栄養素）などが単独、あるいは複合的に働いて、野菜の機能性（美味しさ、栄養、健康機能）を担っている。野菜の主な健康機能には、「抗酸化力」、「免疫力」、「解毒力（デトックス）」の3つがある。

厚生労働省は「新・健康日本 21」と「Smart Life Project」を開始し、少子高齢化・要介護者の増大を背景とした医療や介護など膨大な社会保障費を削減するため、「適度な運動」、「禁煙」、「適切な食生活」を推奨することで、「国民の健康寿命を延ばす」ことを目的とした。特に野菜不足が懸念される20～30歳代（1日250gの野菜を摂取）をコアターゲットとして、外食などでプラス100gの野菜（合計1日350g。内、緑黄色野菜120g）を食べることを推奨している。たとえば、20～30歳代女性のニーズである「美容・ダイエット」に対して、野菜の健康機能を利用したメニューを外食等で提供すればよいのではないか。この場合、野菜の健康機能として、ビタミンCやポリフェノール、カロテノイドなどの抗酸化成分がお肌の健康を保持・増進し（シミ、しわの改善）、食物繊維などが空腹を抑え、また腸内環境（腸内細菌など）を整えることで便秘を改善、更には老廃物を積極的に体外へ排泄することで肥満予防や改善に繋がることが期待される。



4. 野菜評価基準デリカスコアによる機能性(中身)評価

デリカフーズ・グループでは野菜評価基準“デリカスコア”を開発し、その中で中身成分等を10数年間にわたり評価してきた。美味しさの指標として「糖度」、栄養素として「ビタミンC」、健康機能として「抗酸化力」、安全・安心として「硝酸イオン（硝酸体窒素）」を測定することで、指定野菜を含む各種国産野菜等に関する数万検体のデータベースを保有することができた。この国際的にも屈指のデータベースを駆使することではじめて、国内外の産地・圃場・施設等で栽培された野菜が、季節毎の国産野菜（全国平均値）と比較して、安全や美味しさ、栄養素、健康機能に優れているかどうか、数値として見える化できるようになった。より付加価値の高い野菜生産を目指す取組みとして、その評価事例を示すが、野菜の差別化や優位性構築が可能となり消費拡大に繋がっている。

アグリビジネス経営塾第600号（平成26年2月20日発行）

〔食と農〕

グローバル競争力強化を目指した

「攻めの農林水産業」実現が急務

東京デリカフーズ株式会社

執行役員 経営企画室長 有井雅幸

1. 攻めの農林水産業への挑戦

日本の農業はこれから転換期を迎える。農家の平均年齢は約66歳に達しており、田畑を小

お役立ち情報

分けに抱え込んでいた小規模農家さんが続々と第一線を退く。これにより農業生産人口の劇的な減少と農地の集約化が進むが、どちらも生産現場に抜本的な技術革新を迫っている[日本経済新聞]。そのような中で食料自給率向上を念頭に置いた食料安全保障体制の構築と、環太平洋経済連携協定 (TPP) 交渉妥結を見据えた農林水産業のグローバル競争力強化が求められている。従来の農林水産業を凌駕する「攻めの農林水産業」実現に向け、果敢に挑戦する気概と覚悟なくしては日本の農林水産業は生き残っていけない。

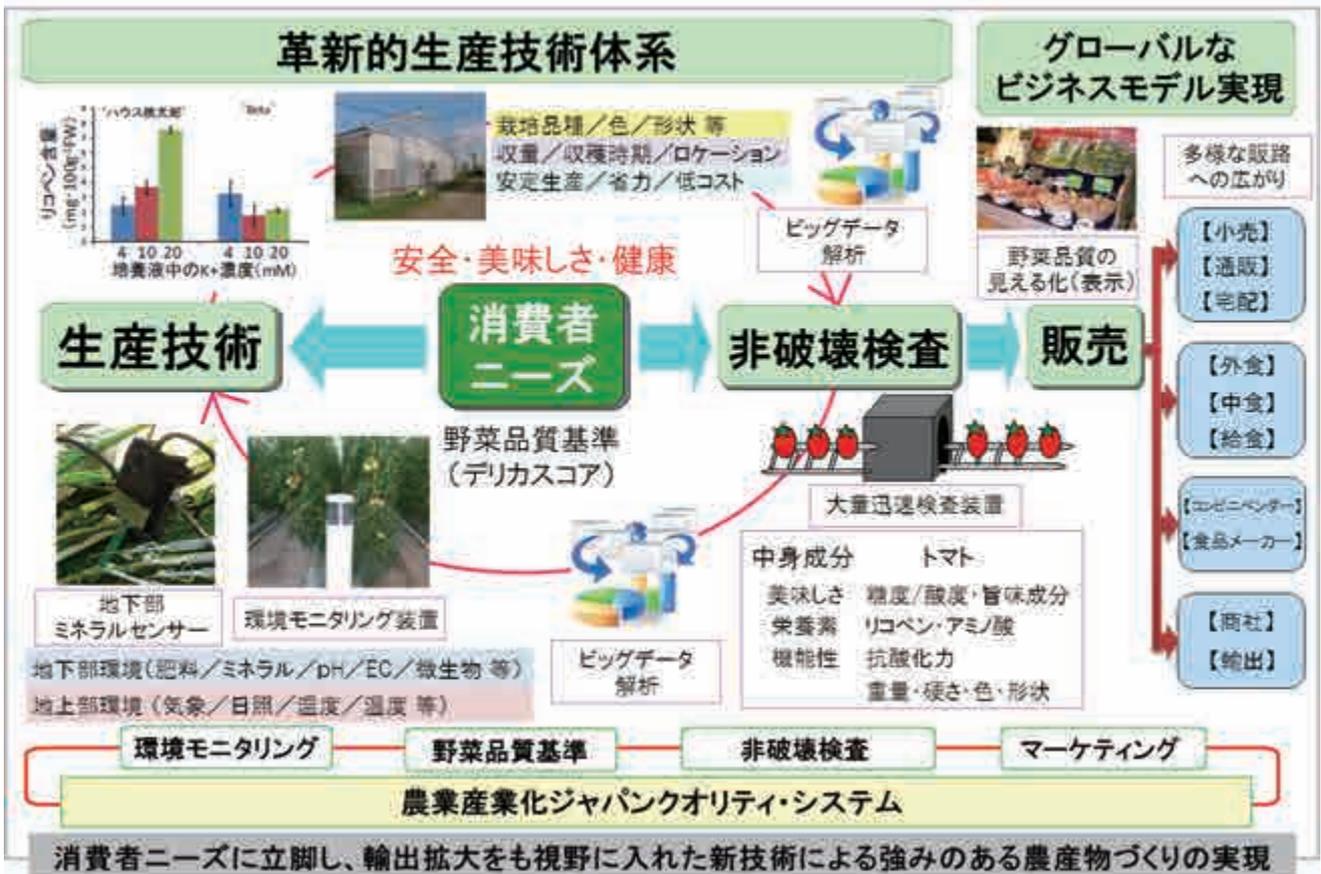
攻めの農林水産業を実現するためには、①消費者／実需者ニーズに立脚し、輸出拡大をも視野に入れた新品種や新技術による強みのある農畜産物づくり、②大規模経営での省力・低コスト生産体系の確立、③民間の技術力や ICT・ロボット技術等異分野の先端技術の活用などにより、従来の限界を打破する生産体系への転換を進めることが急務である。民間・大学・独法などのオールジャパンの英知を結集して、革新的な技

術体系を確立するとともに、革新技術の早期実用化や医学、理学、工学などの異分野の研究成果を農林水産分野に活用するための技術開発を緊急に行い、消費者／実需者ニーズに応えた農林水産物を生産することが必須である[農水省農林水産技術会議事務局]。

2. 農業産業化ジャパंकオリテイ・システム形成に向けた革新的生産技術体系

攻めの農林水産業とはすなわち「儲かる農林水産業」のことで、特に「農業」はその経営を産業化することが重要である。産業であるとするならば、多様な消費者や実需者ニーズ（主に、安全・美味しさ・健康）に対応していく必要があり、さらに消費者が自分のニーズに合った農産物（野菜等）を自分自身で選択できる品質基準の提供を前提としたマーケティング発想が必須である。そのためには、消費者ニーズに立脚した中身成分（美味しさ、栄養素、健康機能性など）を非破壊にて大量かつ迅速に検査することで多角的な生産技術を確立し、栽培された野

農業産業化ジャパंकオリテイ・システム形成に向けた革新的生産技術体系の確立



お役立ち情報

菜の品質（中身）を「見える化」できる革新的生産技術体系が不可欠になるであろう。

たとえば「トマト」を例にすると、その栽培における地下部（窒素、リン、ミネラル、微生物など）や地上部（温度、湿度、日照など）の環境要素をリアルタイムにモニタリングしながら、栽培したトマトの中身成分を大量迅速非破壊検査装置により解析、「栽培」と「中身成分」の関連性をビッグデータ解析にて解明することが出来れば、多様な消費者ニーズに合致したトマトを栽培（生産）するための革新的生産技術体系の構築につながり、グローバル競争力に優れたビジネスモデル（ジャパノクオリティ・システム）を実現できるのである。

アグリビジネス経営塾第571号（平成25年6月6日発行）

〔税務〕

農業における「2013年問題」と 準備金制度の見直し

森税務会計事務所所長
（一社）全国農業経営コンサルタント協会専務理事
税理士 森 剛一

2013年度以降、農業経営基盤強化準備金が強制取崩しになるケースが発生します。準備金の活用先を見いだせない経営が、課税回避のために農地を高値で購入する事態も懸念されます。農業経営基盤強化準備金制度は2007年度（平成19年度）に創設されましたが、準備金は積立事業年度終了の日の翌日から5年を経過した日を含む事業年度の益金に算入することとなっており、積立事業年度（1期目）から数えて7期目までに取崩さなければなりません。

§ 安易な農地購入は禁物！

農業経営基盤強化準備金は税負担を軽減して内部留保を促進する効果がありますが、その制度運用や活用方法を誤ると法人の財務体質を弱体化させます。農地を圧縮記帳した場合、その農地を譲渡するまで課税を繰り延べられるために節税効果が大きい反面、農地の取得による資

金支出が納税の減少額を上回ることからキャッシュフローを悪化させる要因になります。

ただし、期限切れの準備金残高を抱えている法人において経営者個人の所有農地で法人に貸し付けているものがあれば、その農地を法人に時価で売却して農業経営基盤強化準備金を活用することも検討してください。個人が農地を売却した場合には譲渡所得税が課税されますが、農用地区域内の農地を農用地利用集積計画より譲渡した場合には「農地保有の合理化等のために農地等を売却した場合の800万円の特別控除の特例」が適用されます。また、農地の売却代金を支払う代わりに経営者からの役員長期借入金に振り替えることで財務体質を損なうことも避けられます。

しかし、土地利用型経営の法人が、農地を購入して規模拡大することは、多額の資金を要しますのでお勧めしません。生産手段としての農地は、所有権を取得しても使用価値が高まるわけではないからです。離農農家の農地の売却先として農業法人に期待が高まるなか、今後、TPPへの参加によっては離農の増加が懸念され、農業法人への農地購入の圧力がさらに高まるおそれがあります。

§ 証明書の交付申請に要注意

農業経営基盤強化準備金を取り崩して圧縮記帳した場合、法人税申告書に「農用地等を取付した場合の証明書」を添付します。この証明書の交付申請は、農林水産省の出先機関である地域センター等に対して行います。この際、取得原資に借入金を充てたことが明らかな場合、証明書が交付されないことがありますので注意が必要です。実際に、機械等の導入に対する融資残補助を行う「融資主体型補助事業」による取得資産で証明書が発行されなかった事例があります。

この証明書は、①交付金をもって直接に圧縮記帳をした場合にその交付金が農業経営基盤強化準備金として積み立てられなかった金額であること、②圧縮記帳をした農用地等が農業経営改善計画等の定めるところにより取得等したものであること、を証明するもので、農用地等の取得原資を証明するものではありません。とこ

お役立ち情報

ろが、借入れをして取得することは制度の趣旨に添わないと考えているようです。

しかし、圧縮資産の取得原資に法令上の制限はなく、負債勘定または純資産勘定として計上された農業経営基盤強化準備金を取り崩す経理処理をすればよいことになっています。また、租税特別措置法第61条の3では「所有権移転外リース取引によるもの（中略）を除く。」としており、所有権移転外リース取引を除外する一方で所有権移転リース取引は除外していません。仮にリースなら良いが借入れはダメだということだとすれば理解に苦しみます。また、制度運用によって資産取得の際の借入れを制限することになれば、農業経営の資金繰りを悪化させる懸念もあります。証明書の発行は法令の規定に従って行うべきで、今後、取得原資による交付制限を行わないよう求めていきたいと筆者は考えています。しかしながら、証明書が交付されないことには圧縮記帳ができませんので、交付申請に当たっては慎重な対応が必要です。

§ 準備金制度の見直しと「投資損失準備金制度」の創設

(公社)日本農業法人協会では、「わが国農業政策へプロ農業者の目線からの提言」(以下「提言」という。)において、農業経営基盤強化準備金制度における対象資産に建物を加えるよう要望しています。この制度は平成25年度税制改正で2年間の延長(平成27年3月31日までの受領交付金等が対象)となりましたが、拡充は実現しませんでした。これをすぐに再び平成26年度税制改正で見直すのは難しいかもしれません。

であれば、多面的機能支払制度の導入による交付金体系の全体の見直しを踏まえ、むしろ交付金制度を工夫して、農業者が申請した固定資産の取得に交付金の用途を特定することで「国庫補助金等で取得した固定資産の圧縮記帳制度」の対象にすることも検討する必要があります。この制度では、固定資産であれば種類に制限がなく建物も対象となりますし、新品だけでなく中古品も対象となり、証明書の交付申請も不要です。

また、提言では、同業他社の経営再建を支援する目的で出資を行うプロ農業者の農業法人に

対し、当該出資額を基準とした限度額以内の準備金の積立額の損金算入を認める「農畜産業再建投資損失準備金制度」の創設を提案しています。現行税制には、法人が他の農業生産法人の株式等を取得した場合の法人税の軽減措置はありません。

T P P参加となれば経営が悪化して倒産する農業経営も増えることが懸念されます。こうしたなかで、土地利用型農業の場合、経営が破綻してもその集積した農地を散逸させずに別の担い手に継承していかなければなりません。一方、畜産の場合には、近年、新規立地を確保することが難しくなっており、畜産経営の倒産によってその立地を喪失することを未然に防ぎ、日本の畜産全体の生産力をできる限り維持していくことが重要です。

このため、農業経営基盤強化促進法の改正など、法人の持分譲渡による農業の経営資源の継承を円滑にするための法制度の整備も含め、農業経営が倒産に至る前に同業の優良経営から優れた生産技術やノウハウと資本を導入して経営を再建する取組みを新たな税制措置によって推進していく必要があります。

アグリビジネス経営塾第581号(平成25年9月5日発行)

〔税務〕

平成26年度税制改正要望と

その背景

森税務会計事務所 所長

(一社)全国農業経営コンサルタント協会 専務理事

税理士 森 剛一

(公社)日本農業法人協会は8月21日、平成26年度の税制改正要望を取りまとめました。「速やかな実現を求める事項」と「今後の農業政策の変更等を踏まえて検討を求める事項」とを合わせて11項目の要望になっています。

<http://hojin.or.jp/standard/suggestion/>

§ 円滑化団体等へ農地を寄附した場合の相続税及び譲渡所得税の非課税措置の創設

7項目の速やかな実現を求める事項のうち3項目は制度の創設を求めるもので、①ICT化促進のための投資促進税制、②食料品購入ポイントによる消費税の逆進性緩和措置、③円滑化団体等へ農地を寄附した場合の非課税措置です。このうち農地を寄附した場合の非課税措置について要望の背景を説明します。

純農村部の不在村地主などには農地を寄附したいという意向があり、農業生産法人に寄附したケースもあります。しかしながら、農業生産法人が農地の寄附を受けると時価相当額で資産受贈益が認定されて税負担が生じます。一方、寄附を受けるのが公益法人等であれば法人税がかからないため、公益法人等が農地の寄附を受けたうえで農業法人等に貸し付ければ税負担も生じず、担い手への農地集積が円滑になります。

農地所有権の取得が認められる公益法人等には、一般社団法人の農地利用集積円滑化団体で農地等売買事業を行うものや現在検討中の県農地中間管理機構があります。(公社)日本農業法人協会では、「わが国農業政策へプロ農業者の目線からの提言」において、農業法人等が主導して集積範囲の地区を提示して集積した農地を農業法人等に一括して貸し付ける一般社団法人の農地利用集積円滑化団体(「地区円滑化団体」)を設置して農業法人等へ農地集積する仕組みを提案しました。農地の寄附の受け皿としてこの地区円滑化団体や県農地中間管理機構を想定しています。

平成25年度税制改正によって平成27年から相続税の基礎控除が「3,000万円+600万円×法定相続人数」(現行:5,000万円+1,000万円×法定相続人数)に引き下げられて最高税率が55%に引き上げられます。相続税の課税対象者が増えるなかで相続税の課税対象から相続時に寄附した農地が除外されれば、軽減される税額がわずかであっても農地の寄附が増え、相続を契機に発生する耕作放棄を未然に防ぐことができます。

また、現行税制では個人が法人に農地を寄附した場合、みなし譲渡課税により時価で譲渡したものと寄附した個人に譲渡所得税が課税されます。農用地利用集積計画などを活用して譲渡すれば「農地保有の合理化等の場合の800

万円控除」で課税を回避できますが、相続税と並んで譲渡所得税の非課税措置を設ければ「円滑化団体等への農地の寄附は非課税」と周知徹底され、制度の利用が進むと期待されます。

§ 農業用施設の評価の適正化

税制改正要望のうち2項目は制度改善を求めるもので、④農業用施設及び農業用施設用地の評価の適正化、⑤相続税・贈与税の納税猶予農地が農道に転用された場合の納税猶予の継続です。このうち農業用施設の評価の適正化についてその背景を説明します。

開放牛舎や堆肥舎などは柱があっても周壁がないため、本来は構築物になります。ところが、設備資金の融資を受けて構築物を取得する場合、融資対象物件を担保に供するために登記することで家屋として固定資産税が賦課され、建物の耐用年数が適用されます。金属造の構築物であれば耐用年数が14年で定率法が選択できますが、重量鉄骨造りの建物となると耐用年数が31年で定額法のみとなります。その結果、償却費は2倍以上も異なり、黒字の経営なら法人税等に差が出ます。このため構築物の設備資金をリースやアグリビジネス投資育成(株)による出資など不動産担保融資以外の手段で調達した方が法人税等や固定資産税の負担が減って有利になることがあります。

しかしながら、登記によって、本来は構築物のものが建物扱いになったり、耐用年数や固定資産税評価が異なったりするのは不合理です。このため、農業用施設のうち構造上構築物に該当するものは、登記しても構築物として償却計算を行い、家屋としての固定資産税も構築物と同様の資産評価を行うことを要望しています。なお、このほか⑥肉用牛の売却による農業所得の課税特例、⑦A重油の免税及び還付措置の2項目について現行税制の継続を求めています。

§ 投資損失準備金制度の創設が急浮上

今後の農業政策の変更等を踏まえて検討を求める事項では、①地域の農地維持活動に対する非課税措置、②農畜産業再建投資損失準備金制度の創設に加え、③農業経営基盤強化準備金制度、④相続税納税猶予制度の拡充を求めています。

す。

このうち農畜産業再建投資損失準備金制度とは、経営再建を支援する目的で同業他社に出資した農業法人に対し、出資の価値の下落に備えて当該出資額を基準とした限度額以内の積立額の損金算入を認めるものです。ところで経済産業省と財務省が、赤字部門を分離し他社と統合した場合に統合会社の株価下落に備えた「投資損失準備金」制度を検討しており、準備金の積立期間は10年とする方向です(8月22日付け日本経済新聞夕刊)。このため、今後の農業政策の変更を待たず、経済産業省が検討する「投資損失準備金」制度の対象に農業法人による同業者支援の出資を含めることを検討する必要があります。

アグリビジネス経営塾第590号(平成25年11月28日発行)

〔税務〕

農業生産法人制度と

農地中間管理機構・多面的機能支払

森税務会計事務所所長

(一社)全国農業経営コンサルタント協会専務理事

税理士 森 剛一

「農地中間管理機構」法案が10月25日に閣議決定されましたが、農地の再配分を円滑にすすめるうえで、農業生産法人の構成員要件と関連した課題が残されています。

§ 農業生産法人の構成員要件をチェックしよう

個人で農業生産法人の構成員(出資者)になれるのは、原則として①農地権利提供者、②常時従事者(原則年間150日以上従事)、③基幹的農作業委託者です。最近の税務調査で、構成員要件を満たさない出資者がいるとの理由から農業生産法人の特例の適用を否認され、追徴された例もありますので要注意です。

農業生産法人の要件を欠いた場合、①農業経営基盤強化準備金(特定農業法人の場合を除く)、②肉用牛免税のほか、③農事組合法人について農業の法人事業税非課税の適用が否認さ

れます。そこで、決算の際に個人の株主・出資者について①農地賃借料、②給与や従事分量配当の支払い、③農作業受託料の受取りがあるかチェックし、要件を満たさない者について株式の売渡請求や組合員の脱退・除名などの手続きを取ってください。

§ 機構を利用すると農業経営基盤強化準備金の強制取崩しで課税されることも?!

ところで、農地権利提供者について、農地法第2条第3項第2号ロでは「その法人に農地又は採草放牧地について使用収益権に基づく使用及び収益をさせている個人」としています。農地中間管理機構(以下「機構」という。)では、地権者から賃借権など農地中間管理権を取得したうえで農用地利用配分計画に基づいて農業法人などに利用権を設定します。この場合、農業法人に農地を使用収益させているのは地権者ではなく機構ですが、地権者が機構を通じて法人に使用収益させていると解釈すればその個人を法人への農地権利提供者と考えることができます。機構の活用を促進するには、こうした農業生産法人の構成員要件の解釈を明確にする必要があります。

仮に機構を通じて利用権を設定した者が農地権利提供者として認められず、そのことで農業生産法人の要件を欠くことになれば、地権者が出資者となることが多い集落営農の法人化では、機構の活用や法人化自体も難しくなります。常時従事する予定のない者を出資者から外す方法もありますが、補助事業資産を任意組織から法人に引き継ぐ場合に出資者が大幅に減ると補助金返還となるため、話は簡単ではありません。今後の制度運用において機構を通じて利用権を設定した者を農地提供者として認めることになると考えられます。しかし、集落営農法人の場合、農地権利提供のみの出資者が過半を占めている場合も多く、こうした出資者の農地を機構が他の担い手に配分した場合、その法人は農業生産法人でなくなる可能性があります。こうなると面的集積のための農地の再配分が難しくなります。

この問題の現実的な対応策は、こうした法人を特定農業法人とすることです。農業生産法人

お役立ち情報

の特例の否認による影響が大きいのは農業経営基盤強化準備金ですが、これについては農業生産法人でなくても特定農業法人であれば対象者となるからです。そこで、機構による再配分機能を損なわないため、地権者を出資者とする農業法人を特定農業法人として位置付けるよう、政策的に推進していくべきでしょう。

§ 多面的機能支払制度で特定農業法人制度の活用

話は変わりますが、米の直接支払交付金の削減が大きな波紋を呼んでいます。米の直接支払交付金の削減は大規模経営ほど影響が大きいからです。米の直接支払交付金を削減してその財源を多面的機能支払に振り向けるという構図になっていることから、大規模経営など耕作者も多面的機能支払の対象とすべきとの意見もあります。しかし、交付対象者を耕作者一般とした場合、零細な農家が交付金を受け取るために利用権設定をしないで自ら耕作を続けることに固執し、農地の流動化・面的集積を阻害するおそれがあります。

そこで、共同で取り組む地域活動組織に交付するという基本的な枠組みは維持したまま、特定農業法人については例外的に地域活動組織を代理して交付金を受領して地域活動組織に圃場管理費として支払うことができるようにしてはどうでしょうか。この場合、地域活動組織を農用地利用改善団体としたうえでその地域の農業法人を特定農業法人と位置づけることとなります。

こうすれば、法人が自らの従事者に畦畔の草刈をさせた分の交付金は法人の人件費補助になりますし、地域活動組織に圃場管理費として支払った分は消費税の課税仕入れとなるので消費税負担が減ります。また、交付金を春先に受領して出来秋に地域活動組織に支払うことにすれば法人の資金繰りも楽になります。こうした取組みを推進するため、地域活動組織へのインセンティブとして加算措置を設けることも考えられます。

§ 地域活動組織の法人化促進と農作業のために 行う請負業の非課税措置

ところで、多面的機能支払の地域活動組織が任意組織の場合、中山間地域等直接支払制度と同様に構成員課税として出役賃金だけでなく内部留保した分も含めて交付金が構成員の農業所得として課税されます。ただし、地域活動組織を非営利型法人（法人税法上の公益法人等）の一般社団法人として法人化すれば非収益事業に課税されないため、交付金を内部留保しても課税はなく、構成員に出役の対価を給与として支払えば構成員の所得税も給与所得控除によって年 65 万円まで課税されません。

しかしながら、地域活動組織が圃場管理費として受領した場合、請負業として収益事業になり、赤字であっても法人税申告が必要になります。そこで（公社）日本農業法人協会が平成 26 年度税制改正で要望しているように、畦草刈りや水路掃除など農地の保全活動を行う法人（地域資源管理法人）の農作業のために行う請負業を法人税における収益事業から除外して申告事務の負担を軽減する必要があります。法人税の申告が不要となれば、こうした地域活動組織の法人化を進めやすくなります。

アグリビジネス経営塾第 601 号（平成 26 年 2 月 27 日発行）

〔税務〕

消費税の改正対応

森税務会計事務所 所長
（一社）全国農業経営コンサルタント協会 専務理事
税理士 森 剛一

平成 26 年 4 月から消費税率が 8% になります。最近、消費税率引上げ前の購入を勧めるセールスが増えていますが、3 月までに生産資材をまとめて購入したり設備投資をしたりするのが本当に得なのではないでしょうか？

§ 一般課税の事業者は仕入れの 3 月前倒しは不利に

結論から言えば一般課税の場合は得になりません。一般課税では仕入れに係る消費税は仕入税額控除として納税額から差し引かれます。4 月以降に購入した場合は購入金額に含まれる税

お役立ち情報

率引上げ分の消費税を一時的に負担することになります。その分を納税額から差し引くことができます。このため、購入金額に含まれる消費税と納税分の消費税とを合わせたトータルの消費税負担は3月に購入しても4月に購入しても変わりません。4月以降に購入しても間に合う分を前倒しして購入すると、かえって資金繰りに悪影響を及ぼします。

これに対して簡易課税や免税事業者の場合は3月までに購入した方が得になります。簡易課税や免税事業者は消費税の税率引上げによって仕入れに係る消費税が増えてもその分の仕入税額控除ができないため、負担が増えます。しかしながら、簡易課税の場合、この際、本当に簡易課税が有利かどうか見直してみる必要があります。また、平成26年度税制改正大綱では、税率10%時に消費税の軽減税率制度を導入するとしていますが、食料品に軽減税率が導入された場合、簡易課税制度の見直しが行われな限り、食料品を生産する農業では簡易課税制度を選択していると不利になります。

§ 大豆・麦等生産体制緊急整備リースは資産計上のうえ圧縮記帳

ファイナンス・リース取引には所有権移転リースと所有権移転外リースとがありますが、ともに売買処理のうえリース資産の引渡しを受けた日に資産の譲受けがあったものとして仕入税額控除の計算を行うのが原則です。しかしながら、所有権移転外リースでは賃貸借処理も認められており、その場合、賃借人はリース料を支払うべき日の課税仕入れとして仕入税額控除する処理、すなわち分割控除を行うこととなります。

ところが、平成26年3月までに引渡しを受けたリース資産について賃貸借処理した場合には、4月以降も旧税率の5%で分割控除を行うこととなります。一般課税の場合、賃貸借処理にすると不利になるだけでなく、消費税率引上げ後のリース料の経理処理が面倒になりますので、平成25年度に契約したリース取引については決算確定前に売買処理に変更することをお勧めします。大豆・麦等生産体制緊急整備リースなど助成付き所有権移転外リースについての助成金相

当額についても国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入（法人税法第42条）の圧縮記帳の規定が適用されます。ただし、所有権移転外リースについては農業経営基盤強化準備金制度による圧縮記帳はできません。

§ 発生主義会計への変更

4月に支払った経費のうち、支払先から旧税率の5%で請求書が届いているものは、3月において未払いに計上することによって、4月以降の仕訳における新税率と旧税率の混在を減らして税率の適用誤りを防ぐことができます。また、これを機会に月ごとの費用の未払い計上を徹底することで、本来の発生主義会計への変更が可能になります。

農産物の仕入販売において、仕入先が出荷基準によっている場合、3月31日に出荷した農産物について5%の消費税を記載した請求書が送付されますが、検収基準によって4月に仕入れを計上した場合であっても旧税率の5%によって仕入税額控除の計算を行うこととなります。このため、今回は例外的に4月に検収した農産物であっても3月に出荷された分は3月の仕入れとして計上することが考えられます。ただし、その場合、3月に仕入れて4月に販売する形になりますので、3月決算の法人では仕入れた農産物の棚卸が必要です。

§ 転嫁カルテルの締結を

4月の8%への消費税率引上げだけでなく、来年10月にも10%への引上げが予定されています。農産物取引では税込み価格で契約していると消費税の転嫁が難しくなります。このため、(公社)日本農業法人協会などの団体が転嫁カルテルを締結し、各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に消費税分を上乗せする旨の決定をするなどの対応が必要です。転嫁カルテルとは、消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為で、消費税の転嫁方法を会員間で取り決めるものです。平成26年4月以降に供給する商品や役務を対象にした転嫁カルテル・表示カルテルは独占禁止法の適用除外となります。

〔法務〕

賃貸借契約について2

寺本法律会計事務所
弁護士 磯井 美葉

基本的な内容は民法にも規定されていますが、特に、土地・建物の賃貸借については、生活や事業活動の基盤となるものであること、農地の確保などの必要性から、農地法や借地借家法が特別の規定を置いています。

まず、賃貸借の期間について、民法では20年を超えることができず、当事者がこれより長い期間の契約をしても、20年に短縮されるとしています。これは、対象となる物が何であるかを問わず、すべての賃貸借をカバーする一般原則です。しかし、たとえば土地を借りて建物を建てるような内容の場合、20年は短すぎます。そこで、借地借家法では、建物所有目的の土地の賃貸借（借地権）について、期間の下限を設けており、通常、最低30年存続するものと定めています。

また、借地権の更新について、貸主が期間満了後遅滞なく異議を述べない限り、最初の契約と同じ条件で契約を更新したものとみなされます。貸主は、正当事由がない限り、解約申し入れや更新拒絶をすることができず、最初の契約から条件を変更する場合であっても、1回目の更新は20年以上、2回目以降の更新は10年以上の期間を定めなければなりません。

また、借地権においては、存続期間が満了し、更新がない場合に、借主は、土地に残っている建物等を時価で買い取るように、貸主に請求することができます。この場合、土地の貸主がその建物を要らないと思っても、これを拒否することはできません。

建物の賃貸借である借家契約については、特に法律上の契約期間の上限・下限はありません（民法上の20年という上限も適用されませんが）、やはり正当事由がなければ貸主側からの解約や更新拒絶はできないものとされています。

ここに言う正当事由は、賃貸人及び借借人が不動産の使用を必要とする事情、土地又は建物の賃貸借に関する従前の経過、不動産の利用状況及び現況、賃貸人が明渡しの条件として又は明渡しと引換えに借借人に対して立退料・明渡料等の申出をしたかどうか、また申出の内容を考慮して、判断されるものと規定されています。

以上のような借地借家法上の期間・更新の制限や建物買取請求権に関する規定は、強行規定と呼ばれ、たとえ当事者が両方とも納得していても、これらの規定と異なる合意はできないこととなります。現実には、貸主と借主の間で15年という約束をし、実際に15年経過した時点で、双方納得の上、土地を明け渡して賃貸借を終了させるような場合もあるかもしれませんが、当事者間に何の紛争もなければ、これはこれでいいのですが、かりに、15年経過したところで、借主が土地の返還を拒否し、争いになった場合には、たとえ契約当初はお互いに納得して、15年という趣旨の契約書を作成していたとしても、裁判所ではその契約は認められず、借地借家法にしたがって借地権は30年は存続するという結論が出ることとなります。

借地借家法は、上記のような制約を一部緩和した定期借地権や定期借家権という制度も設けています。これについては次回説明します。農地法では、農地又は採草放牧地について、長期の賃借権を認め、上限を50年としています。下限はありません。

貸主が積極的に更新しないという通知をしない限り、契約は前と同じ条件で更新されるものとみなされる点（法定更新）は、民法や借地借家法と似ています。ただ、農地法の主な目的は、借借人の保護ではなく、農地の農業上の利用の確保と、そのための耕作権保護ですので、農地に関して賃貸借契約をする際には原則として農業委員会の許可が必要とされ、借借人が農地等のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合や、農業生産法人以外の法人には許可が出ませんし、農地の利用状況によっては、いったんなされた許可が取り消されることもあります。

農地の賃貸借契約を解除したり、更新をしない旨の通知をしたりする際は、都道府県知事の

お役立ち情報

許可が必要とされますが、10年以上の期間の定めのある賃貸借の更新拒絶、水田裏作のための賃貸借の更新拒絶、賃借人がその農地等を適正に利用していないと認められる場合で、あらかじめ農業委員会に届け出た場合等は都道府県知事の許可は不要です。

アグリビジネス経営塾第582号（平成25年9月13日発行）

〔法務〕

賃貸借契約について3

寺本法律会計事務所
弁護士 磯井 美葉

1 借地借家法

過去2回、賃貸借契約について説明してきました。

建物や土地の賃貸借については「借地借家法」があり、特に借主の権利を保護するための特別な制度があります。借主の保護として、借地（建物所有のための土地の賃貸借）に関しては、期間の制限（最低30年以上）や、借地上に借主が建てた建物を、貸主の意思にかかわらず時価で買い取らなければならないという、建物買取請求権があります。また、借地、借家にかかわらず共通する規制として、貸主側から解約や更新拒絶をする場合は、「正当な事由」がなければならないこととされています。

しかし、このように借地借家法による借主の保護が非常に手厚いことから、他人に土地や建物を貸すとなかなか返してもらえない、返してもらうためには立退き料などの負担が大きいといった認識が広まり、かえって不動産所有者が物件を貸し出さなくなり、不動産の流通の妨げになっているとも言われるようになりました。

そこで借地借家法が段階的に改正され、定期借地権や定期借家権が認められるようになったのです。

2 定期借地権

定期借地権では、契約の法定更新がないほか、定期借地権制度の創設により、建物買取請求権のない借地権設定が選択できるようになりました。

定期借地権には、一般定期借地権、事業用定期借地権、建物譲渡特約付借地権の3種類があります。いずれも法定更新がありません。事業用定期借地権では、事業用の建物の所有を目的とする借地権で、居住用の建物所有には使えません。建物譲渡特約付借地権は、30年以上の期間を設定し、期間終了後は必ず建物を相当の対価で譲渡するものです。開発業者が土地を借りてビルやマンションを建て、一定期間賃貸経営をした後、地主に建物を譲渡するというような場合に用いられます。

一般定期借地権、事業用定期借地権では、当事者の合意によって、借地権期間終了後、建物買取請求ができないように定めることができます。存続期間は、一般定期借地権について最低50年以上、事業用定期借地権の場合は10年から50年までとされています。建物譲渡特約付借地権は最低30年です。一般定期借地権に関する合意は書面で、事業用定期借地権に関する合意は公正証書で行わなければならないとされています。

3 定期借家契約

建物の賃貸借に関する定期借家契約の制度もあります。定期借家契約では、期間が終了した後、契約を更新することはできないことになっています。この契約も、書面によって行う必要があります。さらに、貸主から借主に、更新ができないことを記載した書面を渡して説明しなければならないものとされています。また、貸主側は、期間が1年以上の建物賃貸借においては、期間満了の1年前から6か月前までの間に借主に対して契約の終了を通知する必要があり、これを怠ると、通知の日から6か月間は契約終了を主張できないこととされています。借主に新しい住居や店舗などを準備する期間を与えるためです。他方、借主側の事情で定期借家契約を解除する場合、200平方メートル未満の居住用建物に関しては、転勤、療養、親族の介護等のやむを得ない事情がある場合は、1か月前に解約を申し入れることによって解約することができます。

〔法務〕

ファイナンス・リース 契約について

寺本法律会計事務所
弁護士 磯井 美葉

1 ファイナンス・リース契約

必要な機械、設備などをファイナンス・リース契約（以下単に「リース契約」とします）で利用しておられる方も多いのではないかと思います。

一般に最も多く行われているリース契約は、ユーザー、リース会社、サプライヤーの3種類の当事者がそれぞれ合意することにより、行われます。つまり、ユーザーが使用したいと思う機械や設備を、リース会社がユーザーに代わってサプライヤーから取得し、それをユーザーに有償で貸し出す仕組みです。

ところで、このリース契約は、大変広く利用されているにもかかわらず、民法などの法律においてこれを正面から扱った規定はありません。ユーザーとリース会社の関係は賃貸借契約、リース会社とサプライヤーの関係は売買契約と分類され、原則としてこの2つの契約に関する規定が適用されることとなりますが、上記のとおり、リース契約は3種類の当事者の関係なので、そこには単純な賃貸借契約、売買契約とは異なる特約が多く含まれることとなります。

たとえば、通常の賃貸借であれば、貸主が借主に物件を引き渡すことがほとんどですが、リース契約では、貸主であるリース会社ではなく、サプライヤーが直接、ユーザーに対して物件を引き渡すのが一般的です。

また、通常の賃貸借では、物件の修繕義務を負うのは貸主であることが原則（民法 606 条 1 項）で、もし契約途中で物件が滅失破損すれば、賃貸借契約は終了し、借主は賃料を払わなくてよくなる一方、貸主が損害を負担することになります。しかし、リース契約では、多くの場合借主であるユーザーが修繕義務を負います。ま

た、物件が滅失毀損した場合であっても、ユーザーは一方的にリース契約を中途解約することはできず、契約期間中のリース料または違約金を支払わなければならないとされることが多くなっています。

リース契約には、当事者間の合意として、民法などの規定とは異なる内容の特約が多く含まれるので、契約の際には条件をよく確認することが重要です。

2 リース契約のメリット・デメリット

リース契約は、全体としてとらえた場合、賃貸借契約というよりも金融取引であるといえます。機械や設備を自分で購入すれば資金が必要ですが、リースであれば月々のリース料を払って物件を利用できることとなります。

他方、リース料には物件の価格のほかに、金利、固定資産税、保険料、リース会社の管理費・利益が含まれるため、全体として支払う金額は、サプライヤーから物件を購入するのに比べて割高になります。また、リース物件の所有権はリース会社にありますので、たとえば契約期間が満了してもさらに使用を続けたいときには、再リースをすることにより再リース料を支払わなければならないこととなります。

また、減価償却の計算や固定資産税の納付、保険料の支払等の事務作業が簡素化できます。

リースを利用するか、物件を購入するかは、自己資金の状況などを見て、これらのメリット・デメリットに照らして検討することになります。

〔法務〕

公正証書について

寺本法律会計事務所
弁護士 磯井 美葉

1 公正証書による契約書作成

公正証書とは、公証人が、利用者の囑託に応じ、法律にしたがって作成する公文書です。公証人は、全国に約 300 ある公証役場におり、

お役立ち情報

その身分は公務員です。このため、公正証書は通常の私人が作成した文書よりも、証明力が高いと言われます。また、公証人は、裁判官や検察官などを長く務めた人の中から選ばれ、法律の専門知識があるため、文書の作成にあたっては、あらかじめその内容に法的な問題がないかどうか確認してくれます。

さらに、公正証書の原本は、公証役場に原則として20年間保存されます。利用者には正本や謄本などの写しが交付されますが、万一手元の正本や謄本を紛失・破損するなどしても、謄本の再発行を受けることができます。

上記のような利点のある公正証書は、私人間のさまざまな契約書や合意書を作成する際に利用することができます。

なお、公正証書は、契約書のほかに、遺言書に利用されることが多くなっています。遺言書自体は、全文を自筆で書く自筆証書遺言など、公正証書を利用しない方法で作成することもできますが、専門知識がないと、内容や作成方法に問題があつて法的に無効となるおそれもありますし、紛失、遺族による破棄や改ざんなどのおそれ、遺言者の死後、裁判所に提出して検認を受ける負担などがあるため、公正証書遺言が多く利用されます。

2 執行証書

上記のような公正証書の一般的な利点のほかに、一定額の金銭の支払を内容とする公正証書については、執行力のある執行証書という形をとることも可能です。執行力があるというのは、裁判所に強制執行を申し立てるときに、債権債務の存在を証明する文書（債務名義）として使うことができるということです。当事者同士で署名押印しただけの通常の契約書の場合、直接その契約書を裁判所に提出しても、相手の財産を差し押さえるなどの強制執行はできません。この場合、まずは裁判所に調停や裁判などの手続を起こして、債権債務の存在を確認してもらい、確定判決、調停調書、和解調書などの文書を取得する必要があります。そのためには相当の日数もかかるのが通常です。ですが、公正証書があれば、裁判等の手続を経ることなく、強制執行の申立ができるのです。このため、公正証書による契約書は、特に金銭消費貸借契約などで

よく利用されます。

なお、このような効力が認められるためには、公正証書の作成時に、債務者が「債務を履行しなかったときは、直ちに強制執行に服する」ことを承諾し、そのことが公正証書に記載されている必要があります。

また、このような効力は、一定額の金銭の支払を内容とする公正証書にのみ認められますので、たとえば賃貸借契約終了後の不動産の明渡しなど、金銭支払い以外の債務については利用できません。

3 法律上公正証書の作成が要求される場合

契約書を公正証書にするかどうかは、原則として当事者の自由ですが、法律で公正証書の作成が要求される場合があります。

例えば、事業用定期借地権に関する契約書は、公正証書にしなければ法的な効力が認められないとされますので、注意が必要です。

また、任意後見契約があります。任意後見制度は、本人があらかじめ老後に備えて任意後見人を選んで代理権を与え、その人に自分の財産管理や療養看護や生活に関する事務（後見事務）について代行してもらう契約です。この任意後見契約は、公正証書によって締結する必要があるほか、任意後見人が後見事務をおこなうにあたっては、家庭裁判所が選任する任意後見監督人の監督を受ける必要があります。

4 公正証書作成の手数料

公正証書には上記のような利点がある代わりに、手数料の負担があります。その金額は、契約の目的の価額によって異なっており、以下のとおりです。

- 100万円まで 5,000円
- 200万円まで 7,000円
- 500万円まで 11,000円
- 1,000万円まで 17,000円
- 3,000万円まで 23,000円
- 5,000万円まで 29,000円
- 1億円まで 43,000円
- 3億円まで 5,000万円ごとに13,000円加算
- 10億円まで 5,000万円ごとに11,000円加算

お役立ち情報

10億円超 5,000万円ごとに 8,000円加算
なお、賃貸借契約や、離婚に伴う養育費などの定期的な金銭債務については、10年分の合計額を基本にします。任意後見など価格に算定できない場合は500万円を基準とします。

また、公証役場で公正証書を作成してもらう場合は、法人の場合は登記簿謄本や印鑑証明書、個人の場合は印鑑証明書や写真つき身分証明書などの提出が必要です。

アグリビジネス経営塾第566号（平成26年4月18日発行）

〔労務〕

固定残業手当

全国農業経営支援社会保険労務士ネットワーク会長
キリン社会保険労務士事務所所長
特定社会保険労務士 入来院 重宏

賃金は原則として労働時間に対して支払われます。したがって、例えば賃金を月給で支給する場合であれば、計算期間中（1か月）の残業時間に対する残業代をきちんと支給しなければ、未払い残業代が発生することになります。

現在、業種や規模等に係らず、従業員や元従業員による「未払い残業代請求」事件が多発しています。インターネット等の普及により様々な情報が簡単に入手できることから、労働者の知識と権利意識が高まり、弁護士等の専門家に依頼して請求を行うケースなども多く、これらに対応する農業法人など経営者側からの相談や問い合わせも年々増えています。

せっかく賃金を支給するわけですから、経営者としては、後から面倒な事件に巻き込まれることのないよう、毎月きちんと労働時間を把握・確定して漏れなく支給することはもちろん、従業員本人が「残業も含めて働いた時間分はしっかりもらっている」と自覚してもらうことがとても重要です。

私は、かねてから「固定残業手当」の導入を勧めてきました。固定残業手当は、残業をしてもしなくても毎月一律の残業代を支給するもので、1か月の残業時間が固定残業手当の範囲内で

あれば、支給する給与は「基本給＋固定残業手当」で足りるというものです（もちろん通勤手当等他の手当があれば別途支給します）。

とくに「労働時間に関係なく毎月同額の賃金を支給して」いて、かつ残業代を支給する余裕がないというようなケースでは、固定残業手当の導入は必須と言ってよいでしょう。固定残業手当を導入するということは、基本給を下げた差額を固定残業手当に充てる「賃金制度の変更」です。したがって、当然、従業員の同意が必要ですが、丁寧に手続きを踏めば、制度の導入は可能です。例えば、私が今まで手掛けてきた中には、退職金が退職時の基本給を基礎としており、基本給を下げるこの制度の導入が困難と考えられる場合もありましたが、このようなケースも含め今まで導入ができなかったことは1件もありません。

全国農業会議所が行う「農業雇用改善推進事業」で昨年実施した、農業法人等の経営者を対象に行ったアンケートの結果では、固定残業手当を導入している事業体は6.2%とまだまだ少数でしたが、同アンケートで「各種社内制度と正社員の待遇・定着との関係」をみたところ、もっとも従業員の定着にプラスとなっていると考えられる制度は「固定残業手当」だったことが判明しました。

最近では「残業代請求トラブルの予防法は、具体的にはこの方法しかない」とまで言い切る弁護士もおります。私も研修会や個別相談会等を通して、未払い残業代があることを気にしている経営者が増えているという感触があり、固定残業手当の導入は、人事・労務管理上の経営改善に有効な手段の一つと考えられます。

§ 固定残業代の導入方法

天候等の条件に大きく左右される農業では、その日予定していた仕事ができず、代わりに他の日に残業してもらうことや休日に働いてもらうことも多いでしょう。そのため、結果的に従業員の月の労働時間が所定労働時間を大幅に超過することになります。固定残業手当は、これを設定し導入することで実質的に所定労働時間を増やす制度です。基本給の1時間あたり単価を地域別最低賃金以上で設定し、「所定労働時間

お役立ち情報

「+固定残業時間」を最も労働時間の長い月をカバーする時間で設定すれば、残業代の未払いが発生したり、月額給与を労働時間で割ると最低賃金を下回るという状態にはなることはないでしょう。

①「基本給+固定残業手当」で設計してみよう (残業代を割増賃金としています。)

i) 基本給

賃金の構成は「基本給+固定残業手当」とし、月額 15 万円程度とします。

・ 月の所定労働時間は、他産業並みの 173 時間とします。(週所定労働時間 40 時間を月換算した時間)

・ 基本給の 1 時間当たりの単価は、地域別最低賃金とします。地域別最低賃金を 764 円(平成 25 年度の最低賃金額の全国加重平均額)とすると、基本給は次のようになります。

$$\text{基本給} = 764 \text{ 円} \times 173 \text{ 時間} = 132,172 \text{ 円}$$

ii) 固定残業手当

固定残業手当については、条件を次のように定めます。

・ 固定残業手当の額は、17,828 円(150,000 円-132,172 円)程度とします。

・ 割増率は、他産業並みに 2 割 5 分とします。時間外労働の時間額は、次のようになります。

$$\text{時間外労働の時間額} = 764 \text{ 円} \times 1.25 = 955 \text{ 円}$$

固定残業時間は、次のようになります。

$$\text{固定残業時間} = 17,828 \text{ 円} \div 955 \text{ 円} \div 18.66 \text{ 時間} \Rightarrow 19 \text{ 時間}$$

したがって、固定残業手当は次のようになります。

$$\text{固定残業手当} = 955 \text{ 円} \times 19 \text{ 時間} = 18,145 \text{ 円}$$

iii) A の初任給(基本給+固定残業手当)

$$132,172 \text{ 円} (\text{基本給}) + 18,145 \text{ 円} (\text{固定残業手当}) = 150,317 \text{ 円}$$

月の労働時間 192 時間(所定労働時間 173 時間+固定残業時間 19 時間)以内であれば、150,317 円(基本給+固定残業手当)を支給していれば、追加の残業代を支払う必要はありません。192 時間を超えた場合には、1 時間につき 955 円の残

業代を支給することになります。

②賃金体系を変更する場合の注意点

i) 就業規則(賃金規程)を整える

固定残業手当を導入するということは、残業代を支給しないということではありません。毎月の残業時間が上の例でいえば 19 時間を超えた場合は、その分追加で残業代を支払う必要があります。就業規則(賃金規程)を別途用意し、「固定残業手当は、固定の時間外手当である」旨と「計算上不足額が発生する場合は、別途支給する」旨を明記する必要があります。

ii) 従業員の承諾を得る

例えば、実態として「月額賃金は基本給のみ」という賃金体系から固定残業手当を導入する場合は「支払内訳」の変更となります。基本給の減額(上の例では、150,000 円から 132,172 円)は、従業員にとって不利益変更になりますので、従業員の同意を得る必要があります。実質的に不利にならないよう説明し、従業員の理解を十分に得ることが欠かせません。また、後から「聞いてない」というトラブルを避けるためにも、従業員から「同意書」は必ずとるようにします。

アグリビジネス経営塾第 576 号(平成 26 年 7 月 18 日発行)

【労務】

労働時間の基礎

全国農業経営支援社会保険労務士ネットワーク会長

キリン社会保険労務士事務所所長

特定社会保険労務士 入来院 重宏

§ 労働時間の把握・算定の義務

労働契約は、労働に対する対価として時間を拘束し、その時間については指揮命令関係が発生し、それに対して賃金を支払うという契約です。したがって、事業主は労働者が労働した時間分の賃金を支給する義務を負うことになるわけですが、これは時給制の場合はもちろんのこと、日給制でも月給制でも同様です。したがって、使用者は従業員の労働時間を適正に把握・算定

お役立ち情報

しなければなりません。具体的には、使用者は、「労働日ごとに始業時刻や終業時刻を確認・記録し、何時間働いたかを把握・確定する」こととなります。

§ 労働時間とは

労働時間とは、「労働者が使用者に労務を提供し使用者の指揮命令に服している時間」と定義することができます。たとえば使用者の拘束下にあっても労務の提供から解放されている休憩

§ 労働時間の適用除外とは

労働基準法で定める労働時間・休憩・休日に関する規定は、農水産業に従事する労働者については適用しません（労働基準法 41 条）。具体的には、労働基準法では労働時間について、① 休憩時間を除き 1 週間について 40 時間を超えて労働させてはならない、② 1 週間の各日については休憩時間を除き 1 日について 8 時間を超えて労働させてはならないとし（労働基準法 32 条）、休憩は、① 労働時間が 6 時間を超える場合は少

拘束時間					休憩時間	構内自由時間
労働時間						
就労のため使用者の指揮命令下にあり、自由に利用できない時間				労働時間の途中で労働から離れることが保障されている時間	労働時間の前後にある自由に利用できる時間	
実作業時間	待機時間	準備時間	付帯時間			
使用者の指揮命令下で実際に作業に従事している時間	使用者の指揮命令下にあって、作業のために待機している時間	使用者の指揮命令下で行われる作業に必要な不可欠な準備時間	使用者の指揮命令下にあって、労働に必要な不可欠な付帯作業時間			
賃金の支払い義務あり				賃金の支払い義務なし		

時間などは労働時間にならず、その時間に対しては賃金の支払義務は生じません。

また、労働時間は、さらに下表のように分類することができ、実作業時間はもちろんのこと「待機時間」や「準備時間」も労働時間と解されています。

さらに、使用者の指揮の下で作業をしている時間は当然労働時間ですが、その前後の付帯時間、たとえば、作業服に着替えたり、掃除や整理・後片付けなど、作業時間に密接な時間については、①その付帯作業が作業や業務にとって必要不可欠である、②その付帯作業が労働者の自由裁量で行われるのではなく、使用者の指揮命令下で拘束されて強制的に行われている、という二つの要件が満たされる場合に労働時間と解されます。

農業では、従業員の集合場所（例えば本社）と農作業の現場が離れている場合があり、例えば、朝、経営者と労働者がともに本社に集合し、ともに本社を出発し現場に向かうのであれば、この本社を出発する起点が「使用者の現実の指揮命令下にあり、労働者が自由に利用できない時間」である労働時間の起点と考えられます。圃場等の間を移動する時間の考え方も同様です。

なくとも 45 分、②労働時間が 8 時間を超える場合は少なくとも 1 時間を労働時間の途中に与えなければならないとしています（労働基準法 34 条）。

また、休日は、毎週少なくとも 1 回付与することを原則とし、例外として 4 週間を通じて 4 日以上付与することも可としています（労働基準法 35 条）。

農業におけるこれらの規定の適用除外とは、労働時間を例にとれば、事業の性質上、天候等の自然条件に左右されることから、1 日 8 時間であるとか、1 週 40 時間という法定労働時間の規制になじまないことを理由としており、実質的には、「法定労働時間を超えて労働させても違法とはならない」ことをいいます。ただし、使用者には労働者の労働時間の管理義務は、当然あり、また、労働時間に応じた賃金を支払わなければならない。

これに対し、同じ適用除外の対象とされる「管理監督者」の適用除外とは、管理監督者はその立場上、所定労働時間に拘束されず、厳格な時間管理になじまないことを理由としており、実質的には、「管理監督者は労働時間に応じた賃金を支払う対象者ではない」ということです。同じ「適用除外」と言っても内容は全く異なるこ

お役立ち情報

とに注意してください。

農業が他産業では当たり前のこれらの規定が適用除外となっている理由としては、上で述べたように事業の性質上、①天候等の自然条件に左右される、②1日8時間や週に1日の休日等の規制になじまない、③与えなくても自由に休憩をとることができる、④天候の悪い日、農閑期等適宜に休養をとることができるため労働者保護に欠けるところがない、等あげることができます。要するに、農業では農閑期等に十分休養をとることができるなどの理由で、法律で保護する必要がないと考えられているのです。

したがって、使用者は、規制がないことをいいことに労働者に長時間労働を強いることは許されません。たとえば、休日は農業では週休制（週1日の休日）が一般的ですが、農繁期は少なく、その分農閑期に多くし、年間を通じた休日数を他産業並みに付与しているケースも年々増えています。

§ 深夜業は適用除外ではない

農業は「労働時間、休憩及び休日」に関わる規定が適用除外ですが、深夜業の関係規定は適用除外ではありません。具体的には、深夜労働の割増賃金は適用除外されていないので留意が必要です。労働基準法上、使用者が、午後10時から午前5時までの間において労働させた場合においては、その時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の2割5分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

§ 毎日の端数切捨ては違法

たとえ10分といえども、毎日の残業時間について端数を切り捨てることは許されません。1日単位で見れば少ない時間も、それが積み重なれば月単位で数時間となる場合もあります。ただ、毎日の残業時間についての端数処理は認められませんが、「1か月における時間外労働等の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合に、30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げる方法については、労働基準法違反として取り扱わない」とし、1か月単位で残業時間の集計作業を行う場合に、「常に労働者の不利

とならない方法での端数処理」は認められています。

アグリビジネス経営塾第585号（平成26年10月17日発行）

〔労務〕

休日と休暇

全国農業経営支援社会保険労務士ネットワーク会長
キリン社会保険労務士事務所所長
特定社会保険労務士 入来院 重宏

§ 休日

休日は、労働契約において、労働義務がないものとされている日をいいます。労働基準法では使用者は労働者に毎週少なくとも1回の休日（週休制）を与えるよう定めています。ただし、例外として4週間を通じ4日以上以上の休日を与えることも認められています（労働基準法35条）。農業は、農閑期に十分休養を取ることができる等の理由で、休日の原則を厳格な罰則をもって適用することは適当でないとして、この休日の規定は適用除外です。ただし、実際は、週休制は農業でも一般的ですし、それ以上の休日を採用している例（たとえば隔週休2日制）も増えています。

§ 休暇

休暇は、休日と異なり労働者が就労する義務を負う「労働日であることが前提」です。本来、労働契約上労働を義務づけられている日に労働者の申出に基づき個別的に使用者から就労義務の免除を得た場合、その日を休暇と言います。休暇のうち、連続して取得することが一般的であるものを「休業」と呼んでいます。原則として、子が1歳に達するまでの間取得することができる育児休業が典型的な例です。

§ 有給か無給か

休暇には、法律で用意することが義務づけられているものと会社が独自に用意しているものと2種類あります。法律で義務付けられている休暇の代表的なものが「年次有給休暇」（年休）

お役立ち情報

です。年休は、労働者の申出に基づき労働が免除される日ですが、この休暇日に対して使用者には賃金の支払いが義務づけられています。

法律で労働者に付与することが義務づけられ、有給、無給どちらでもよいものには、産前産後休暇、生理休暇、公民権行使の保障、妊産婦の受診、育児休業、育児時間、介護休業、子の看護休暇、介護休暇 等があります。原則として、使用者は、従業員からこれらの休暇の請求を受けた場合には、それを拒むことはできませんが、有給にする義務はありません。これらの法律で付与することが義務づけられている休暇については、混乱や誤解を招かないよう有給か無給かを就業規則等で定めておく必要があります。

法律で義務づけられていないけれど多くの会社で用意している休暇に「慶弔休暇」があります。労働者が結婚する、子供が生まれた、親が亡くなった、等といった場合に労働者の申出に基づいて付与する休暇で、この休暇日を有給にする、しないは会社の自由ですが、有給休暇とするのが一般的です。

§ 年次有給休暇（年休）

労働者が年次有給休暇（以下、年休といいます。）の取得を希望する場合に、会社が定めた取得手続を守らないと年休を与えないというのは違法です。原則として、年休の取得は、使用者の承認を必要としません。また、どのように年休を利用しようが労働者の自由です。したがって、目的を申し出なければ年休を与えないというのも違法です。

使用者は、時季変更権（事業の正常な運営を妨げる場合において、使用者が従業員の年休取得の時季を変更できる権利）をもっていますが、年休は原則として、労働者が取得を希望する日を特定して使用者に通告することにより成立します。年休はこのような性格をもっていますから、労働者からの年休の請求が増加することを考慮して就業規則の作成が義務づけられているのにあえて作成しない、また作成しても労働者に周知しないというケースがあります。たしかに就業規則を作成し、労働者に周知させると、一般的に年休の請求は増加しますが、定着率や会社に対する帰属意識といった観点で、年休の

取得が困難な職場と年休の取得が容易な職場を比較した場合、後者の方が明らかに事業場にとってメリットがあります。

スケジュール管理という観点で見ても、たとえば、全従業員に一定の年休取得を義務付けた結果、突発的な年休取得が減り、かえって管理が楽になったという農業法人もあります。

§ 年休の付与日数

労働基準法で定められた年休は、従業員が、6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上の日数を勤務すると10日取得できます。年休の付与日数は表1のとおりです。

表1 年休の付与日数

勤続年数	年休付与日数	勤続年数	年休付与日数
6か月	10日	4年6か月	16日
1年6か月	11日	5年6か月	18日
2年6か月	12日	6年6か月以上 毎年	20日
3年6か月	14日		

また、パートタイム労働者等で所定労働時間が一般従業員と比較して短い者についても、当然年休を付与しなくてはなりません。所定労働日数の少ない労働者に対しては、年休を表2のとおり「比例付与」することになります。具体的には、次の2種類の労働者が比例付与の対象となります。

- ・ 労働時間が週30時間未満であって、かつ週の所定労働日数が4日以下の労働者（週所定労働日数が4日以下でも週の所定労働時間が30時間以上の者は正社員の表に基づく）
- ・ 1年間の所定労働日数が216日以下の労働者（週以外の期間によって所定労働日数が定められている場合）

表2 年休の比例付与日数

週の所定労働日数	1日	2日	3日	4日
1年間の 所定労働日数	48日～ 72日	73日～ 120日	121日～ 168日	169日～ 216日
勤続年 数に応 じた年 次有給 休暇日 数	6か月	1日	3日	5日
	1年6か月	2日	4日	6日
	2年6か月	2日	4日	6日
	3年6か月	2日	5日	8日
	4年6か月	3日	6日	9日
	5年6か月	3日	6日	10日
6年6か月 以上	3日	7日	11日	15日

なお、当該年度に消化しきれなかった年休は、翌年度に限り繰り越されます(労働基準法39条)。

§ 年次有給休暇の日に支払うべき賃金

年次有給休暇の日について支払うべき賃金については、次の3つの方法があります。

- イ 平均賃金(3か月間に支払われた賃金の総額を3か月間の総日数で除したもの)
- ロ 通常の賃金(所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金)
- ハ 標準報酬日額(社会保険料の計算や給付の基礎になる標準報酬月額の30分の1)に相当する金額

上の3つのうちどれを選択するかは自由ですが、その都度選択するというわけにはいかないので、具体的には就業規則で定めておく必要があります。ただし、ハによる場合は、労使協定が必要です。

§ 年休の買上げ

年休は、休暇を取ることによって労働者の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図ることを目的としています。したがって、休暇を与える代わりに金銭を給付することは本来の目的を果たすことになりません。労働基準法は、「休暇を与えなければならない」(労働基準法39条1項)と使用者に義務づけているので、年休を買上げることは違法となります。ただし、労働者の退職や解雇に際し、年休の残日数分を買上げることは、好ましいことではないものの労基法違反ではないとされています。

〔労務〕

女性と育児

全国農業経営支援社会保険労務士ネットワーク会長
キリン社会保険労務士事務所所長
特定社会保険労務士 入来院 重宏

昨今、女性が活躍する職場が増えています。農業も例外ではありません。公益社団法人日本農業法人協会の会員について見ると、従業員(正社員)の女性割合は平成22年調査で36.4%です。これは、平成19年調査より1.3%アップしており、今後も女性の割合は増加することが予想されます。

女性は、キャリアの形成期と妊娠・出産が重なるという大きな特徴があり、女性従業員が長期にわたって活躍できる職場環境づくりには、妊産婦の扱いや育児に係る法律の理解は欠かせません。

1. 労働基準法

労働基準法では、法律の制定当初からしばらく、女性保護規定を数多くおいていましたが、女性の社会進出の進行に伴い、母性保護を除く女性保護規定は段階的に撤廃されてきました。平成18年の改正で「女性の坑内労働」が解禁され、保護の対象は基本的に妊産婦等のみとなり、妊産婦等に対して坑内労働や有害業務を禁じています(妊産婦等の危険有害業務の就業制限/第64条の3)。

(1) 産前産後の休業(第65条第1項・第2項)

産前産後とは、産前6週間(多胎妊娠の場合は14週間)と産後8週間をいいます。

産前と産後の休暇の扱い方には違いがあります。産前の場合は本人の請求により与えられるのに対し、産後の場合は本人の請求の有無にかかわらず与えなければならない、産後8週間は、たとえ本人が希望しても就業させてはいけません。ただし、出産後6週間を経過した女性が請求した場合で、その者について医師が支障ない

お役立ち情報

と認めた業務に就かせることは差し支えありません。

なお、産後 8 週間は、出産日の翌日から起算されます。また、出産日当日は産前に含まれ、出産予定日から出産日までの期間があれば、産前として扱われます。

一般的に産前産後の休業は無給の扱いですが、健康保険の被保険者には、産前産後の休業期間に対しては、健康保険から「出産手当金」（標準報酬日額の 3 分の 2）が支給されます。

また、妊娠中の女性が請求した場合、他の軽易な業務に転換させなければならないとしています。（ただし、新たな軽易な業務を創設してまで与える義務はない。／第 65 条第 3 項）

(2) 育児時間（第 67 条）

生後満 1 年に達しない生児を育てる女性労働者は、休憩時間のほか、1 日に 2 回各々少なくとも 30 分、その生児を育てるための時間を請求することができます。使用者はこの請求を拒むことはできませんが、この時間は無給として差し支えありません。

2. 男女雇用機会均等法

労働基準法では、賃金についてのみ男女差別を禁止しています（労働基準法 4 条）。賃金以外の労働条件等については、男女雇用機会均等法で主に次のように定めています。

- i) 募集・採用において、性別を理由とする差別が禁止されています。
- ii) 配置、昇進・昇格、教育訓練、福利厚生、職種・雇用形態の変更、退職勧奨・定年・解雇・労働契約の更新について、性別を理由とする差別が禁止されています。
- iii) 性別以外の事由を要件とする措置として、身長・体重・体力を募集・採用条件にすること、転勤経験があることを昇進要件とすることは、業務の遂行上特に必要である等でなければ、講じてはならないとしています。
- iv) 婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いを禁止しており、妊娠中及び出産後 1 年を経過しない女性労働者の解雇は、妊娠・出産が理由でないことを証明できない

限り無効としています。

- v) セクシュアルハラスメントの防止として、事業主に対して、男女を問わず、労働者の相談に応じ、適切に対処するために必要な体制の整備、その他の雇用管理上の措置義務を課しています。
- vi) 妊産婦に対する健康配慮義務として、母子保健法の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することが義務づけられています。

(1) 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止（第 9 条）

事業主は、女性労働者が妊娠・出産・産前産後休業の取得、妊娠中の時差通勤など男女雇用機会均等法による母性健康管理措置や労働基準法による母性保護措置を受けたことなどを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならないとしています。

(2) 保健指導又は健康診査を受けるための時間の確保（第 12 条）

事業主は、女性労働者が妊産婦のための保健指導又は健康診査を受診するために必要な時間を確保することができるようにしなければなりません。

<健康診査等を受診するために確保しなければならない回数>

○ 妊娠中

- ・ 妊娠 23 週までは 4 週間に 1 回
- ・ 妊娠 24 週から 35 週までは 2 週間に 1 回
- ・ 妊娠 36 週以後出産までは 1 週間に 1 回

産後（出産後 1 年以内）は、医師等の指示に従って必要な時間を確保する。

(3) 指導事項を守ることができるようにするための措置（第 13 条）

妊娠中及び出産後の女性労働者が、健康診査等を受け、医師等から指導を受けた場合は、その女性労働者が受けた指導を守ることができるようにするために、事業主は勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならないとしています。

＜指導事項を守ることができるようにするための措置＞

- 妊娠中の通勤緩和（時差通勤、勤務時間の短縮等の措置）
- 妊娠中の休憩に関する措置（休憩時間の延長、休憩回数増加等の措置）
- 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置（作業の制限、休業等の措置）

3. 育児・介護休業法

育児・介護休業法は、仕事と家庭の両立支援を図るための法律です。パートタイム労働者等の有期雇用契約者については、次のイ及びロのいずれも満たす場合は、この法律の休業の対象となります。

- イ 同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること
- ロ <育児休業の場合>子が1歳に達する日（誕生日の前日）を超えて引き続き雇用されることが見込まれること。ただし、子が2歳に達する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが申出時点においてすでに明らかである者を除く

(1) 育児休業

育児休業とは、労働者が1歳に満たない子を養育するための休業で、事業主は、労働者から申出があった場合は、子1人につき原則1回の育児休業を取得させなければなりません。また、たとえば、希望しているものの保育所に入所できない場合など、子が1歳を超えても休業が必要と認められる場合には、子が1歳6か月に達するまで休業できるほか、父母がともに育児休業を取得するなどの要件を満たした場合は、子が1歳2か月に達するまでの間に1年間の育児休業を取得できます。

(2) 子の看護休暇

小学校就学前の子を養育する労働者から申出があった場合、病気やケガの看護のための休暇として、小学校就学前の子が1人なら年5日、2人以上なら年10日の休暇を取得させなければなりません。

〔農業経営〕

農地の面的集積による 作業効率の向上効果

中央農業総合研究センター
企画管理部 梅本 雅

§ 面的集積の効果把握の必要性

近年、農地流動化に伴い経営規模の拡大が進んでいます。しかし、そのような規模拡大の際に問題になっているのが、圃場が零細分散錯圃の状態にあるため作業の効率が上がらず、規模を拡大しても生産コストが下がらないという点です。そのため、農地の面的集積に向けた取り組みが急務となっています。

圃場基盤が整備され、農地を連坦化することが望ましいのは明らかです。しかし、圃場区画が大きくなる、あるいは、面的に集積されることでどれだけ作業効率が向上するかといった点に関する具体的なデータはあまりないというのが実態です。

そのため、一つの事例という位置づけにはなりますが、茨城県に所在する3つの大規模水田作経営を対象にそれらの圃場条件別の作業効率を分析した成果を紹介します。

§ 圃場条件別作業時間の把握方法

圃場条件別の作業時間を把握するために、経営者に対してトラクタやコンバインにGPSナビゲータの装着を依頼し、機械が稼働している位置及び時間を1秒ごとに記録するという方法で作業軌跡データを収集しました。その後、各経営の圃場図等が入った地図ソフトを用いてパソコンに移動経路を表示し、画面から1秒毎の作業機の動きを読み取るという方式で圃場間の移動時間を把握しました。また、圃場内作業に関わる開始及び終了時刻を確認して圃場内作業時間を計測し、それらを圃場面積と対応させて作業効率を算出しました。

なお、分析した事例はいずれも経営面積が30～70haに達する大規模経営であり、水稻、麦類、大豆を中心に作付けしている経営です。各事例

お役立ち情報

の圃場条件の特徴を述べると、A経営は、非連坦、不整形・小区画圃場が多く、圃場の一部は約7km離れた遠隔地に位置しています。B経営、C経営の圃場条件もほぼ同様ですが、C経営は規模が大きいため圃場枚数が多いものの、圃場数の多さに比較すれば、比較的まとまって集積されている事例と言えます。

§ 圃場条件と作業効率

表1 大規模水田作経営の圃場分散に伴う圃場間移動の状況

作業	事例	合計作業時間		移動時間の割合 (%)	1日平均移動時間	
		(時間)	うち移動時間			
トラクタ作業	代かき	A経営	56.7	8.6	15.3	0.7
		B経営	92.0	10.7	11.7	0.8
		C経営	169.6	24.6	14.5	1.1
	小麦播種	B経営	28.0	4.2	15.1	0.5
		C経営	63.7	8.7	13.7	0.7
	大豆播種	A経営	79.5	9.1	10.5	0.8
		B経営	41.2	4.3	10.4	0.4
		C経営	62.3	5.8	11.2	0.5
	コンバイン作業	大豆収穫	A経営	55.2	8.5	15.5
B経営			38.8	5.7	14.6	0.5
C経営			144.7	16.7	11.6	0.5

注：GPS ナビゲータの装着を依頼し、それを用いて作業機が稼働している位置及び時間を1秒ごとに記録し、地図ソフトを用いてパソコンに表示しながら画面に添って1秒毎の作業機の動きを読み取るという方式で圃場間の移動時間を把握した。作業期間は、E経営の代かきと大豆播種、およびB経営の大豆播種が2009年、その他は2008年のものである。なお、コンバイン作業においてコンバインを運搬車等に積載・運搬する時間は含まれていない。

今回分析した3事例における圃場は、上述したように連坦しておらず孤立圃場が多いため、作業遂行に当たっては頻りに圃場間での移動を繰り返しています。そのため、圃場間での移動時間が多くなっており、表1に示すように、作業全体の時間数に占める割合は10~16%に達するとともに、時間数としても1日に30分から1時間を移動に要しています。もちろんそれは圃場内作業に比べれば少ないわけですが、しかし、この移動時間は圃場が分散しているがゆえに発

生しているまさに非効率な時間であり、その不経済性は明らかです。

表2 圃場条件別の3作業時間と指数

圃場の形状	圃場面積	圃場間移動時間割合		圃場の形状別全体平均		圃場面積別平均			
		10%未満	10%以上						
整形	40a以上	1.05	<u>61</u>	1.03	<u>60</u>	1.21	92	1.14	80
	20~40a	1.22	<u>71</u>	1.31	<u>76</u>			1.24	87
	20a未満	1.25	<u>72</u>	1.40	<u>81</u>			1.42	100
不整形	40a以上	1.19	<u>69</u>	1.27	<u>73</u>	1.32	100		
	20~40a	1.16	<u>67</u>	1.26	<u>73</u>				
	20a未満	1.30	<u>75</u>	1.73	100				
圃場間移動時間割合全体平均		1.20	90	1.33	100				

注：表1のデータをもとに、各条件（形状、移動時間割合、面積）ごとに代かき、播種、収穫の3作業の10a当たり作業時間を整理したものである。また、下線部の数字は、最も条件が劣る圃場間移動時間割合10%以上、20a未満、不整形の場合を100とする指数。斜体の数字は、移動時間割合、圃場面積、形状について条件が悪いケースを100とするときの指数を示した。

また、表2は、圃場条件として、圃場分散の大きさを示す「圃場間移動時間割合」と、圃場の零細性を意味する「圃場区画の大きさ」、さらに、作業遂行に影響する「圃場の形状」という3つの区分を設定し、圃場条件別10a当たり作業時間（代かき、播種、収穫の3作業の時間数を合計）を比較したものです。一般的に、圃場間移動が多く、不整形で、区画が小さいほど作業は非効率になりますが、表2に示すように、最も条件の悪い「移動時間割合10%以上・不整形・20a未満」の圃場の場合に比べ、最も条件の良い「圃場間移動時間割合10%未満・整形・40a以上」の圃場では、10a当たり作業時間が39%減少していることが分かります。また、表には各条件ごとの改善効果も示していますが概ね、圃場の形状に関わる効果が8%、圃場間の移動時間割合が10%以上か10%未満かで約10%、そして、区画が40a以上に大きくなることの効果が20%という結果となっており、これらの効果が合わさって、上記の約4割の作業時間の減少が発生していると考えられます。

§ 面的集積の重要性

以上の分析から分かることは、圃場分散に伴う圃場間移動に係る非効率性は実態としてかなり大きく、また、圃場が整備される（区画拡大、整形化）ことの作業効率化の効果は高いということです。

なお、本稿では詳しくは紹介できませんでしたが、圃場が連坦していないことに加え、さらに、ここでの事例では、開水路のため圃場への給排水が自在にできないことから計画的に作業できず、そのことが移動時間をより増加させています。圃場区画が小さいことや区画が不整形であることが作業効率を低下させますが、そのような作業効率が悪い中で圃場間移動が一定の時間を占めると、より大きく作業効率を低下させます。圃場内作業時間の削減については省力化を可能とする新技術の導入も有効ですが、より大幅な省力・低コスト化を進めていく上では、このような圃場間移動時間の削減は不可欠であり、農地を大区画化し、面的に集積していくことの意義は大きいと言えます。特に、圃場が連坦化されれば、農業者はレベラー等を用いて自ら圃場の区画を拡大することも出来ます。この点で作業能率はかなり向上できると考えられます。

但し、計画的な作業を行う上では、上述したように水利施設の整備や圃場の給排水などが確実に出来るような圃場基盤の整備も併せて重要であり、これにより初めて面的集積の効果が発揮し得るという点にも留意が必要です。

なお、ここでの分析について詳しくは、「梅本雅、圃場分散に伴う団地間・圃場間移動の実態－茨城県西部の大規模水田作経営を事例として－、関東東海農業経営研究、100、55-58、2010年」を参照して下さい。

アグリビジネス経営塾第578号（平成25年8月8日発行）

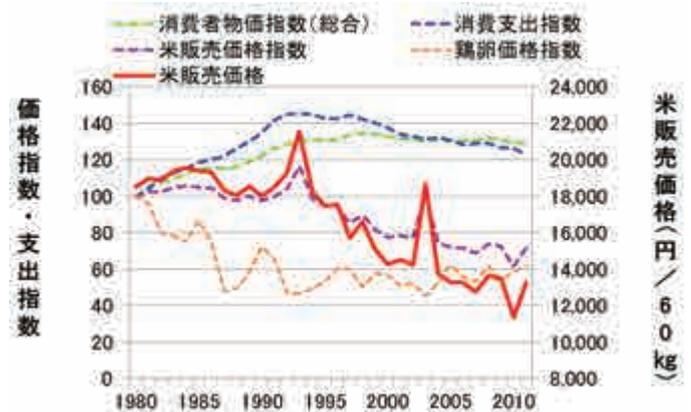
〔農業経営〕

米価は高いか

中央農業総合研究センター
企画管理部 梅本 雅

§ 米価の動向－米は物価の優等生に－

○図1 物価と米価水準の動向



資料：総務省「家計調査」、農林水産省統計部「物価統計」、「米及び麦類の生産費」

米価は、図1に示すように1993年以降ほぼ一貫して下落していましたが、大震災以降の2年間は、価格水準はやや回復しています。これは、主に加工用や業務用向けの米の供給が減少したためですが、それにより実需者からは米価が高いという声も聞かれます。

図1に示すように、バブル崩壊以降、消費者物価指数や消費支出は概ね一定という状態で推移したのに対して、米価は大きく下落しています。1980年を100とする指数は、最近、物価の優等生として知られる鶏卵とほぼ等しい水準にあります。その意味では、米は家計の負担軽減に大きく貢献してきました。

ところで、価格が高い、安い、相対的な概念であり、それだけでは客観的な評価はできません。そのため、ここでは、米価の水準を、米の生産に必要な費用の観点から考察します。

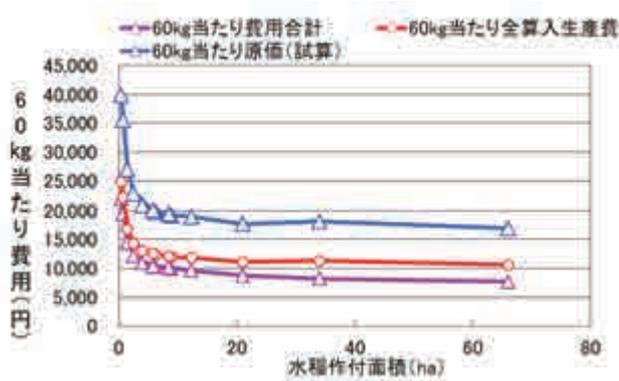
§ 規模と生産費

米生産費の水準は経営規模により大きく変わることから、農林水産省統計部「米及び麦類の生産費」のデータに、さらに、経営調査による30haを超える規模の経営事例の生産費データを加えて規模別生産費の分布を整理したものが図2です。この図より明らかなように、米生産費は規模が大きくなるにつれて減少しますが、20ha以上の規模になるとほぼ一定の水準となり、それ以上規模が大きくなっても費用は低下して

お役立ち情報

いません。そして、それらいわばコストダウン限界とも言える水準は、概ね、60kg 当たり費用合計で約 9,000 円、地代や資本利子を含む全算入生産費で約 11,000 円となっています。換言すれば、これが現状における達成可能なコスト水準と言えます。なお、大区画圃場が整備された場合や、水稻直播栽培などの省力技術の導入により、さらに生産費を低下させている事例もありますが、通常の圃場条件等を念頭に置くと、この水準が最も少ない水準ということです。

○図2 規模と生産費



注:20ha 規模までは平成 23 年産米生産費調査の全国平均。30ha 以上は経営調査に基づく数値。

このように比較的小さい規模でコストダウンの限界に到達してしまう理由には、圃場分散の問題や作期の制約などがありますが、基本的には、規模が大きくなっても用いる技術体系が変わらないこと、換言すれば、機械体系、作業方式、耕種概要に関して規模間でほとんど差がないという点が大きいと思われます。100ha を超える大規模経営も 5ha 規模の経営も作業体系としては同じです。そのため、1 台体系（オペレータ 1 人・機械 1 セット）の下では 10ha 程度の規模で限界に達してしまうとともに、規模が N 倍になれば機械も N セットになることから固定費は低下せず、一方では圃場数の増加・分散化に伴い非効率が発生します。また、規模拡大に伴い従業員を増加させても、適切な管理を行える中間マネージャーが不足していることから、複数の作業班を編成することによるメリットが生じません。そのため、規模拡大に伴う経済的効果が十分に発現しないのだと考えられます。

§ 生産費調査に含まない販売及び一般管理費

ところで、このような米生産に関わる費用の検討においてよく用いられる農林水産省の生産費調査の数字は、生産過程に関わる費用のみが計上されているという点に注意が必要です。一般企業を念頭におけば、これは製造原価に相当します。しかし、一般には販売及び一般管理費も費用を構成しており、製造原価とこの販売及び一般管理の合計である原価を賄えないと経営は成り立っていきません。

法人経営であれば、決算書からこの販売及び一般管理費は把握できます。そこで、日本公庫の融資先データ（稲作法人 5,370 事例の平均値）を整理した結果によれば、平均で、製造原価 3,152 万円、販売及び一般管理費 1,852 万円と、製造原価の約 6 割に相当する金額が販売及び一般管理費として費やされています。このように販売及び一般管理費は、経営全体（原価）の 4 割近くを占めているのが実態であり、経営としてこれらの費用は無視できない大きさとなっています。特に、販売活動に力を入れ、また、従業員の雇用と、それらの者への福利厚生も充実させようとする雇用型の法人経営では、これら販売及び一般管理費はより大きくなります。したがって、経営者としては、この原価を上回る収入を上げていくことが経営を存続させる上で不可欠の課題となります。

§ 原価を賄える販売単価の必要性

先に、製造原価としての米生産費（全算入生産費）は、最も低コストな階層で 11,000 円/60kg と述べましたが、これに相当する販売及び一般管理費をその 60% と見なすと 6,600 円/60kg となり、これを先の生産費に加えた原価は 17,600 円/60kg となります。もちろん、販売及び一般管理費は経営により差があることや、労務費の調整などは考慮する必要がありますが、平均として見ると、米生産に関する原価は、低コスト経営を想定しても 17,600 円/60kg 程度と思われます。したがって、経営の再生産に必要な販売価格も 60kg 当たり 17,600 円は必要ということになります。しかし、現在の価格水準は、価格が回復した 2011 年においても 13,300 円/60kg となっています。先の図 1 から明らかなように、

お役立ち情報

2004年以降はずっと、この原価として必要な価格水準を下回っていることが分かります。すなわち、稲作経営は、現状において原価割れをしながら生産活動を行っている状態です。

このような採算ベースを下回る状態での生産活動が実施されている理由は、一般の多くの農業者においては、家族労働費や減価償却費など、実際にお金が出て行かない費用が必要な経費として認識されていないことに加え、販売対応における力関係のもとで形成される低価格のもとで生産・販売を余儀なくされているということが考えられます。しかし、このような状況は、長期に渡る水稻生産の継続を保障するものではありません。経営が再生産されてこそ、米の供給は可能になります。

経営にとってもコスト削減は重要ですが、原価という観点からの適正な米価水準がもっと認識される必要があります。同時に、コストダウンの議論においては、今後は、販売及び一般管理費を含む原価に基づき議論を行っていくことが重要であると言えるでしょう。

アグリビジネス経営塾第588号（平成25年11月7日発行）

【農業経営】 GAP 導入による経営改善効果

中央農業総合研究センター
企画管理部 梅本 雅

§ GAP の役割

GAP (Good Agricultural Practice : 農業生産工程管理) は、農業経営における点検、改善活動を意味するものであり、農林水産省のガイドラインでは「農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動」と整理されています。

この GAP は、本来は経営改善に向けた運営管理を意味しているのですが、当初は、まず、農薬の誤使用等を避けつつ、大手量販店への販路確保を図るといった販売対応の一貫としての性格が強かったと言えます。GAPに取り組んでいる理

由についても、農林水産省の調査では「食品の安全性向上に役立つため」が78.8%と最も高く、また、後述するアンケート調査結果でも、GAPの導入目的は、第1位が「生産物の安全・安心確保」(87%)、第2位が「売上・販路の維持・拡大」(55%)となっています。そのため、販売対応をあまり意識しない農業者には、このGAPの必要性は特に強くは認識されていないように思われます。

しかし、GAPは、本来は経営改善の手法であるべきであり、販売対応やリスク回避以外にも、農場運営全体に効果を及ぼすはずですが、そのような観点からこのGAPを位置付けていくことが望まれます。そこで、GAP導入の経営改善効果について農研機構経営管理プロジェクトの若林勝史主任研究員と田口光弘主任研究員がGAP導入経営へのアンケート調査等に基づき分析を行っていますので、その結果を紹介します。本アンケートの結果は、農研機構「経営管理システム」プログラムのホームページを参照してください。

<http://fmrp.dc.affrc.go.jp/publish/management/gap/>

§ 調査対象 (GAP 導入農場) の特徴

アンケート調査は、2012年にJGAP認証農場を対象に実施したものであり、配布数164農場、回答数89農場(回収率54.2%)です。回答農場は、水稻作が38.2%と最も多く、その他は露地野菜と施設野菜がそれぞれ19%を占めます。GAP導入後3年以上という農場が全体の6割であり、一定の蓄積がある事例が対象となっています。平均作付品目数は7.5と複合経営が多く、単作経営は22%と少ない状況です。経営規模は部門により異なりますが、水稻作でみると平均38.6ha、圃場枚数172.3枚に達しており、大規模で、管理すべき圃場枚数も多いと言えます。労働力は平均16.2人で、雇用型の経営が多く含まれています。売上高1億円以上の農場は28.1%です。このように、今回の調査対象は大規模な雇用型複合経営が多くを占めていることが分かります。換言すれば、そのような大規模で、多数の圃場に対して雇用労働力を導入しながら経営運営を実施している経営においてGAP導入が図られて

お役立ち情報

いるとも言えるでしょう。

§ GAP 導入の経営改善効果

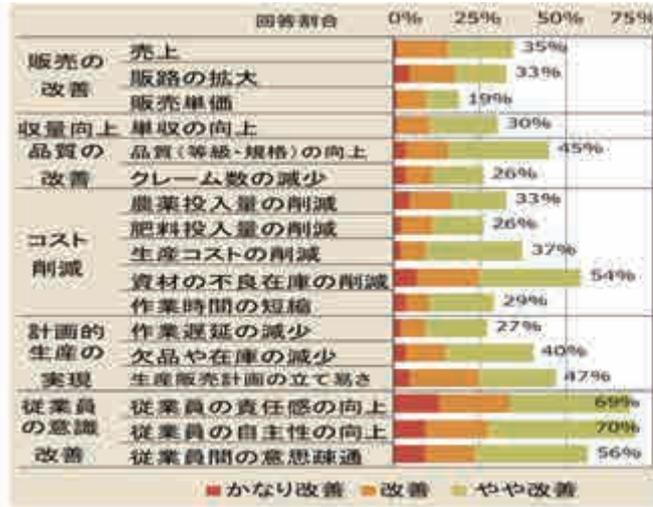


図1 GAP 導入による経営改善効果

本アンケートでは、経営管理の実態やデータの収集管理方法等の確認に加え、GAP 導入によってどのような経営改善効果があったかを調査しています。その結果を整理したものが図1です。ここでは、「かなり改善」、「改善」、「やや改善」の3つを示していますが、様々な場面で改善効果が確認されていることが分かります。特に注目されるのは、従業員の意識改革と関わって、責任感、自主性の向上が約70%という高い割合となっていることです。また、資材の不良在庫の削減や、生産販売計画の立て易さ、品質の向上、欠品や在庫の減少においても40%以上の農場が改善があったと回答しています。

最初に述べたように、これらの農場におけるGAPの導入目的は、「生産物の安全・安心確保」や「売上・販路の維持・拡大」にあり、「従業員の責任感の向上」は25%、「資材管理の効率化」は19%にすぎません。これに対して、もちろん「農薬投入量の削減」33%、「売上」35%、「販路の拡大」33%と効果は確認されているのですが、それ以上に、上述した従業員の意識改革など、当初は必ずしも期待されていなかった効果が生じていることが注目されます。すなわち、GAP導入によって経営改善効果が発揮されているのです。

§ GAP 導入と組織体制の変化

では、このような経営改善効果は何故もたらされたのでしょうか。GAPの認証を得る上では、生産工程での種々の活動の記録、点検が必要となります。しかし、大規模になると、それらを経営者一人で実施することはできません。一方、従業員も増加していきます。そのため、図2に示すように、GAP取得後に新たに部門別、作物別、作業別責任者が配置されるようになるとともに、各種の管理領域において責任者が置かれ、かつ、経営者だけでなく、他の構成員や従業員も責任者という役割を担当するようになっていきます。

このように従業員を管理領域の責任者として配置することは責任感や自主性の向上につながり、それが計画的生産を促し、品質改善や売上げ増大をもたらしました。GAP導入に対応した組織体制の変化が、様々な経営改善効果をもたらしたと言えるのです。

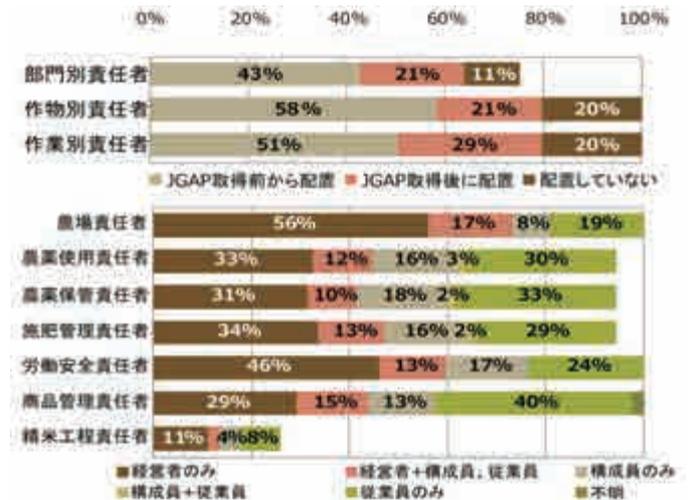


図2 管理領域別責任者の配置状況

(注) 無肥料、無農薬栽培では、農薬や施肥に関する管理者を配置しないため、また、単作では、部門別責任者がいないため合計は100%にならない。

§ 経営改善の推進に向けて

これまで見てきたように、GAPの導入は、組織体制の変化を契機に従業員の意識改革を生じさせ、そのことが様々な経営改善効果をもたらしています。この点では、JGAPの管理点等にも、そのような組織管理に関わる事項を加えていってもいいように思われます。

お役立ち情報

また、ここで見たように、圃場枚数が多数であるなど管理が多岐に渡る大規模な雇用型経営においては、農業工程管理とそれに伴う組織体制の整備は、経営改善に向けた取り組みとして今後必須のものとなるでしょう。この点で、このような組織管理の観点から GAP を改めて捉え直してみる必要があります。

アグリビジネス経営塾第 598 号（平成 26 年 1 月 30 日発行）

〔農業経営〕
熟練者の知識・技能を
いかに受け渡すか
 中央農業総合研究センター
 企画管理部 梅本 雅

§ 熟練農業者のノウハウ継承の必要性

農用労働力の減少や高齢化の進展は、労働力数が少なくなることと同時に、熟練労働者の持っていた知識や技能（以下、ナレッジと呼ぶ）が消滅していくことを意味しています。

そのような、農業の持つ知的財産がなくなるとは社会的にも大きな損失です。また、経営発展という観点からも、今日ではいわば無形資産でもあるナレッジこそが競争力の源泉であり、経営がそれまで蓄積してきたナレッジを社内で共有化し、若い従業員に伝えていくことは急務の課題となっています。

§ ナレッジの整理

ナレッジについてはこれまで様々な概念整理がなされてきました。例えば、「知っていること」は、「内容を知ること」と「方法を知ること」に区分され、前者が知識、後者が技能と言われています。また、知識の分類として形式知と暗黙知がありますが、前者は形式的・論理的言語によって伝達できる知識であり、後者は、形式化したり他人に伝えたりすることが困難なものとされています。なお、一般的には、暗黙知はかなり限定的に定義されていますが、継承の観点からは、今は明示的なものになっていないが、

やり方によっては形式知化が可能となる知を含めて暗黙知と考えられています。

一方、技能は、方法を知っていること（やり方、手順）ですが、それを、意図する成果を生み出す能力「スキル」と、そのスキルを状況に応じて使い分ける能力に区分する人もいて、前者は「身体的技能」、後者は「認知的技能」と呼ばれています。

§ 継承の観点からのナレッジの整理

ナレッジをいかに効率的に受け渡すかという観点からは、それらのタイプ分けを行うことが有効です。この点については、知識を定型的知識、経験的知識、感覚的知識に区分した上で、それぞれに対応した継承方法が整理されています。例えば、定型的知識は標準・汎用という特性を持つため、教育・研修やマニュアル、テキスト等で継承する。一方、経験的知識は暗黙知であり、その時々状況に依存することから、OJTやマンツーマン教育で継承する。さらに、感覚的知識は、個人的資質に依存するため徒弟教育などで継承するというものです。このように知識のタイプに応じた継承策が有効です。

一方、技能は、感覚運動系技能と知的管理系技能に区分され、前者は上述した身体的技能、後者は認知的技能に対応します。このうち感覚運動系技能はさらに「感覚により状態を把握する技能」と「手腕を制御する技能」に区分され、

	← 知っていること (knowing) →				
	← 内容を知っている (knowing that) →		← やり方を知っている (knowing how) →		
農作業ナレッジの種類	定型的知識		感覚運動系技能		知的管理系技能
	一般的知識	経営固有知識	運動系技能	感覚系技能	
	教科書的な定式化された知識	経営条件や経営者の考え方に応じて蓄積された知識	機械等を意図したように操作する技能	感覚により作業の状況や状態を把握する技能	手順・方法を計画し修正する技能
	作業の方針・やり方、作業の内容		実際の作業場面におけるやり方		
ナレッジの抽出方法	文献整理	聞き取り(基本的な問い)			
		参与観察(外から観察可能)		体得し、その後言語化	
		聞き取り(聞き方を工夫)			
ナレッジの受け渡し方法	マニュアル・研修	ノウハウ説明		共同作業	
				実践	

図 継承の観点から見た農作業ナレッジの種類と抽出・受け渡し方法

お役立ち情報

感覚的技能及び運動的技能と呼ばれます。知的管理系技能は状況確認や作業の段取り等に関する技能と言えますが、このような区分は、農作業に関する技能の継承を検討する際にも有効な整理になります。

このような考え方に沿ってナレッジ概念を整理するとともに、その継承方法と、後述する作業者の暗黙知の抽出方法を関連させたものが図です。このような位置付けを図っていくことでナレッジの種類に対応した継承を進めていくことが可能となると思われます。

§ ナレッジの抽出方法

ナレッジの継承を図るためには、既に形式知となっている定型的知識を収集するとともに、作業する熟練者の頭の中にあり、まだ形式知化されていない暗黙知を抽出・共有化する必要があります。このような暗黙知の抽出については様々な方法が提案されていますが、私たちは、特定の農作業（具体的には代かきや収穫作業）を念頭において、以下のような農業者のナレッジの抽出方法を提案しています。それは、

- ①ビデオや CCD カメラで作業時の状況や作業者の視野映像を記録する。そして、作業終了時に聞き取り調査を行う。
 - ②視野映像を提示しながら、作業者に質問し（作業中にどこを見ているか、何に気を付けているか、作業手順など）、発話を得る。
 - ③発話記録から、作業の進め方・考え方・留意点等を確認し、ナレッジ項目（発話されたナレッジを内容ごとに集約したもの）として整理する。そして、ナレッジ項目を整理した表を農業者に提示し、作業の仕方の理由等も聞きながら、再度聞き取りを実施する。また、状況に応じて他の作業者のナレッジ項目を参考情報として提示する。
- というものです。

§ 代かき作業を対象とした分析結果

このような研究として、茨城県内の土地利用型大規模経営の農作業ナレッジを分析した事例を紹介します（なお、詳しい内容は巻末の文献を参照して下さい）。

表 熟練者と非熟練者によるナレッジの保有状況の違い

対象者	ナレッジ数					計
	定型的知識		感覚運動系技能		知的管理系技能	
	一般的知識	経営固有知識	感覚系技能	運動系技能		
熟練者（経営者）	4	32	13	9	6	64
非熟練者（後継者）	3	20	7	7	0	37

注：茨城県C市のH経営（経営面積46ha）の代かき作業を対象に、経営者と後継者から抽出したナレッジを種類別にカウントしたものである。

まず、農業者の持つナレッジを取り出してみると、代かきナレッジは幅広い内容（項目）で構成されており、ナレッジの種類についても、状況を瞬時に捉え的確な操作を行う「感覚運動系技能」や、代かき後の作業までを考慮した段取り・修正を行う「知的管理系技能」など多様でした。一方、定型的知識、特に、経営固有知識も多く見られました。

また、熟練者と非熟練者を比較したところ、それぞれが保有するナレッジも異なっていました。例えば、H経営の後継者は代かき作業を担当して4年になり、かつ毎年約20haという大面積での作業を経験していることから、定型的知識や感覚運動系技能は一定程度保有しています。しかし、そのような経験を積んでいながらも、後継者から知的管理系技能は抽出されず、感覚運動系技能についても熟練者と同程度には達していないことが分かりました。この点については後継者自身も「(代)かき8年」と述べており、感覚運動系技能や知的管理系技能を習得するには一定年数の実践が求められることを示していると考えられます。

なお、ここでは農業者の持つ暗黙知の抽出という点に重点を置きましたが、ナレッジの継承という観点からは、作業全体に関わる知識の整理も必要となります。また、感覚的技能、運動的技能、知的管理系技能などナレッジのそれぞれのタイプに適合した継承方法の構築も今後の課題です。

注：本稿では文献名の表記や分析結果は省略しています。詳しくは、梅本雅・山本淳子「知識継承の観点から見た農作業ナレッジの特徴」、日本農業経営学会編『知識創造型農業経営組織のナレッジマネジメント』、農林統計出版、2011年に記載。

**〔農業経営〕
管理会計のススメ**

株式会社日本政策金融公庫農林水産事業本部
営業推進部 農業グループ
森田 フォーシュレ 亘

1. なぜ、今「管理会計」なのか。

長期景気低迷にあえぐ経済社会において、「規制緩和」「グローバル化」の下、企業を取巻く社会・経済環境は激変しています。この構造的変革により、企業間の競争を促進し、優劣の構図がますます浮き彫りとなってきました。こうした変化について素早く把握・認識し適切に対応する企業しか生き残れないと考えられています。

そこで、自社の現況を正確に把握・チェックし、環境変化に常時照らし合わせながら経営判断を行うために、業績管理体制の確立による「管理会計」の導入が、今求められていると考えます。

2. 財務会計と管理会計

企業の会計は財務会計と管理会計で構成されています。財務会計とは投資家、債権者等、外部の利害関係者に会計情報を提供することを目的としています。財務会計の主な役割は一定期間における企業の経営成績と、一定時点における財政状態に関する要約した情報を定期的に外部の利害関係者に提供することです。しかし、財務会計が提供する情報のみでは経営者が何らかの経営判断・意思決定を行うには不十分であるケースが多いのです。管理会計とは経営者のために経営管理を目的とする会計で、経営者と管理者の仕事を支援し、会社の全体最適及び部門毎の部分最適を実現するための情報提供をするものです。

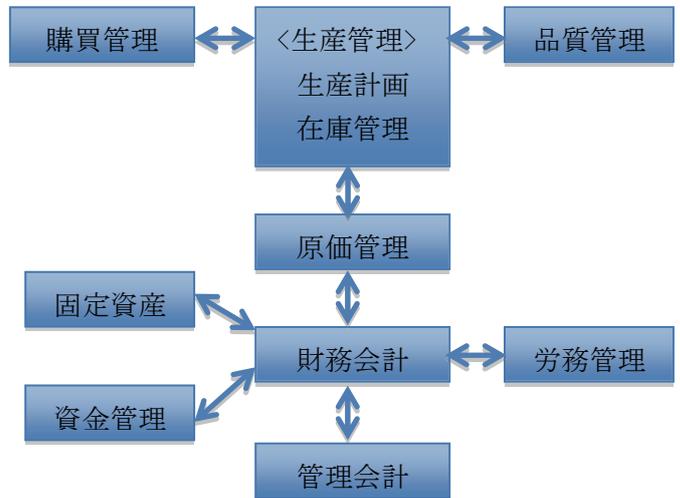
3. 製造業における管理会計

経営者に、意思決定をする上での有益な情報を提供することが管理会計の目的であると述べましたが、この定義からも推測できるように管理会計の分野は極めて広いものです。その中で

も製造業にとって最も重要になってくるのは原価管理です。

原価計算基準の定義によれば、原価管理とは、原価の標準を設定してこれを指示し、原価の実際の発生額を計算記録し、これを標準と比較して、その差異の原因を分析し、これに関する資料を経営管理者に報告し、原価能率を増進する措置を講ずることとされています。原価管理は、原価維持管理・原価低減管理という階層に細分化できます。そして、原価維持管理、原価低減管理を行うとき、その根底に原価計算があります。

<図1>



原価維持管理とは現状の原価基準を維持することです。現状の原価基準とは、現在の予定原価、標準原価のことです。生産活動では、不良品・設備故障等が発生します。これらはすべて原価上昇につながり、現状の原価基準を超える原因となります。これらの実際ロスを除去して原価を適正に維持する必要があります。原価低減管理とは、現状の原価基準を機会ロスの除去によって引下げ、新しい原価基準を作り出していくことです。機会ロスとは原価低減が図れる案があったが採用しなかったために、儲けそこな利益のことをいいます。そして、両管理活動の根底にある原価計算は、原価計算基準上、「製造活動を財務会計機構から受け取ったデータについて給付と関わらせた一定の計算をおこなうことによって、貨幣価値的に表す技術である」と定義されますが、簡単にいうと、製品の

お役立ち情報

原価を計算することをいいます。そして、原価計算を根拠にした原価管理は企業におけるその他の管理システムと密接に関係します（図1参照）。

原価管理の活用により、原価が引下げられますが、それは単に利益の実現だけでなく、次への収益拡大の飛躍を実現するための大きなエネルギーとなります。

4. 管理会計を導入するには

管理会計の重要性は認識していただいたと思いますが、今日からすぐに実施できるかという点、簡単に行かないのが現実です。

「管理会計」は、「財務会計」と有機的に結合しているために、財務会計システム及び他の管理システムが十分に整備・運用される体制の構築が前提になります。

そのためには、徐々に段階を踏みながら「実績の把握」「計画（PLAN）」「実施（DO）」「検証（CHECK）」「見直し（FEEDBACK）」の手続きを繰り返すことにより、現行の財務管理システム及び他の管理システムを十分に機能させ、管理会計システムに投入しうる情報を入手できる体制を整備する必要があります。

そこで、管理会計の導入を検討するにあたっては、現行の財務会計システム及び他の管理システムの整備状況を検証することより、スタートさせることをおすすめします。

アグリビジネス経営塾第603号（平成26年3月20日発行）

【農業経営】

製造業の管理会計

～原価管理のための原価分類について～

株式会社日本政策金融公庫農林水産事業本部
営業推進部 農業グループ
森田 フォーシュレ 亘

1. 管理会計のススメ

安倍政権の発足以来、いわゆるアベノミクスにより、長期低迷していた景気も上向きに転じています。そして、アベノミクスの「第三の矢」の中で、農業は成長分野のひとつに位置付けら

れており、成長に向けての変化が求められています。

このような変化を好機とするには、経営の足元をしっかりと確認して対応する必要があります。その際、多角化や規模拡大が進んでいる農業法人では、製造業では広く取り入れられている「管理会計」、特に原価管理が有効なツールとなるでしょう。

2. 製造業の管理会計

管理会計とは経営者のための経営管理を目的とする会計で、経営者と管理者の仕事を支援し、会社の全体最適及び部門毎の部分最適を実現するための情報を提供するものです。管理会計の分野は極めて広いものですが、その中でも製造業にとって最も重要になってくるのは原価管理です。原価管理（原価計算基準）とは、「原価の標準を設定してこれを指示し、原価の実際の発生額を計算記録し、これを標準と比較して、その差異の原因を分析し、これに関する資料を経営管理者に報告し、原価能率を増進する措置を講ずること」と定義されています。そして、原価管理の根底には原価計算があります。

3. 原価計算の目的

原価計算を行うのには、大きく分けると以下の5つの目的があげられます。

(1)財務諸表作成目的

会計期末に外部の関係者にも公表される財務諸表の作成に必要な資料の提供

(2)価格決定目的

得られるべき価格算定、提示された価格で十分な利益を上げ得るかの検討、価格最低限の提供

(3)原価管理目的

原価管理に必要な原価資料の提供

(4)予算編成目的

予算編成と統制に必要な原価資料の提供

(5)経営意思決定目的

代替案選択決定のために利益についての有利な情報の提供

このように、原価計算を行う目的は多様であり、原価計算を行う目的に応じて把握する原価の分類方法も異なることとなります。よって、

以下で原価管理目的の下での原価の分類方法について述べることにします。

4. 原価管理を行う上での原価の分類方法

原価（原価計算基準）とは「経営において作り出された一定の給付に転嫁される価値であり、その給付にかかわらせて、把握されたもの」と定義されています。原価は製造原価の要素と販売費及び一般管理費の要素に分けられます。そして、製造原価の要素は、①形態別、②機能別、③製品との関連別、④操業度との関連別、⑤原価の管理可能性別に分類し、計算することによって原価計算目的の達成に有用な分類測定が行われます。

形態別分類とは原価の発生形態に応じた分類であり、これによって原価は材料費、労務費及び経費に分類されます。財務会計上の原価分類も形態別に行われることとなります。対して、原価管理目的で行われる原価計算上では、原価を、②機能別、④操業度との関連別、⑤原価の管理可能性別に分類することが重要となります。

(1)原価の機能別分類

原価がいかなる経営上の目的のために発生したかによる分類であり、これによって同じ材料費でも消費目的を異にするものは、区別して測定されることとなる（例えば、飼料費の場合、母猪用と肥育豚用の飼料費は機能別には区別される。）。

(2)原価の操業度との関連別分類

原価の操業度変化は、変動費と固定費に分類されます。この変動費と固定費のほかに、準変動費と準固定費の概念が説明されることも多いです。ここで、準変動費とは、一般に操業度が「ゼロ」であっても原価額は「ゼロ」とならないで一定額が発生し、その後の操業度の増加とともに増加する原価をいいます。準固定費とは、ある操業段階までは固定費として発生し、その段階を超えると飛躍的に原価が増加し、再びその額で次の操業段階まで固定する原価をいう（飛躍固定費とも呼ばれ、農場管理者の給料等）。

(3)原価の管理可能性別分類

一方、原価は管理可能費と管理不能費とに分類されます。管理可能費は、ある管理者の権限によって、その原価の発生に直接的に影響し、

引き下げうることを意味しています。したがって、下位の管理者にとっては管理不能な原価も、上位の管理者にとっては管理可能費となります。そこで、管理可能費は自己管理可能費、管理不能費は他人管理可能費と呼ばれる場合もあります。

原価管理目的で原価計算を行うためには以上の3つの分類に着目して原価を分類する必要があります。そして、そのような原価分類を行うためには、それをなし得るだけの財務会計システムや他の管理システム（労務管理システムや在庫管理システム等）が整備されていることが必要です。

5. 原価管理目的で行われる原価計算の手順

原価管理のために原価計算を行う場合には、原価を機能別、操業度との関連別、管理可能性別に分類し、原価管理の手順との関係において実施される必要があります。これは、次の条件を満たすことによって達成されます。

- ① 経営管理者は原価の発生と管理についての責任、権限を確定すること。
- ② 経営管理者によって取られた措置の結果を測定するように、原価計算がフォローアップを行うこと。
- ③ 効果的に執行活動の能率を測定し得るような原価標準（目標）を設定すること。
- ④ 標準（目標）と対比して業績を容易に測定し得るような原価計算のための会計手続きを設定すること。
- ⑤ 実際原価と標準（目標）原価との差異の算定と、その分析を行うこと。
- ⑥ 差異の原因別と管理責任に応じた分析を行うこと。
- ⑦ 各階層の管理者に対する差異分析の結果の提供を行う報告制度を整備すること。

以上のことから、原価管理を目的とした原価計算は、標準原価計算として行われることが有効です。この目的のための原価計算では、特に固定費と変動費の分類及び原価責任単位別に管理可能原価と管理不能原価に分けることが重要となります。

6. 標準原価計算の手順

標準原価計算は各種の目的に利用されますが、特に原価管理のための原価計算として発展してきました。つまり、科学的に設定された標準(目標)原価を知ることによって、原価節約の目標を知り、あるいは実際の発生額と比較することによって非効率を知って、原価管理に役立てることが出来ます。

標準原価計算は、原価計算の手続きとしては、次の手順によって行われます。

- ① 原価能率の尺度として原価標準(目標)を設定
- ② 実際の標準原価の算定
- ③ 原価の実際発生額の算定
- ④ 実績の標準原価と実際発生額の比較と原価差異の算定
- ⑤ 原価差異の分析
- ⑥ 管理者への原価報告
- ⑦ 原価差異の処理

ただし、原価管理の手順としては、⑥の後には必要に応じて、原価差異の原因調査、必要な管理者の是正行動、原価報告のフォローアップの手順がきます。

以上のように標準原価計算は経営者が原価管理を行う上で有用な手続きとなります。そして、当該手続きは常時継続的に行われる必要があります。標準原価計算の手続きは、当該企業が経済環境の変化を素早く把握・認識し、適切な対応をとるための一助になると考えます。

アグリビジネス経営塾第 603 号 (平成 26 年 3 月 20 日発行)

〔農業経営〕 新たなビジネスチャンス： 農産品の「海外生産・海外販売」

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
コンサルティング・国際事業本部
酒井洋彰・荻巣幸美・杵淵裕美・辰巳裕介

§ 政府の期待を背負う、日本産農産品

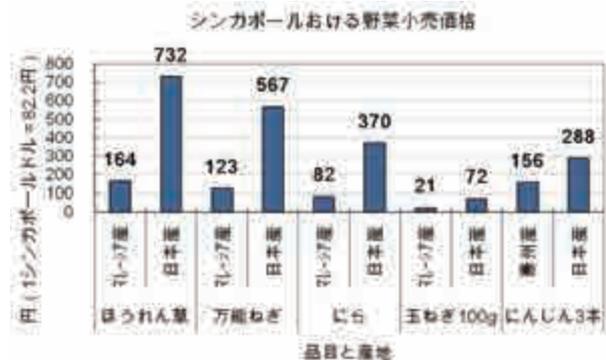
農林水産業は安倍首相が掲げる「日本再興戦略」の中でも、海外に誇れる有力なコンテンツとして期待を寄せられている分野であり、農林

水産物の輸出倍増による輸出総額 1 兆円を 2020 年までに達成することを大目標に据え、農産品の輸出を積極的に支援している。2012 年農林水産物・食品輸出実績によると、輸出額 4,497 億円のうち、アジア向けは約 73%を占めている。アジアは食文化をはじめ文化的な親和性があることに加え、日本人駐在が多く、経済発展が著しいことから、最も主たるマーケットとして指向されている。

日本産農産品の評価は非常に高く、品質の良さに加え、安心安全の観点からも、競争力のあるコンテンツとして考えられている。現地小売店でも「日本産の野菜は甘みがあって美味しく、安全性の面でも優れている」「日本産の果物は贈答用に最適」といった評価を得られていることは特筆すべき点である。

§ 輸出品が直面している期待と現実との価格差

日本から農産品を輸出した場合、船便や航空便の高い輸送費により、現地生産品との小売価格に大きな差が生じている。弊社の現地調査結果によると、シンガポールでの日本産野菜の小売価格は次の図表の通り、現地生産品の 3~4 倍となっている。シンガポールやマレーシアなどの富裕層向け小売店では、日本からのスタッフを伴う販売促進イベントが行われているにもかかわらず、この価格差がネックとなり、購買対象者は限られてしまうのが現状である。日本産農産品の販売を強化するためには、日本産のブランドを活かした品質面でのアドバンテージを保ちつつ、如何に価格を抑えるかという工夫が必要である。



出典：MEIDI-YA SINGAPORE の通販サイト

(<https://www.meidi-ya.com.sg/hds.as.p>) の小売価格を元に MURC 作成

§ 価格差を抑える施策『海外生産・海外販売』

前述の小売価格の差の問題を解決する一つの施策として、「海外生産」および生産物の「海外販売」が挙げられる。日本の優れた農業技術を活かして海外にて農産物を生産し、生産地および近隣国に輸送・販売するモデルである。現地産と比較して高い品質と安全性を実現し、富裕層から中間層までを対象マーケットとして捉える事が可能である。加えて、①海外人材の育成、②生産地および消費地での「Made by Japan」のブランド化、③インバウンド（対日本向け）需要増大による地域経済の活性化、といった付随効果も期待できる。

人材の観点では、今後高齢化・人口減少に伴って日本の農業人口が縮小する事に加え、他の産業でも叫ばれている「グローバル化」への対応も見据えた人材育成の重要性が挙げられる。ブランド化の観点では、日本の農業技術をフルに活用し高品質を実現することで、生産地・消費地での「Made by Japan」ブランドの構築が可能であると考ええる。このブランド構築が、日本からの輸出品の認知にも貢献し、間接的な農産物の海外輸出促進に繋がると考えられる。また、地域活性化について、「Made By Japan」ブランドの認知が広まることで、食材だけでなく、実際に日本まで足を運び、食文化を経験してみたいと考える富裕層・中間層の増加も想定される。

日本政府観光局の統計（2012年）によると、ASEAN 主要6ヶ国（タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナム）からの訪日旅行者数は約77万人と前年度比約153%の伸びを見せている。観光の目的のひとつとして、「食」をキーコンテンツとした地域経済活性化も期待される。

§ 生産地として高いポテンシャルを持つ、マレーシア・インドネシア

最後に、現地生産の候補地となるマレーシアとインドネシアでの現地生産の可能性について述べる。

マレーシアでは、農業が重要政策として位置づけられており、北部コリドー（5つある地区の北部地域）では、10年間の法人税および土地代の免除を受けて農業を行うことが可能である。

現在、北部コリドー管轄のペナン州では、日本企業がこのスキームを活用し、レタス、オクラ、かぼちゃ等の生産・販売を行っている。今後も生産品種と稼働農地の拡張に取り組んでいく予定である。

インドネシアでは民間主導で農業分野への投資が行われている。首都ジャカルタから約60km南に位置するボゴール地域で果物を生産している個人生産者は、日本の農業技術を活かした高品質なトマト・葉物野菜等の生産に興味を持っており、高い技術を保有する日本の農業生産者に農地や住居の無償貸与を含めたパートナーシップについて検討している。あくまで一例ではあるが、このように、現地には確かなニーズが表面化しており、今後もこの流れは拡大してくるものと思われる。

日本農業法人協会の「農業法人白書2012」によると、国内のコスト高や海外での農産物の需要高等を理由に、特に野菜分野での海外生産を希望する生産者が存在する。しかし、現地進出に際しては、現地ニーズを明確に捉え、十全な実現可能性調査を行う必要がある。海外でのビジネスチャンスが拡大している現状を踏まえ、一社でも多く海外生産にチャレンジできる素地を作るため、弊社もシンクタンクとして実行支援に取り組んでいきたいと考える。

就業環境の整備に向けて

公益社団法人日本農業法人協会

0 はじめに

現在、日本の食糧生産や地域振興の担い手として農業法人が今まで以上に注目を浴びています。また、農業法人の増加や農業法人の経営発展に伴い、農業法人に勤める労働者は増加傾向にあり、(公社)日本農業法人協会のアンケートでは1社当たりの平均正社員が8.3名という調査結果が出ています。こうした状況の中、農業に従事したい若者も増えており、常用雇用就農者総数は平成24年度では約6.7万人となっています。

一方で農業法人等での離職率は高く「いい人が来ない」「仕事を覚えない」「なかなか定着せずに辞めてしまう」といった声を多く聞きます。また、職員で離職を意識した人からは「給料が安い」「人間関係がうまくいかない」「勤務先に将来性を見いだせない」等の理由が挙げられています。

このような双方の意識と現場作業のミスマッチを避け従業員を定着させるには、雇用主と従業員の双方に求められるものがあると考えられます。なかでも、雇用主としては「経営者として持つべき心構え」と「就業環境の整備」が重要です。

具体的には、次の4点が特に重要になります。

- ①経営理念
- ②ガバナンス
- ③コンプライアンス
- ④CSR(企業の社会的責任)

このレポートでは、②と③に係る「雇用

主として必要な就業環境の整備(法令上の手続きと従業員育成の要点)」についてまとめました。

1 雇用者の定着に向けて

(1) 農業法人へ就職した職員が定着しない理由は何でしょうか？

従業員が定着しない理由や課題について、全国農業会議所の調査報告や日本農業法人協会のセミナーにおける会員意見から取り出すとともに、職員が定着している会員の声をピックアップしました。

◎農業法人経営者からみた課題・離職理由など

- ・農業の実態(労働の質と量)を知らないのもたない
- ・農業に甘い考えを持っている(農業生産=「楽しい職場」「ストレスが少ない」との誤解)
- ・忍耐力が無い
- ・仕事の覚え(技術習得)が遅い(と感じている)
- ・農業に向いていない人が求職・就職してくる
- ・この業界には優秀な人材は来ない。来た人間をどう育成するかだ。

◎就業者からみた課題・離職理由など

- ・給与額が低い
- ・社会保険に入っていない

- ・体系だった指導を受けていない（と感じている）
- ・勤務先に将来性を見出せない
- ・人間関係がうまくいかない

重視する就業条件は給与額と社会保険
 1位：給与額（58.8%）
 2位：社会保険（42.6%）
 3位：住居の有無（33.3%）
 （新農業人フェアでのアンケート結果）

◎職員が定着している会員の声

- ・社員の立場を考えて「こんな会社に居たくない」というような仕事はさせない。
- ・毎年賃上げの面談を行い納得して決めていく。退給も積んでいる。
- ・従業員の働きを評価し、それに見合う処遇をしている。
- ・明確なビジョンを示さなければ職員はついてこない
- ・社員が定着しない責任は雇用者にあるのか、それとも職員にあるのか？ 経営者の責任ではないのか。
- ・他社との交流は重要。特に若い仲間（特に女性）の存在は重要。

* 出典：農業法人等の雇用の実態と改善の記録（全国農業会議所）
 日本農業法人協会夏季セミナー第2分科会（2011年6月21日開催）

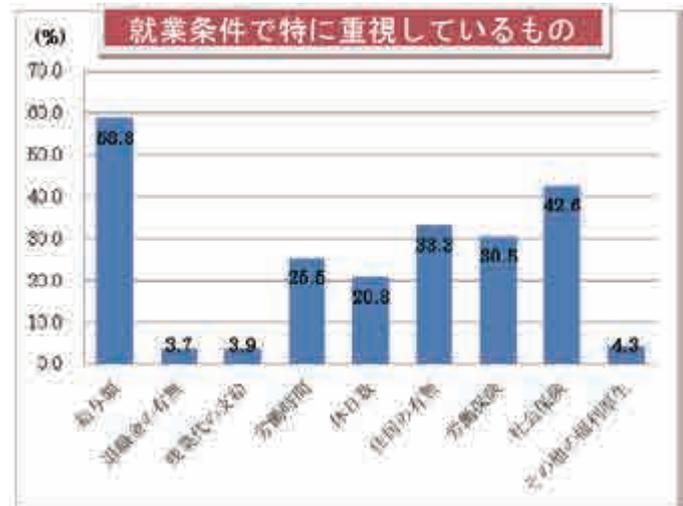
（2）就業者が求めている物は何でしょうか？

雇用者とのミスマッチを避けるには、求職者の人となりを理解することが最大のポイントですが、それに加え求職者が就業先に何を求めているか（求職者の意向）を知ることが大切です。

◎就業条件で特に重視しているもの

農業法人に就職しようと考えている人たちは何を希望しているかについて、新・農業人フェア（2011年開催分）の意向調査から次のことが明らかになっています。

「給与額」を最重要視することは+



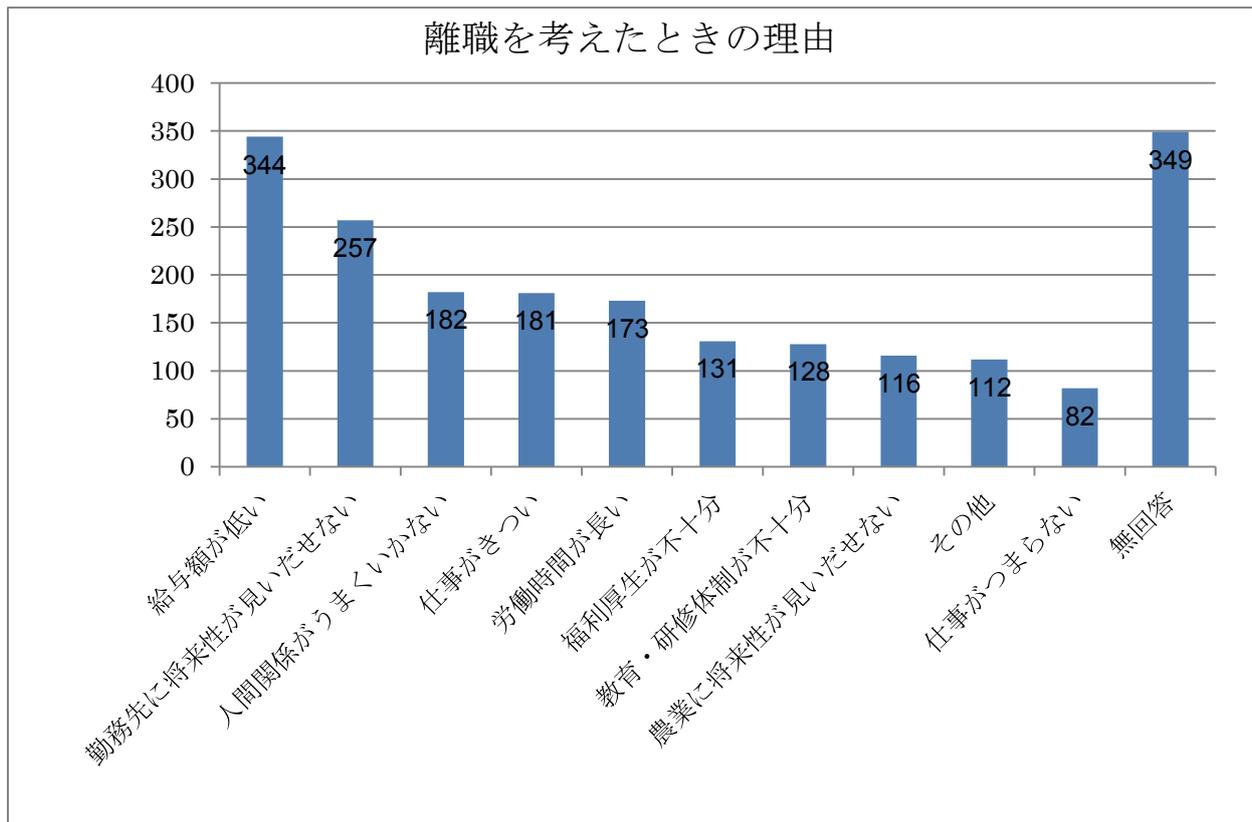
分理解できますが、第2位に社会保険（厚生年金、健康保険）が挙げられていることは注目すべき点です。労働保険も第4位になっており、求職者が社会保険・労働保険に関心が高いことがうかがえます。農業法人はどちらも強制加入が原則ですが、皆さんの会社はいかがでしょう？

◎離職を考えたときの理由

就業中に「離職を考えたことがある」ひとのその理由を調べた結果は次のとおりです。

離職を考えた理由は給与額と将来性

- 1位：給与額が低い（344）
- 2位：勤務先に将来性が見いだせない（257）
- 3位：人間関係がうまくいかない（182）
 （「2010年度農業法人等の雇用の実態と改善の記録」・全国農業会議所 より）



給与額が低いことが第1位の離職理由になっていることは、農業に限ったことではないと考えられます。第2位の「勤務先に将来性が見いだせない」ということは、5年後、あるいは10年後・20年後の自分のすがた（キャリアプラン）がイメージできない・示されていない（会社と従業員の将来を話し合っていない）、ということに繋がっていると考えられます。

第3位には「人間関係がうまくいかない」が続きますが、将来性および人間関係が問題視される裏側には、経営者（管理者）と従業員間のコミュニケーション不足が見え隠れしています。

（3）取り組むべきことは何でしょうか？

雇用者の定着に向けて考えるべき重要なポイントは、就業前に働くものと雇うものの意識の差をどこまで縮めるか、そして就業後の人材育成を体系立てて行うことにあります。もちろん、一

方的に就業希望者の意見を聞き入れることではなく、農業や農作業の特徴を説明あるいは体験（インターンシップなど）し、農業の実態をよく知ってもらうことが必要でしょう。そのうえで、就業条件や社会保険の整備、指導体系や人材育成のツール準備が求められます。取り組むべき主要なポイントは次の3点です。

- ①経営者の意識改革
- ②労働関連法規に沿った手続きの実施
- ③人材育成に必要な考え方・ツールの準備

上記②・③にかかわる就業環境の整備を中心に必要な項目をおおよそ時系列で表した「チェックシート」を用意しましたのでご活用ください。

II. 採用・就業開始までの事務手続き					
ステージ等	項目	区分	チェック	チェック内容	
採用決定・就業直後の 手続き等	採用決定通知	任	<input type="checkbox"/>	通知書を発行・手交したか (参考資料⑳)	
	誓約書・身元保証書	必	<input type="checkbox"/>	誓約書・身元保証書をもったか (参考資料㉑)	
	雇用契約書の締結	必	<input type="checkbox"/>	雇用契約書を用い労働条件を説明のうえ、締結したか (参考資料㉒)	
	賃金控除協定の締結	条	<input type="checkbox"/>	法定外控除があり協定未締結の場合、締結が必要 (参考資料㉓)	
	労働保険・社会保険の加入手続き	労災・雇用保険の加入(法人は強制適用)	必	<input type="checkbox"/>	
		健康保険の加入(法人は強制適用)	必	<input type="checkbox"/>	
	給与関係	年金保険の加入(法人は強制適用)	必	<input type="checkbox"/>	
		労働時間の管理手法確認(出勤簿等)	必	<input type="checkbox"/>	
	税金関係	給与計算の確認(雇用条件通知書との整合性・最低賃金の確保)	必	<input type="checkbox"/>	
		給与支払事務所等の届出(税務署)	必	<input type="checkbox"/>	
労働安全衛生	扶養控除申請の受領・申告 (参考資料㉔)	必	<input type="checkbox"/>		
	源泉徴収の手法確認 (参考資料㉕)	必	<input type="checkbox"/>		
	雇入れ時の健康診断の実施 (参考資料㉖)	必	<input type="checkbox"/>		
				従事する業務に関する安全教育の実施 (特別教育を必要とする業務一覧は参考資料㉗)	
				従事する業務に関する特別教育の実施 (新任者研修会の受講(参考資料㉘))	

III. 採用後の労務管理の要点				
ステージ等	項目	区分	チェック	チェック内容
能力開発目標の設定	面談の実施	必 (重要)	<input type="checkbox"/>	キャリアプランの確認(将来ビジョンの話し合い等)
			<input type="checkbox"/>	作業マニュアル等による目標能力(知識・技能・技術等)の確認
			<input type="checkbox"/>	知識・技能等の修得スケジュール・手法の確認(誰がどうやって教えて評価するか)
			<input type="checkbox"/>	定期的な打合せ・確認の実施(スケジュール化 参考資料㉙)
安全・健康確保措置	資格試験等の受験、受講	必	<input type="checkbox"/>	作業マニュアルに沿った資格(毒物劇物、大特、フォークリフト等)の受験・受講 (参考資料㉚)
			<input type="checkbox"/>	作業内容を変更したときは、従事する業務に関する教育を行う (参考資料㉛)
	安全衛生特別教育の実施	必	<input type="checkbox"/>	(農作業事故を防ぐため、農業機械・農具・自動車・農薬の取り扱い等の教育を行う 参考資料㉜)
			<input type="checkbox"/>	作業内容を変更したときは、従事する業務に関する教育を行う (農作業事故を防ぐため、農業機械・農具・自動車・農薬の取り扱い等の教育を行う 参考資料㉝)
	健康診断	必	<input type="checkbox"/>	年一回の健康診断の実施(深夜業に従事する者等は六か月に一回)
			<input type="checkbox"/>	記録(健康診断個人票)の保管(5年間)
年次有給休暇の付与	必	<input type="checkbox"/>	六ヶ月勤務で10日、1年六ヶ月で11日、2年六ヶ月で12日を付与。	
		<input type="checkbox"/>	繰越は過去一年分は可能(特段の定めが無い場合)	
		<input type="checkbox"/>	労使協定を締結し就業規則に記載すれば、1年に5日分を限度として時間単位の付与が可能。	
			<input type="checkbox"/>	半日単位の付与も可能

*注:
 ・本チェックリストには代表的な事項を記載しています。詳しくは行政機関の関係各先や社労士等に確認してください。
 ・「必」必須事項
 ・「条」条件により適用
 ・「任」任意に取り組む事項

Ⅲ. 採用後の労務管理の要点				
ステージ等	項目	区分	チェック	チェック内容
賃金の支払い	労働時間 (出勤簿・タイムカード等)	必	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	始業・終業時刻の確認をしているか(原則:使用者が自ら現認する または、タイムカード等客観的な記録で確認) 割増賃金の適正な支払い(深夜業(22時～5時)は対象)および時間外割増しの検討 休憩時間は適切に与えているか
	税等の納入	必	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	源泉所得税 労働・社会保険関係
書類の作成・保管	賃金台帳の作成	必	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	必要な項目の記載 (氏名、賃金の計算期間、労働日数・時間、時間外労働時間数、休日・深夜労働時間数等 参考資料⑬) 現金払いの時は各月に領収者の確認印(サイン可)が必要 保存期間は3年
	労働者名簿の調製	必	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	必要事項を記入した名簿の作成(参考資料⑪) (氏名・生年月日・履歴・性別・住所・業務内容・採用年月日・退職の年月日とその理由・死亡の年月日とその理由) 保存期間は退職後3年
	帳票類の保管	必 (任)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	労働契約書または労働条件通知書 出勤簿またはタイムカード・3年 賃金台帳(支払い明細書)・3年 賃金控除の労使協定 振り込み協定書・同意書 健康診断個人票・5年 寄宿舎規則 就業規則
就業規則	就業規則	条	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	作成の要否(常時10人以上の場合には必須) 記載事項に不備はないか(作成例 参考資料⑧) 届出 規則と実態に乖離はないか(特に労働時間制度)
寄宿舎	寄宿費	必	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	① 寄宿費の額は、費用総額を人数分で割った額を超えないこと ② 寄宿費の額・内訳及び計算方法については、従業員に十分説明し理解を得ること

*注:

- ・本チェックリストには代表的な事項を記載しています。詳しくは行政機関の関係各先や社労士等に確認してください。
- ・「必」必須事項
- ・「条」条件により適用
- ・「任」任意に取り組む事項

参考資料リスト

No.	資料名	URL	出典
1	経営理念・ビジョン	http://www.nogyo-roumu.com/idea.html	農業労務管理COM(キリン社会保険労務士事務所監修)
2	全国労働基準監督署の所在案内	http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html	厚生労働省HP
3	給与規程(例)	http://www.nogyo-roumu.com/dataRoom.html	農業労務管理COM・資料室(キリン社会保険労務士事務所監修)
4	退職給与規程		
5	人事評価(通信簿)制度	http://www.nogyo-roumu.com/evaluationSystem.html	農業労務管理COM・「農業の人事・労務管理」(キリン社会保険労務士事務所監修)
6	雇用契約書例		
7	就業規則例	http://www.nogyo-roumu.com/dataRoom.html	農業労務管理COM・資料室(キリン社会保険労務士事務所監修)
8	寄宿舎規則例		
9	寄宿舎要件	http://www.jniosh.go.jp/icpro/jicosh-old/japanese/outline/40_j.html	国民安全衛生センターHP
10	振込同意書・協定書例	http://www.nogyo-roumu.com/dataRoom.html	農業労務管理COM・資料室(キリン社会保険労務士事務所監修)
11	労働者名簿	http://blog.livedoor.jp/shanaikitei/archives/55552911.html	就業規則労務管理書式Blog
12	賞金台帳	http://www.nogyo-roumu.com/dataRoom.html	農業労務管理COM・資料室(キリン社会保険労務士事務所監修)
13	出勤(管理)簿		
14	扶養控除等(異動)申告書	http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/pdf/h25_01.pdf	国税庁HP
15	支払明細書	http://template.k-solution.info/2006/09/excel_1_3.html	WEBNOTE - ビジネス文書・手紙・はがきテンプレート・無料ダウンロード
16	源泉徴収簿	http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/pdf/h25_03.pdf	国税庁HP
17	労働・社会保険届出様式	http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/hoken/h25/keizoku.html	厚生労働省HP
18	賞金控除協定書	http://www.nogyo-roumu.com/dataRoom.html	農業労務管理COM・資料室より(キリン社会保険労務士事務所監修)
19	社労士ネットURL	http://www.nca.or.jp/Be-farmer/sharoushi/	社労士ネットHP
20	採用通知書	http://www.nogyo-roumu.com/dataRoom.html	農業労務管理COM・資料室より(キリン社会保険労務士事務所監修)
21	誓約書・身元保証書		
22	雇い入れ時の健康診断	http://www13.plala.or.jp/sibuya-roukikyoku/img/simnyusyakensin.pdf	渋谷基署HP
23	特別教育が必要な業務一覧	http://www.cbr.mit.go.jp/tenjyo/landslide/ijima/sikaku.youken.pdf	国土交通省中部地方整備局HP
24	法人協会新任者研修会	http://hojin.or.jp/standard/cat1242/	協会HP

3. 会員紹介

	ページ
(1) 秋田でも野菜でやっていけるモデル	77
秋田県 (有)大和農園 大塚和浩さん	
(2) 規模の大小問わない一枚岩の農業農村	78
石川県 (株)ぶった農産 佛田 利弘さん	
(3) 政策・政治頼みにならない農業経営を	80
長崎県 (農)ながさき南部生産組合 近藤一海さん	
(4) 農業法人活動と事務局体制の活性化を	82
秋田県 (有) 藤岡農産 藤岡茂憲さん	

〔農業法人列伝〕

秋田でも野菜で やっていけるモデル

秋田県能代市
有限会社大和農園
代表取締役 大塚和浩さん

大塚和浩さんは20歳で就農し、父から1年ほど手ほどきを受けた後、ほぼ独立した形でビニール・ハウスでの園芸経営を開始した。それから10年に満たないうちに経営を法人化し、有限会社大和農園を設立。秋田県農業法人協会の創立に際しては発起人6名の中のひとりに名を連ねた。



大塚和浩さん

能代の市街地から国道7号線を南下して行くと日本海からの強風を遮るように「風の松原」と呼ばれる一団の防風林が見えてくる。1年を通して強い風を受けるこのまちの農業を守ろうと先人たちは松林をつくった。その一部を切り倒し、砂丘上に畑地が造成されたのはおよそ40年前。「中学生の頃だったろうか。ここに畑が出来なかったら就農したかどうか」。水稲作だけなら従来秋田農業から脱することは出来なかったが、砂地でのねぎ栽培を基盤として農業者は育っていった。

§ 地元販売に大きなウエイト

大和農園の経営面積は全体で12㍏。畑地10㍏で主力となるのはねぎで6㍏を栽培する。通年での出荷体制の確立を目指し、作期をずらしながら周年化を図っている。『あきた白神ねぎ』のブランドでJAに出す分は、中京・首都圏にまで出荷される。一部がねぎの産地にまで送り込まれるのは、夏ねぎで勝負しているからだ。このほか畑地ではジャガイモ1㍏、山ウド1㍏、長イモ等の栽培にも取り組んでいる。



チンゲンサイ栽培のハウスで

ビニール・ハウスは55棟、1・6㍏の規模に及びそのうち5割強がチンゲンサイ、残りをほうれん草、小松菜が占めている。ハウスはどれも一番簡単な水稲育苗用を活用している。雪でたまに押しつぶされることもあるが、「頑丈にしたのではコストがかさむ」という。

また新幹線があっても盛岡から秋田まで1時間半。さらに秋田から能代まで1時間かかる。この奥まった地で野菜を売るとなると「遠くの大きな消費地を目指すより先ず地元から」と足元を固めるのに意を砕いてきた。

そこで地元スーパーには専用のコーナーを置いて貰っているし、畑地の一角には別法人で直売施設『ねぎっこ村』を開店した。青菜類でしっかり地元根付きだすと「他の野菜も…」とリクエストが寄せられ、ジャガイモ、ほうれん草、

農業法人列伝

小松菜等と生產品目も拡大してきた。市内小学校への給食食材も提供しており、最近では児童たちが見学にやってくるのも楽しみにしているという。



直販施設『ねぎっこ村』で

大和農園は年間売上 5100 万円で、従業員・パートが 20 人。ねぎっこ村には 60 戸の農家が農作物を供給し、年間 4500 万円を売り上げている。「この辺で一番小さい直売所がねぎっこ村（笑）」と言いながら、大塚社長は地元販売に力を入れていることを語ってくれた。

§ 消費者が納得できる価格形成を

大塚社長は近頃、一口に土地利用型農業と言っても「畑と田では補助金の付き方が全然違う」ことをつくづく感じるといふ。

また、野菜生産を中心に経営していても、コメ農家の動向で野菜相場が左右されることが多いという。例えば、コメが好調な時は野菜もいい。だが、コメが不安定になるとコメ農家は自然と野菜生産を増やして減収を補おうとする。すると野菜の供給が増えて相場が崩れ出す、というのだ。

畑地で野菜生産をする経営としては、コメの需給調整で野菜生産が増減することに不安を感じている。そのためにはいろいろな補助金がセットになった水田政策をキチンと安定したものにしてもらいたい、という。

「コメには転作があるが、野菜でも転

作が必要な時がある。生産が不足する大豆や麦類などの作付けを安定させるにはブロックローテーションなどの合意形成を促すための政策的な誘導が必要」と語ってくれた。

また、価格下落を再生産可能な水準にとどめながら、消費者が納得できる価格で販売するような価格形成の仕組みを早急に構築することが望まれる、という。

会長を務める秋田県農業法人協会は来年で創立 20 周年を迎える。現在は 40 会員だが、毎年 1 割ずつ仲間を増やしていきたい。会員の悩みを全体で共有する組織でありたいし、自分自身がそうであったように先達が経営者として何を考えてきたか。農業法人経営者としての心構え、スピリッツを組織の中に広めて行こうと考えているという。

野菜づくりのノウハウが少なかった秋田で「野菜でもやっていけるというモデルを作るのが、自分の目標。全国の先進経営を見て、学ぶ。その姿勢を終生貫いていきたい」と熱く語ってくれた。

アグリビジネス経営塾第 579 号（平成 25 年 8 月 22 日発行）

〔農業法人列伝〕

規模の大小問わない

一枚岩の農業農村

石川県野々市市

株式会社ぶった農産代表/

(公社)日本農業法人協会副会長 佛田 利弘さん

金沢駅から J R 北陸本線を西へ 2 つ目。野々市（ののいち）駅から南へ下ると視界には一面の水田がひろがる。夏の強い陽に稲が青々輝いており、差し掛かった静かな集落の一角に『ぶった農産』の看板が見えてきた。



佛田利弘 副会長

佛田さんが農林水産省農業者大学校を卒業し、実家に戻って就農したのは1983年。5年後に経営を法人化し、2001年には日本で一番早く農業生産法人で株式会社になり、代表取締役就任した。

現在の経営は水稲 28 畝に野菜が 2 畝。日常的な農作業と加工・販売業務は従業員 8 人とパート 3～4 人でカバーされている。野菜はダイコン、キュウリ、ナスも手がけるが、中心となるのはカブ。正月前後を最盛期に加賀の伝統食「かぶら寿し」に加工し、全国に直販しだしてから 30 年を数える。その大黒柱であった母・弘子さんが亡くなって 4 年経ったが、加工・販売部門は今日も堅調で、売上はコメとちょうど半々の割合だという。

§ 農政検討に早くから参画

1994年農政審議会の専門委員に任命された。前年、日本はGATT（関税と貿易に関する一般協定）ウルグアイラウンドの農業合意を受諾。コメ市場を部分的に開放し、農産物関税の大幅引き下げが始まろうとしていた。経営の大規模化、経営者の自立を促し、夢と希望の持てる農業経営の確立が急がれていたところであり、5年後には食料・農業・農村基本法が制定される。それに繋がっていく「戦後農政を抜本的に改革する議論に参画できたのは得難い経験」であった。

当時佛田さんが描いていた農業・農村の将来像は「規模の大小にかかわらず、一枚岩となって生きていく農業・農村」であった。ところが大きくなろうとする農家にばかり目を向けようとする政策と、小さい農家を守っていこうとする勢力とが綱引きをしているのが現状だ。大きくしていこうとする人、小さいながらも知恵を絞ってやっていこうとする人。両者が共に「農業に従事し、農村に居住する以上、良好な関係の維持に努めるべき」だと考えている。

民主党政権の時、農業者大学校が事業仕分けに遭い、廃校に追い込まれた。当時は独自の担い手観を展開しながら、同窓会長として大学校の存続を訴え続けたが「農業の“担い手”という表現は国内向き過ぎる」。そろそろ「日本を担う農業者の育成」に取り組みなければならぬ時期が来ているのではないかと考えた。日本の農業もグローバル化に直面する中で、農業生産法人等に雇用の補助金を出してお茶を濁すのではなく、「国としてもう一度人材教育を直接手がける。国家として戦略性をもって人材教育に臨むことが必要」なのだ。



(株) ぶった農産の前で

政府は「成長戦略」、「日本再興戦略」等で農業の六次産業化を推進しようとしている。ぶった農産は 30 年前から取組みを進めてきたが、経営上の相談相手は現在も会長を

務める父・孝治さんと母・弘子さんであった。宅急便の普及、フリーダイヤルの活用、パソコンの導入ばかりでなく、もっと直接的なパッケージの意匠、かぶら寿し、漬け物等、加工品の「味付けまで

農業法人列伝

毎晩のように議題がテーブルに載せられた」が、3人で追求したのは規模の大きさではなく「中身の充実であった」。これまで30年間培ってきたノウハウで「次の30年をどう生きていくか」。相談する側から「される、側への30年が始まろうとしている。

§ 活動への共感と勢力増強を

これまでは農業法人組織に寄り添い、手伝う程度に関与してきたが、今年日本農業法人協会の北信越地区選出理事に就任された。「2年間ヒラ理事で雑巾がけのつもりで組織活性化に取り組もう」。このくらいが「抱負だった(笑)」が藤岡茂憲会長から副会長に指名された。担当は組織運営委員会。「政策提言委員会では議論に収まりがつかなくなると会長は心配(笑)されたのかも知れない」。財政の健全化、事務局スタッフにとって働きがいのある職場・協会を目指し、農業法人組織活動への共感と会員勢力の増強等に取り組む決意だ。

50歳を超えたからだろうか。「最近おとなしくなったね」と言われることが多い。「うちにいるだけでなく、外に出て勉強させて貰ったからでしょうね…」。照れてモジモジするのは何年経っても変わらないようだ。

アグリビジネス経営塾第589号(平成25年11月14日発行)

〔農業法人列伝〕

政策・政治頼みにならない

農業経営を

長崎県南島原市
(農) ながさき南部生産組合会長理事
(公社) 日本農業法人協会副会長 近藤 一海さん

10月初めの日曜日、農事組合法人ながさき南部生産組合が諫早市内で経営

する直売所「大地のめぐみ」がリニューアル・オープンした。さまよう台風で前日まで不安定であった空模様が一転。すっきり晴れ上がったことも味方したのである。店舗には早朝から近在の消費者が押しかけた。10時過ぎにはレジ通過客数だけで1000人を超え、陳列棚の大半が空っぽに。売り切れ品続出の活気溢れるオープンとなった。



近藤一海 副会長

ながさき南部生産組合の始まりは「5名の農業仲間が集まった」任意集団から。1975年、近藤さんが25歳の時で「産直の確立」を目標にした。農協に一番勢いがあつた時分だが、農家の側からすれば逆に「手取りが薄かった」。作業面で耕耘機からトラクターに更新されていくのはいいとしても、肥料等も高騰し、農家はおしなべて過剰投資に苦しみだしていた。「やり方を変えなければと考えるうちに思い立ったのが産直で、農協・市場を通さず、農産物を直接消費者へ届けることによって、利益を消費者と分かち合おうとした」。ちょうど生協が全国展開し始めており「安全・安心の野菜」で産直供給がスタートした。やがて年間事業高がコンスタントに1億円を上回るようになると集荷施設等への投資も必要となり、91年法人化した。

§ 133名の構成員への動機づけ

現在の年間事業高は20億円超になった。このうち販売が9割で、残り1割は

農業法人列伝

構成員向けの生産資材、肥料・天敵等の取扱いが占める。生産する野菜の中で一番多いのはタマネギ。年産3千トンは県内でも3本の指に入る産地規模だ。以下、トマト、イチゴ、バレイショ等と続き、合計40品目を栽培する。

農事組合の構成員は133名だが、「構成員農家の跡取りも去年から構成員にした」ので21戸分がダブっている。「オヤジさんが譲るまで待っていたのでは後継者は育たないし、イザという時に合わない」。積み立てていた出資分を跡取りに分ける格好で構成員にした。組合自体の運営、店舗の経営等、抜かりない後継者教育が行われており、ほかにスタッフ10名が勤務する。

店舗は合計で12カ所。直営の「大地のめぐみ」以外はインナー・ショップで長崎県内に5店舗、福岡県内に6店舗を擁する。インナー・ショップは「組合の名前で商品陳列ができ、初期投資が不要なことから」増やしてきた。



直売所「大地のめぐみ」の中

島原半島全域に広がる構成員農家は生産・製造者名、価格等を記したラベルを貼って、半島内2カ所の集荷拠点に農産物・加工品を運び、12店舗のうち「ここに出したい」という店舗向けのカゴに入れば、組合が指名の店舗まで運んでくれる。

月2回の販売代金受取は魅力的で構成員を元気づけている。ただし組合は「お母さん」「お嫁さん」名義の口座に

しか売上金を振り込まない。非農家出身でも月30万円ほど入るとなると気持ちの入りが違ってくるといいますが、不思議なのは生産資材費等が「お父さん」の口座から引き落とされること。それで「家の中が明るくなるのだから結構なこと」。奥さんが研修生とタマネギ、トマト等を栽培する近藤家でも「入金口座は奥さん名義で、リーダーは率先垂範が肝心だ（笑）」。

§ 施設化した農業で経営の安定を

長崎県農業法人協会の会長に就任してから2期目を迎えている。長崎は「狭い」し、山が海岸線にまで迫り出すような地形で「平地も少ない」。そこ



へ台風でもくれば一度で年間所得の3割程度が持って行かれる。これをカバーし、経営を継続させて行くには施設化しかない。それには「端境期に石油を焚くような従来の促成栽培ではなく、全天候型・多目的施設で経営を安定させるべき」と呼びかけている。

今夏から日本農業法人協会の副会長も務めている。10月から全国の政策提言委員に集ってもらい、合宿で議論を始めている。抜本的な課題として取り組もうと考えるのは「生産の安定」。TPP交渉に前のめりする状況の中で妙案はなかなか浮かんでこないが、「政策・政治に頼らない、消費者と結びついた農業経営の確立を会員は急ぐべき思う。そのうえで、自らの力ではできないことを政策に訴えていきたい」と語った。

〔農業法人列伝〕

**農業法人活動と事務局体制
の活性化を**

秋田県北秋田市
（有）藤岡農産 代表
（公社）日本農業法人協会会長 藤岡 茂憲さん

1997年に経営を法人化し、（有）藤岡農産を設立。現在スタッフ6人で、米の生産・直販を中心に売上高は1億円に達している。会社を訪れた人の誰もが興味深げに見入るのは東京のJR山手線の地図。最初の営業目標をその沿線に置き、取引が始まるとまち針を一本ずつ刺していった。線路記号に沿って立つ針こそが営業努力の成果だ。



藤岡茂憲 会長

生産だけで経営が成り立つ訳ではない。川下、販売から考えて「売れるものをつくろう」と心がけてきた。また従業員のために社会保障制度を完備。「働く人がいて法人は成り立ち、働く人はお客様と同様に大切」と言い聞かせてきたし、これから法人化したいと相談される時は、必ずそれをメッセージとして伝えている。

§ 拙速感を免れない農政転換

昨年秋から新しい農業施策が立て

続けに決定したが、「これから明らかになってくる要綱・要領を見ないことには…」というのが率直な感想だ。

特に各都道府県に新設される農地中間管理機構については、「末端の市町村段階で業務を誰が請け負うのか」、まだはっきりしない。

農地集積の仕組みができて「実際に現場で動く、市町村や農業委員会を関わらせないとうまく行くはずはない」と見る。今回の農政改革の中で、中間管理機構は目玉となっている。中間管理機構に「農地の地目などのデータの集約だけが進み、実際に農地集約が進まない可能性もある」と懸念している。

一方、5年後を目途に米の生産調整の見直しが検討されている。4年前、戸別所得補償制度が創設された時、生産調整への参加が選択制に移行した。これにより、1万5千円が要らないのなら自由に主食用米を作付けできるようになった。

しかし、多くの稲作経営が生産調整に参加したのが実態である。1万5千円については、突然無くなると「現場が混乱するかもしれない」という。経営をする上では、1万5千円をアテにしないことが理想だが、交付金をどのように経営に組み込んできたかによって「被る影響は異なる」という。稲作経営において、営業赤字の経営が多く、1万5千円を受け取ることで黒字になるというケースが多いという構造の問題もある。米の直接支払交付金の減額について、当初報道等では、5千円（1/3）にする案が浮上した。「4年後の全廃はまだしも、いきなり3分の1では厳しすぎる」と考え、法人協会として農水省に「拙速の感が否めない」との申し入れをしたほどであった。

主食用米から飼料用米への生産誘導については「報道等を見ると誘導というより煽っているように見えて仕方がない」。飼料用米の増産については「出口対策がはっきりしない」ことが大きな問

題である。飼料用米の受け手である畜産農家の受入体制や保管・流通体制は整っているのか。それが出来ていないのに「数量払いで10万5千円／反が交付されることが一人歩きしている」。飼料用米の増産を政策誘導する前にこうした点を確認していくことが必要だ。

藤岡農産の場合でいえば一番近い配合飼料工場は青森県八戸市となる。その場合、「運送コストなどは誰が負担するのかもはっきりしていない。これでは飼料用米の増産へ転じ難い」という。

全体的に今回の農政転換は「拙速感が免れない」ように思われる。今までも農政は改革の名のもとに大きな転換がなされてきた。政策が転換すること自体に驚きはなかったが、「1カ月ほどの議論で決まったのには驚いた」という。今後の日本農業をどういう発展させていくのか、その仕組みづくりには、「半年や1年かけて議論してもよかったのではないか」と感じている。

§ 法人協会草創の原点に戻る

日本農業法人協会会長に就任してから8カ月が経過しようとしている。今年協会創立から15年となり、「どんな組織も10年を超えるとマンネリ化の弊は免れないのであって、もう一度、草創の原点に立ち戻るべきではないか」という思いを強く持つ。

一生懸命やってきたことは間違いなが、果たして国民、会員からして「協会が何をしているかは見えづらかったのではないだろうか」。情報発信にもっと積極的に取り組むべきで、農業界（農水省など）で知られるだけでは決して十分とはいえない。

もう一つの課題は財源をどう確保するかだ。協会としての活動は言うまでもなく、事務局の活動にまで不自由を来すような財政状態を改善することが急務となっている。このため会長就任後、寄附金制度を活用し、協会の活動に賛同し

てくださる方々から多くの寄附を募った。その寄附は協会役員中心に既に190万円を超す。目指すは「農業界の経団連。より多くのみなさんからの支援をお願いしたい」。

4. 日本農業法人協会の概要と活動状況

ページ

○協会概要	85
○協会のあゆみ	86
○役員名簿・賛助会員名簿	88
○組織・機構図	89
○活動紹介	90
○アグリサポート倶楽部のご紹介	95
○第5回ファーマーズ&キッズフェスタ 2014	96

協会概要

平成26年4月30日現在

1. 名 称 公益社団法人日本農業法人協会
2. 事務所の所在地 東京都千代田区二番町 9-8 中労基協ビル 1F
3. 設 立 日 平成11年6月28日



4. 設立の目的

わが国農業経営の先駆者たる農業生産法人その他農業を営む法人の経営確立・発展のための調査研究、提案・提言、情報提供等の活動を進めることにより、わが国農業・農村の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

5. 事業の概要

前項4の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- (1) 農業法人に関する経営情報の収集・提供及び農業法人の組織活動の推進に向けた調査研究
- (2) 調査研究等を踏まえた、農業経営政策、適切な土地利用、農村社会の発展等に関する提案・提言
- (3) 農業経営体の育成と国民生活の向上をめざした、農業経営改善の研修と教育、農業経営者の相互交流、職業安定法（昭和22年法律第141条）に規定する職業紹介事業をはじめとした人材確保及び育成に資する活動、国際理解と途上国支援に向けた外国人技能実習生等の受入と研修
- (4) 一般国民に対する啓発・普及、農商工連携の推進、農業の6次産業化の推進
- (5) 国民食料の安定供給に向けた農業資材や生産物等の物流調整活動、コスト低減、生産性向上の研究
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

6. 会 員

- (1) 正会員：1,784（本協会の目的に賛同する農業法人、農業法人志向農業者等）
- (2) 賛助会員：7（本協会の事業を賛助するために入会した農業関係団体等）
（全国農業会議所、全国農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会、農林中央金庫、一般社団法人全国農業経営コンサルタント協会、全国共済農業協同組合連合会、一般社団法人日本フードサービス協会）
- (3) アグリサポート倶楽部会員：109（情報提供に協力する個人・企業団体等）
（金融機関、税理士等専門家やコンサルタント、研究機関、メーカー、団体等）

協会のあゆみ

公益社団法人日本農業法人協会

年度	年	法人協会の動き・政策提言	主な農政・経済等の動き
平成4年	1992.06		新政策「新しい食料・農業・農村政策の基本方向」策定 かんきつ果汁輸入自由化
平成5年	1993		
平成6年	1994.04 1994.05	秋田県農業法人協会 設立 県段階として初の組織 コウチ・アグリマネジメント・クラブ 設立	緊急輸入米対策
平成7年	1995.02 1995.03 1995.05 1995.06 1995.08 1995.10 1995.11	山口県農業法人協会 設立 島根県農業法人協会 設立 香川県農業法人協会 設立 徳島県農業法人協会 設立 鳥取県農業法人協会 設立 富山県農業法人協会 設立 (社)千葉県農業協会農業法人部会 設立 宮崎県農業法人経営者協会 設立 長崎県農業法人協会 設立	ウルグアイ・ラウンド国内対策4法成立 食糧管理法廃止・新食糧法施行 豚肉に対してのセーフガード発動
平成8年	1996.02 1996.03 1996.06 1996.07 1996.08 1996.11 1996.12	北海道農業法人会議 設立 岩手県農業法人協会 設立 宮城県農業法人協会 設立 栃木県農業法人協会 設立 福井県農業法人協会 設立 うつくしまふくしま農業法人協会 設立 広島県農業法人協会 設立 三重県農業法人協会 設立 新潟県農業法人協会 設立 滋賀県農業法人協会 設立 大阪府農業法人協会 設立 佐賀県農業法人協会 設立 任意団体として全国農業法人協会が設立 青森県農業法人協会 設立 和歌山県農業法人協会 設立 岡山県農業法人協会 設立 山形県農業法人協会 設立 石川県農業法人協会 設立 福岡県農業法人協会 設立 岐阜県農業法人協会 設立	就農準備校が各地で開校 O157食中毒事件
平成9年	1997.02 1997.03 1997.04 1997.07 1997.08 1997.09 1997.12	京都府農業法人経営者会議 設立 鹿児島県農業法人協会 設立 兵庫県農業法人協会 設立 東京都農業法人協会 設立 日本農業法人協会山梨県支部 設立 沖縄県農業法人協会 設立 長野県農業法人協会 設立 愛媛県農業法人協会 設立 大分県農業法人協会 設立 奈良県農業法人協会 設立	台湾で豚の口蹄疫発生 第1回食料・農業・農村基本問題調査会
平成10年	1998.01 1998.02 1998.03 1998.07	愛知県農業法人経営者協会 設立 静岡県農業法人協会 設立 熊本県農業法人協会 設立 茨城県農業法人協会 設立	食料・農業・農村基本問題調査会が最終答申をまとめ、小渕首相に提出
平成11年	1999.06	社団法人日本農業法人協会 設立 坂本多且氏(山口県 船方農場グループ代表)が初代会長に就任	食料・農業・農村基本法成立 「食料・農業・農村審議会」第1回会合開催
平成12年	2000.02 2000.03 2000.07	彩の国埼玉・農業法人協会 設立 「21世紀わが国農業のビジョンと提案」 日本農業法人協会加入者ぐんま連絡会 設立	食料・農業・農村基本計画決定 緊急総合米対策決定
平成13年	2001.06	「国民に「安心・信頼される21世紀農業の創生を目指します －国民・経営の視点からの農業政策の提案－」	BSE問題発生
平成14年	2002.02 2002.06	神奈川県農業法人協会 設立 「「食」と「農」の再生のための農業法人からの提案」	法人化有識者懇談会 米政策改革大綱決定
平成15年	2003.01 2003.03 2003.05	「農業生産法人の「のれん分け」「分社化」等による 多様な経営展開をするための提案」 「会員マーク」制定 「日本ブランド農業事業協同組合」設立	農業経営基盤強化促進法一部改正成立
平成16年	2004.03 2004.06 2004.06 2004.12	「21世紀わが国農業・農村の基本方向に関する提案」 長谷川久夫氏(茨城県(株)みずほ代表取締役)が会長に就任 「21世紀わが国農業・農村の再構築に向けた提案」 新潟県中越地震農業法人災害救援募金活動を実施	鳥インフルエンザ発生 農林水産業から日本を元気にする国民会議発足 10.23新潟県中越地震発生

年度	年	法人協会の動き・政策提言	主な農政・経済等の動き	
平成17年	2005.02	「都市農業の振興に関する提言」	新たな「食料・農業・農村基本計画」策定 「経営所得安定対策等大綱」制定	
	2005.03	群馬県農業法人協会設立。全都道府県に農業法人組織が設立		
	2005.03	女性会員経営者等の自主組織「やまと凛々アグリネット」設立		
	2005.09	相続税・贈与税の納税猶予に関する法人特例について 税制改正要望の提出(平成17年4月1日より施行)		
	2005.10	「品目横断的政策に関する提言」		
平成18年	2006.06	農地流動化と面的集積を飛躍的に進めるための緊急要請 (会員1,200名の署名を収集)	ポジティブリスト制施行 「担い手経営安定新法」成立	
	2006.07	「集落営農の組織化に伴う農地の賃貸借 作業受託の 契約解除への対応について」	公益法人3法制定	
平成19年	2007.06	社団法人日本農業法人協会「VISION2007」を発表	品目横断的経営安定対策の導入 参議院選挙で民主党が躍進、自民党が議席数を大幅に減らす	
	2007.07			
平成20年	2008.06	岩手・宮城内陸地震農業法人災害救援募金活動を実施	「21世紀新農政2008」制定 事故米転売問題・中国製ギョーザ食中毒事件が発生	
	2008.06	「地域の農業者やJA、異業種との連携による経営展開と人材育成に関する提案」		
	2008.09	「農地政策の見直しに関する提案」		
	2008.11			
平成21年	2009.06	日本農業法人協会10周年記念シンポジウム・功労者表彰を開催	改正農地法が制定、施行 衆議院選挙で民主党が与党第一党に	
	2009.06	松岡義博氏(熊本県(有)ユッコファーム代表取締役)が会長に就任		
	2009.07	新たな「食料・農業・農村基本計画」に対する提言		
	2009.11	「一般社団法人 日本食農連携機構」設立		
	2010.02	新たな「食料・農業・農村基本計画」に対する提言		
	2010.03	日本農業法人協会10周年記念イベントを開催		
平成22年	2010.05	口蹄疫の蔓延防止及び再生産に関する要請	戸別所得補償モデル事業実施 宮崎県内で口蹄疫が発生	
	2010.05	口蹄疫被害農業法人救援募金活動を実施 計461万円(212会員・37員外者)の募金を9月に宮崎県協会に贈呈		
	2010.07	「平成23年度税制改正要望」		
	2010.10	「戸別所得補償制度に関する農業法人からの意見」		
	2010.10	「農業経営基盤強化準備金の課税特例措置の延長と拡充等について」		
	2010.11	第1回ファーマーズ&キッズフェスタ開催		
	2010.12			
	2011.03	「日本農業の体質強化に国際経済連携に向けた提案について」 「東日本大震災に関する要請」平成23年3月17日(ほか、風評被害対応、国民の健康被害防止や食料安定供給に関する要望等6本を公表 東日本大震災義援金募金活動を実施 6月に岩手・宮城・福島・茨城の県協会に贈呈		食と農林漁業の再生本部設置 六次産業化・地産地消法が公布
	2011.03			3.11東日本大震災発生 3.12東電原発事故発生 放射性物質の食品検出が相次ぐ 世界各国で輸入規制強化
	2011.03			
平成23年	2011.04	「東日本大震災に関する要請」平成23年4月4日ほか、資金繰り支援及び復旧対策支援に関する提案等4本を公表	戸別所得補償制度の本格実施	
	2011.06	「東日本大震災 復興提案」		
	2011.07	「平成24年度税制改正要望」		
	2011.07	「肉牛からの放射性セシウム検出に伴う緊急提案について」		
	2011.08	「農地制度の運用改善に関する提案について【6次産業化法関連】」		
	2011.09	「耕畜連携に関する日本農業法人協会の認識とご提案について」		
	2011.09	「都市計画と農業政策の再結合による都市農業振興提案」		
	2011.11	第2回ファーマーズ&キッズフェスタ開催		
	2012.03	「日本農業の体質強化に向けた政策提言について」		
	2012.03			
平成24年	2012.04	一般社団から公益社団法人に移行	衆議院選挙で自民党が第一党に 農林漁業成長産業化支援機構が設立 安倍首相によるTPP交渉参加表明	
	2012.07	「平成25年度税制改正要望」		
	2012.08	「九州北部豪雨に関する要望書」(熊本・福岡・大分各県法人協会連携) 「電気料金の値上げ見直し等に関する要望書」		
	2012.11	第3回ファーマーズ&キッズフェスタ開催		
	2012.12			
	2013.02			
平成25年	2013.04	「農業経営の発展のための規制改革要望(骨子)」	首相官邸に農林水産業・地域の活力創造本部 設立 富士山が世界遺産登録 参議院議員選挙で自民党が第一党に 首相官邸に産業競争力会議農業分科会設立 産業競争力会議農業分科会で、経営所得安定対策と生産調整の見直しが議論 農林水産業・地域の活力創造本部にて、経営所得安定対策と生産調整の見直し方針決定 農林水産業・地域の活力創造プラン公表・農地中間管理機構等の法案成立・「和食」の世界遺産登録決定 関東・甲信・東北で記録的豪雪	
	2013.05	「農畜産物の機能性表示の拡大についての要請書」		
	2013.06	「わが国農業政策へプロ農業者の目線からの提言」 藤岡茂憲氏(秋田県(有)藤岡農産代表取締役)が会長に就任		
	2013.07	「日本のTPP交渉参加に関する意見提出について」		
	2013.08	「農地中間管理機構に関する要望について」 「平成26年度税制改正要望」		
	2013.09	「農地中間管理機構に関する意見について」 「東京電力福島第一原発放射能汚染水の漏えいに関する要請活動」		
	2013.10	「日本のTPP交渉参加に関する意見提出について(第二弾)」 『米政策等について』の要望		
	2013.11	第4回ファーマーズ&キッズフェスタ開催 「経営安定対策の見直しや多面的機能支払の創設にかかる意見・要望について」		
	2013.12			
	2014.02	「関東・甲信・東北地方等の記録的豪雪に関する緊急要請書」		

役員名簿 賛助会員名簿

公益社団法人日本農業法人協会
(平成26年4月1日現在)

○役員名簿

《会員選出理事》 12名

会長	全 国	藤岡 茂憲	(秋田(有) 藤岡農産代表取締役)
副会長	関 東	笠原 節夫	(神奈川(有) 横浜ファーム代表取締役)
副会長	北海道・東北	伊藤 秀雄	(宮城(有) 伊豆沼農産代表取締役)
副会長	九州・沖縄	近藤 一海	(長崎(農) ながさき南部生産組合会長理事)
副会長	北 信 越	佛田 利弘	(石川(株) ぶった農産代表取締役)
理事	北海道・東北	柏崎 進一	(青森(有) 柏崎青果代表取締役)
理事	東 海	大西 隆	(岐阜(農) セントラルローズナーセリー代表理事)
理事	近 畿	野島 五兵衛	(大阪(有) 杉農園取締役)
理事	中 国	梶岡 春治	(山口(有) 梶岡牧場代表取締役)
理事	四 国	矢野 匡則	(香川(株) 三豊セゾン代表取締役)
理事	九州・沖縄	吉川 幸人	(熊本 青紫蘇農場(株) 代表取締役)
理事	全 国	三森 かおり	(山梨(有) ぶどうばたけ取締役)

《会員選出監事》 2名

理事	関 東	井尻 弘	(千葉(株) 生産者連合デコポン代表取締役)
理事	北 信 越	鍋嶋 太郎	(富山(有) ドリームファーム代表取締役)

《会員外理事》 9名

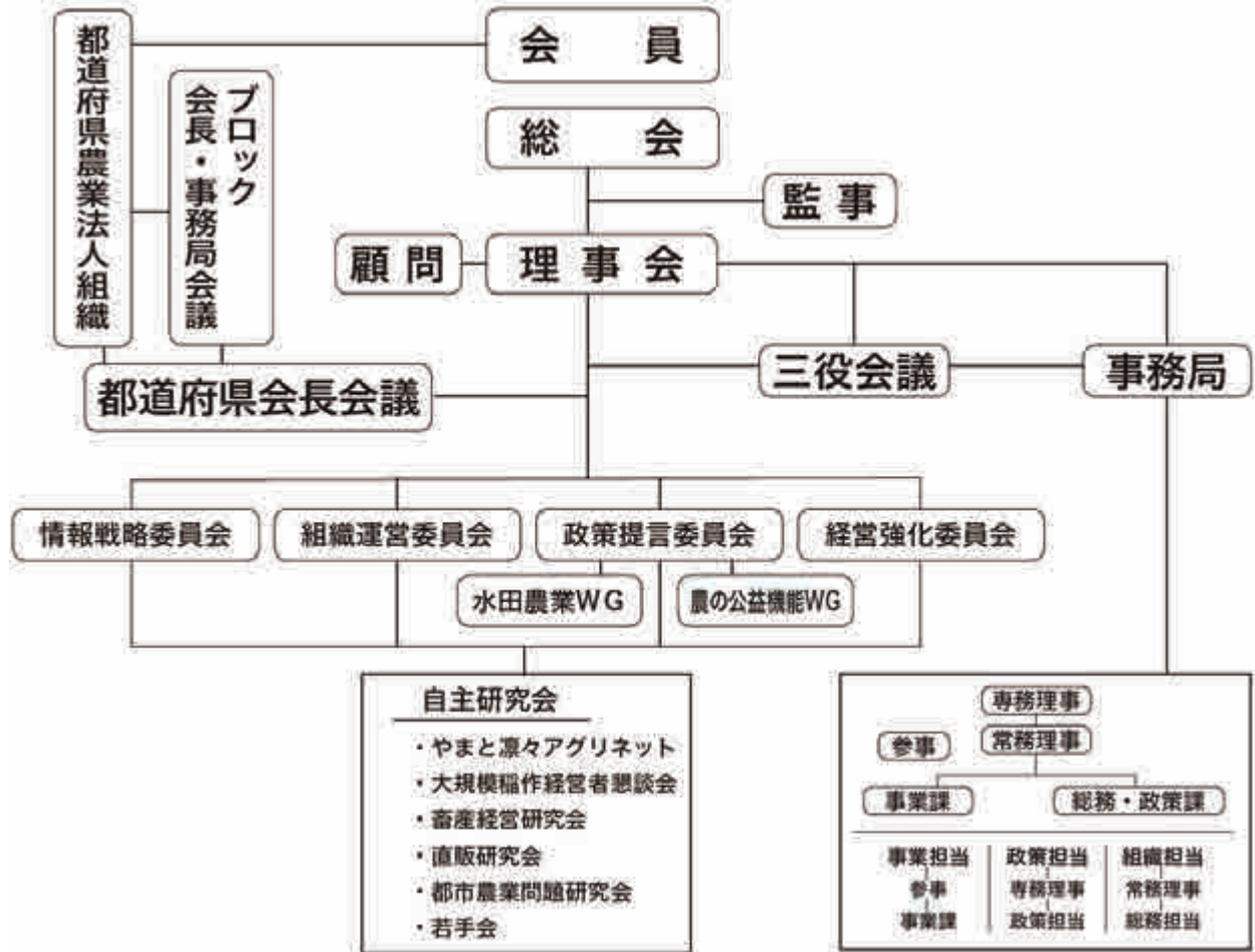
今村奈良臣	(東京大学名誉教授)
岩城 晴哉	(全国農業協同組合連合会常務理事)
大木美智子	(公益財団法人消費科学センター会長)
大西 茂志	(全国農業協同組合中央会常務理事)
加藤 一隆	(一般社団法人日本フードサービス協会専務理事)
市原 茂人	(専務理事・常勤)
黒谷 伸	(常務理事・常勤)
中村 靖彦	(東京農業大学客員教授 日本食育学会会長)
柚木 茂夫	(全国農業会議所事務局長)
《会員外監事》 1名 遠藤 久	(税理士、一般社団法人全国農業経営コンサルタント協会理事)
《顧問》 1名 坂本 多旦	(元日本農業法人協会会長、みどりの風協同組合代表)

○賛助会員名簿

No	組織名	所在地	URL
1	全国農業会議所	〒102-0084 千代田区二番町9番地8中央労働基準協会ビル2階	http://www.nca.or.jp/
2	全国農業協同組合中央会	〒100-6837 千代田区大手町1-3-1 JAビル	http://www.zenchu-ja.or.jp/
3	全国農業協同組合連合会	〒100-6832 千代田区大手町1-3-1 JAビル	http://www.zennoh.or.jp/
4	農林中央金庫	〒100-8420 千代田区有楽町1-13-2 DNタワー21	http://www.nochubank.or.jp/
5	一般社団法人全国農業経営コンサルタント協会	〒102-0084 千代田区二番町9番地8中央労働基準協会ビル1階	http://www.agri-consul.jp/
6	全国共済農業協同組合連合会	〒107-8530 千代田区平河町7-9 JA共済ビル	http://www.ja-kyosai.or.jp
7	一般社団法人日本フードサービス協会	〒105-0013 東京都港区浜松町1-29-6 浜松町セントラルビル10F	http://www.jfnet.or.jp/

組織・機構図

公益社団法人日本農業法人協会
(平成26年4月1日現在)



<p>情報戦略委員会 (委員長 笠原節夫)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各省庁、団体との連携強化、支援施策情報の収集と活用推進 ○情報発信・広報活動・国民啓発・プレスリリースの強化 ○各種制度政策の情報収集と対策 	<p>組織運営委員会 (委員長 佛田利弘)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○役員、職員のコンプライアンスの徹底 ○都道府県会長会議の運営と事務局との連携強化 ○情報通信技術の活用も含めた会員間の迅速な意思疎通と合意形成の促進 ○魅力ある法人協会を目指し、会員間の交流で会員10%拡大 ○アグリサポートクラブ会員の拡大と連携強化
<p>政策提言委員会 (委員長 近藤一海)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水田、畑作、露地野菜、果樹、放牧などの土地利用型のほか、施設園芸、購入飼料を中心とする畜産など多様な経営類型での個別課題についての提言 ○農地、労働、金融など経営資源や補助金、税制のほか、国境措置など基本政策の提言 ○ワーキンググループによる政策研究の推進 水田農業WG・農の公益機能WG 	<p>経営強化委員会 (委員長 伊藤秀雄)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○6次産業化と農商工連携の推進 ○労務管理、人材育成、事業承継等に関する研究と研修の実施 ○輸出促進に向けた取り組み ○生産、加工、販売の技術向上 ○耕畜連携の推進 ○太陽光や小水力など再生可能エネルギーの活用 ○東日本大震災復興対策

活動紹介

公益社団法人日本農業法人協会

日本農業法人協会は、農業経営者が組織する団体として、全国約 1,800 会員の相互研さんやわが国の農業・農村の発展に資する提案・提言活動、農業の人材確保・育成活動、会員の経営改善支援など、様々な活動を実施しています。

各種セミナーや情報交換会、実需者との産地見学交流会などの開催、政府・国会等への政策提言や各種要望など、経営者団体だからこそできる活動を展開しています。また、農業法人の実態を広く知っていただくため、農業法人白書の発刊やファーマーズ&キッズフェスタなどのイベントを開催しています。

■調査・情報活動

農業法人の実態や課題を把握し、自助努力のポイントや提言の対象となる政策・施策の参考データの収集に努めています。また、会員の経営改善に役立つ情報提供に力を入れています。

- 農業法人実態調査⇒会員の経営実態や経営課題等について調査分析し、農業法人白書を毎年作成・発行。
- 調査レポートの公表
- 「アグリビジネス経営塾」の発信⇒経営紹介、農業経営、税務、労務、雇用改善など、年間 40 回以上にわたって情報提供しています。
- 「耳より通信」の発信⇒新しい制度や事業の紹介、お得な経営関連情報などをタイムリーに提供しています。
- 会員の生産情報の公開⇒会員間での取引・連携を深めるため、WEB 上の会員専用ページで、希望する会員の生産（商品）情報を公開しています。
- 耕畜連携マッチング情報の公開⇒飼料作物などの仕入及び出荷希望情報を会員専用ページで提供し、会員同士が直接交渉する機会を設けています。

■提案・提言活動

政府や政党との意見交換や審議会、研究会への会員の参加を通じて、日本農業法人協会の考えを伝えています。

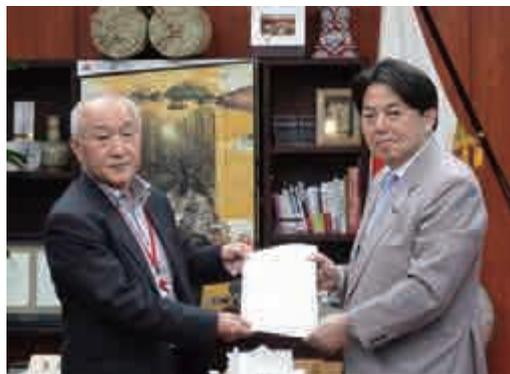
主な取組は次のとおりです。

<提言・要望書の提出>

- 「わが国農業へプロ農業者の目線からの提言」発表
- 農地中間管理機構、米政策等に関する意

見書の提出

- 規制改革要望、経営安定対策の見直しや多面的機能支払の創設にかかる意見・要望書の提出
- 農畜産物の機能性表示の拡大についての要請書の提出
- 記録的豪雪に関する要望書の提出
- 農業法人白書 2012 発表
- 東京電力へ要望書提出・申し入れ
- 消費税転嫁カルテルの締結
<意見交換>
- 林 芳正農林水産大臣との意見交換会



- 農水省・経営局長との意見交換会
- 与党・税制改正要望ヒアリング
- 菅 義偉官房長官との懇談会



- 全国農業会議所・JA 全中と意見交換

■研修・教育活動

各界の著名人を講師に迎えるセミナーや課題別・地域別の研修会や交流会を開催し、自己啓発や農業経営者としての能力開発を目指しています。

【平成 25 年度実績】

○農業法人トップセミナー

「若者を育てる仕組み～日本農業経営大学の取組と、プロ農業経営者への期待～」

講師：日本農業経営大学校
校長 岸 康彦氏

○アグリマネジメント講演会

「食品スーパーのこれからと農業法人への期待」

講師：日本スーパーマーケット協会元専務理事 大塚 明氏

○課題別セミナー

- ①農業施策に関する説明会
- ②若手会セミナー
- ③国産農畜産物の輸出に向けて
- ④日本経済団体連合会との意見交換
- ⑤米の販売・流通について新たな方向性を考える

※この他、全国7ブロックで研修交流会を開催しています。



セミナー風景

■経営改善支援活動

会員の経営改善支援に資する様々な取組を実施しています。

○農業経営診断事業の実施⇒無担保・無保証人の「スーパーL円滑化貸付・法人特例枠」を希望する法人に対し、経営診断を実施しています。

○ビジネスマッチング等の支援⇒（一社）日本フードサービス協会・（一社）日本

総菜協会との連携で、産地見学・商談・交流会を開催しています。



産地見学・商談会（ほ場見学）

○会員限定の傷害保険制度の推進⇒従業員などを対象とした団体割引保険料を適用した傷害保険制度の推進を図っています。

○経営のセーフティネット活動（会員限定）

①食品あんしん制度の推進⇒食品の製造・加工事業における異物混入や食中毒等に備えたPL保険及び各種費用損害に対する保険制度です。

②農業版天候デリバティブ⇒自然災害のリスクによる減収に対して補償金を支払う制度です。

③直売所保険制度⇒直売所で発生する様々な事故に対応できる保険制度です。

○農産品の輸出に向けた情報収集と調査活動⇒日本貿易振興機構（JETRO）と業務連携を締結し、NPO 日本食レストラン海外普及推進機構（JRO）など関係団体との連携・協力による海外派遣ミッション及びバイヤー招聘事業・商談交流会の開催、テストマーケティング等を支援しています。



2013/5 シカゴ

2013/10 ロサンゼルス

■人材確保・育成活動

法人経営に有用な人材の確保や円滑な新規就農に結びつける取組など、様々なフェーズの人材確保と育成について対応する取組を行っています。

- 農業法人向け研修会の開催⇒農業法人に従事する役職員を対象に、農薬・肥料の基礎知識や、安全に農作業を行うために必要な基礎知識・技術等を習得する研修会を年2回開催しています。



- 合同会社説明会の開催⇒東京や大阪を中心に1年間に8回程度、農業法人などに就職したい人の説明・相談会を実施しています。



合同会社説明会（東京）

- 農業インターンシップ事業の実施⇒農業法人での農業体験・就業体験を希望する学生、社会人、採用内定者を対象にインターンシップ事業を実施しています。
- 外国人技能実習生の研修・受入事業の実施⇒外国人技能実習生の受入に必要な研修事業と実習生を受け入れた会員企業への監査指導を実施しています。

■啓発・普及活動

農業の楽しさや大切さ、食料の安定供給に農業法人が果たしている役割を広くPRし、元気な農業を発信することで日本を元気にしたいと考えています。

- ファーマーズ&キッズフェスタの開催⇒日本全国のプロ農業者が集い「子どもと農業をつなぐ架け橋」として都会の子供たちに元気なニッポン農業を発信するイベントです。全国のこだわり&新鮮な農産物の直売や、楽しいステージや食育・農育ワークショップを企画しています。大型農業機械の試乗や、かわいい動物たちとのふれ合いなどが家族連れに人気内容となっています。



ファーマーズ&キッズフェスタの風景

- 農業法人白書の刊行⇒農業法人の規模や経営課題、今後の事業展開の意向など、農業法人の“いま”をコンパクトに取りまとめた資料です。
- 講師幹旋活動の実施⇒日本農業法人協会に登録する先進的な農業経営者が講師となって、農業経営の法人化や経営の多角化などについて講演を行っています。



公益社団法人日本農業法人協会



HP : <http://www.hojin.or.jp>

TEL : 03-6268-9500

FAX : 03-3237-6811

e-mail : nogyo@hojin.or.jp

©日本農業法人協会2014

2013 協会活動ノート

◆第28回総会を開催。



6月20日～21日、アジュール竹芝で第28回総会・夏季セミナーを開催しました。冒頭のご挨拶は林 芳正農林水産大臣に頂いた他、多数のご来賓に加え、全国から約230名の会員等にご参加頂きました。総会では平成24年度事業報告や収支決算、役員改選など5つの議案も承認されました。

◆ジェトロと業務連携を締結。

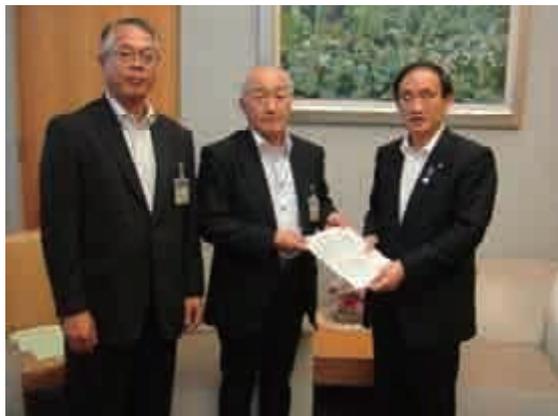


当協会の藤岡茂憲会長・笠原節夫副会長と日本貿易振興機構(ジェトロ)石毛博行理事長は、8月19日、ジェトロ本部で、わが国の農畜産物・食品等事業者の輸出支援を協力して取り組むため、業務連携に関する覚書を締結し共同記者会見を行いました。

◆放射能汚染水の漏えいに対する要請活動

9月5日に北海道・東北ブロック交流会で決議した放射能汚染水対策に関する要望について、当協会藤岡会長と笠原副会長は、うつくしまふくしま

農業法人協会高橋会長とともに、9月9日、首相官邸において菅 義偉 官房長官と面会し、農業経営者の立場から「一刻も早く実効性のある具体的措置を国主導で講じるよう」要望を伝えました。



また、東京電力(株)の新妻常正常務執行役に対し、東京電力(株)の不作為と情報開示の遅れに対する厳重抗議を行いました。

◆北海道産地交流会を開催。



北海道農業法人協会と当協会は、10月3日(木)、(一社)日本フードサービス協会・(一社)日本惣菜協会と共催し、北海道内で産地交流商談会を開催しました。

ご挨拶に立った日本フードサービス協会 安部修二会長(吉野家ホールディングス)は「北海道食材の魅力を再発見した。これからも生産者との連携をより発展させていきたい。」とし、当協会笠原

節夫副会長は「明日の農業を支えるためにも、外食・中食の皆様には農業法人会員の生産する食材をもっと買ってほしい。」と話しました。今回は、外食・中食バイヤー37名、生産者等37名が参加し盛会となりました。

◆第4回ファーマーズ & キッズ フェスタ2013開催。

当協会が構成団体となっているファーマーズ & キッズフェスタ実行委員会は、11月9日(土)～10日(日)、東京・日比谷公園で「第4回ファーマーズ&キッズフェスタ2013」を開催しました。本フェスタは、日本全国のプロ農業者が集い「農業と子どもの元気が日本を元気にする」をテーマに2日間で58,100人の来場者を集めました。



初日のオープニングセレモニーには、林芳正農林水産大臣にもご参加いただき、お昼時の再来場を含めて、数多くの出展ブースをご視察いただきました。

会場全体の76ブース中、会員の皆様から28ブースにご出展いただきました。キッズ向けショーや伝統芸能、大抽選会、アヒルレース、子豚ふれあいコーナー、チャリティー炊き出しなどの様々な体験イベントに多くの家族連れが参加しました。

また、全国の知事から寄せられた応援メッセージが芝生ステージ付近に掲示され、知事からのエ

ールでイベントを盛り上げました。都道府県農業法人組織の皆様のご支援、ご協力に感謝申し上げます。



知事メッセージボードと林 芳正 農林水産大臣

◆新たな農業政策に関する意見交換会等を開催。



1月31日(金)、会員約40人が集まり都内で「新たな農業政策に関する意見交換会」を開催しました。意見交換会では、農水省の奥原経営局長から「農地中間管理機構」の説明の後、質疑応答が行われました。



また、意見交換会の後には「農業界と経済界との交流会」が開かれました。双方の業界が連携して実施する新規事業の説明が行われた他、参加した会員約40人は経済界から集まった約70社120人あまりの企業担当者らと積極的に名刺交換などを行いました。

食料・農業・農村に関心をもつ農外企業等を対象とした

アグリサポート倶楽部のご紹介

公益社団法人日本農業法人協会

アグリサポート倶楽部とは

- わが国の食料・農業・農村に関心をもつ企業等が、その事業や活動等を通じ農業法人等をサポートしうる情報やサービスを当協会会員等に提供するとともに、当協会からもこれら企業等に対し農業法人等に関する情報等を提供する仕組みです。
- 企業等と会員等が交流・相互理解の促進を図る仕組みです。
- 当協会は、こうした情報サービスの提供や交流等の機会を提供します。

具体的な活動

- 当協会HP内に開設するアグリサポート倶楽部（ASC）の専用サイトにおいて、ASC会員から農業法人会員に対し情報サービスを提供します。
- ASC会員から当協会会員に対し個別のサービスを提供。この場合、個別情報サービスの取扱いは約定等をもって定めています。
- 当協会からASC会員に対し農業法人等に関する情報サービスを提供。
- ASC会員と農業法人会員等が交流・相互理解を促進。

ASC会員の加入状況

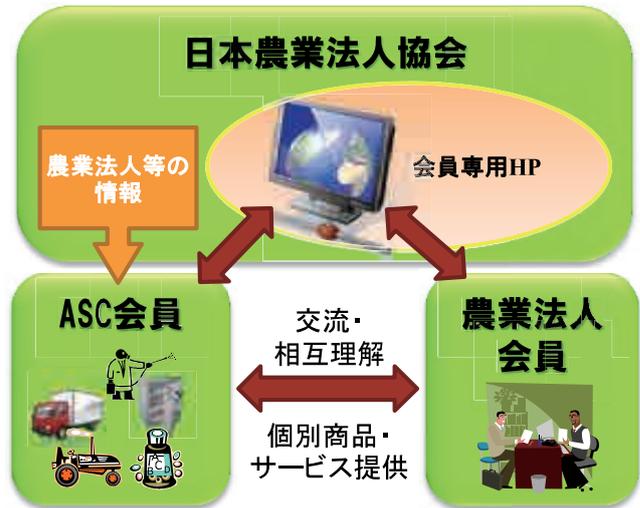
- 109会員（2014年4月末現在）

会費

- 入会金なし
- 年会費 企業等：50,000円

アグリサポート倶楽部の仕組み

ASCの専用ページに掲載いただいた情報は、農業法人会員へ提供されます。またASC会員は当協会が発行するFAX通信、セミナー案内などをはじめ、農業法人に接する様々な機会を提供します。



※入会に際しては、面接等による審査がございます。

アグリサポート倶楽部 会員名簿

(2014年4月末現在、入会順)

八木 宏典 様	住友化学(株)	リサーチ醸産(株)	(株)NKB	三菱商事アグリサービス(株)	アスレックスタイル(株)	(株)トブコン	新日本有限責任監査法人
岸 康彦 様	ナガセサンバイオ(株)	富士通(株)	(株)みずほ銀行	ニチバン(株)	大和企業投資(株)	一般社団法人日本能率協会産業振興センター	帝人(株)
日立キャピタル(株)	(株)三菱東京UFJ銀行	日東エフシー(株)	(株)愛華	野村アグリプランニング&アドバイザー(株)	(株)パスコ	共立製薬(株)	IDECシステムズ&コントロールズ(株)
片倉チッカリン(株)	(株)三井住友銀行	(株)浜口微生物研究所	東海物産(株)	クボタシーアイ(株)	三井金属計測機工(株)	ホシザキ北信越(株)	(株)コネク・アグリフード・ラインズ
(株)協同宣伝	アグリビジネス・ソリューションズ(株)	イングロー農材(株)	シンジェンタジャパン(株)	(株)都築経営研究所	(株)サカタのタネ	AIU損害保険(株)	大坂堂島商品取引所
全農グリーンリソース(株)	日鉄住金テクノロジー(株)	レンゴー(株)	(株)サンカネットワーク	(株)NHKプロモーション	興和(株)東京支店	サンテラ(株)	ハイパーアグリ(株)
共栄火災海上保険(株)	協友アグリ(株)	ナラサキ産業(株)	バイエルクロップサイエンス(株)	三井化学アグロ(株)	ニチワ電機(株)	一般社団法人日本農業機械化協会	JA全農青果センター(株)
セントラル化成(株)	朝日工業(株)	JAICシードキャピタル(株)	一般社団法人日本食農運携機構	(株)ミツハシ	ヤンマー(株)	株式会社イオン銀行	(株)井口
クミアイ化学工業(株)	コープケミカル(株)	(株)NOPPO	井関農機(株)	一般社団法人アグリフューチャージャパン	(株)ピオラ	東京海上日動火災保険(株)	(株)インターリスク総研
(株)損害保険ジャパン	ブルデンシャル生命保険株式会社	日本石灰窒素工業会	(一社)農山漁村文化協会	特定非営利活動法人日本GAP協会	(株)クボタ	双日(株)	日本生活協同組合連合会
アグリビジネス投資育成(株)	(株)農林中金総合研究所	アサヒグループホールディングス株式会社	コスモ石油(株)	三井住友海上保険(株)	(株)神明	全国米穀販売事業共済協同組合	東京デリカフーズ(株)
(株)グレイン・エスピー	一般社団法人農業経営支援センター	(株)コバヤシ	三菱商事(株)	東日本電信電話(株)	ソリマチ(株)	オリックス自動車(株)	
JA三井リース(株)	(株)ビジネスガイド社	信越化学工業(株)	シバヤ精機(株)	(株)農林水産広報センター	(株)アグリ吉野家IS	三井化学(株)	
日産化学工業(株)	全国農業経営専門会計人協会	(株)アグリコンパス	武甲産業(株)	(株)ベルグリーンワイズ	(株)東芝	豊田肥料(株)	



第5回

ファーマーズ&キッズフェスタ2014

～農業と子供の元気が日本を元気にする～

今年で5回目を迎える「ファーマーズ&キッズフェスタ」。
「日本には、元気な農業があるんだ!」という農業者のメッセージが、
都市部の子供たちに伝わって欲しい。
たくさんの元気で、最高の農産物と、楽しい体験コーナーを、全国の
農業者が日比谷公園に持ち寄ってきます。
ここでしか味わえない「日本の農業の元気!」。
ぜひご来場いただき、感じて下さい。



開催日 2014年11月8日(土)・9日(日)

場 所 日比谷公園

【観る】



地方に伝わる芸能から
子供たちに大人気のキ
ャラクターショーまで、
一日中楽しいステージ!

【遊ぶ】



動物たちとの触れあい、
大人も楽しい超巨大な
農機の試乗体験、
楽しいテントがいっぱい!

【食べる】



プロ農業者のこだ
わり農産物が全国
から集まってきます!

【学ぶ】



プロ農家の野菜を販売する
八百屋さん体験から、縄細
工や食べ比べ等、楽しんで
学べる企画がたくさん!

=ホームページ&Facebookをチェック! =

ファーマーズ&キッズフェスタのホームページ&Facebookでは、ファミリーや大学生の農業体験・ステージや
出展者などの情報を随時掲載していきます。

ホームページ <http://farmerskids.jp/>

Facebook <https://www.facebook.com/farmers.kids>

◇お問い合わせ先

ファーマーズ&キッズフェスタ実行委員会(公益社団法人日本農業法人協会内) TEL:03-6268-9500 keiei-sien@hojin.or.jp

我々公益社団法人日本農業法人協会は、
“農業の未来を拓く会”です。

日本農業法人協会 VISION2007 より

【基本理念】

- 食料の供給責任を果たします。
- 地域社会の発展と環境保全に貢献します。
- 熱き農業のプロを育てます。

【目 標】

世界最高品質の農業経営を実現し、
その成果によって社会を幸福にします。



農業法人白書(2013年版) 2014年5月発行

定価：2,700円(本体2,500円、消費税200円)

発行：公益社団法人日本農業法人協会

<http://www.hojin.or.jp> nogyo@hojin.or.jp

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル1階

TEL：03-6268-9500 FAX：03-3237-6811